

第2次静岡市環境基本計画

～人々が豊かな環境を育み 環境が健やかな人を育むまち・静岡～



平成27年3月

静岡市

はじめに

本市は、3,000m級の山々が連なる南アルプスから水深約2,500mの駿河湾へと繋がる世界でも極めて珍しい標高差約5,500mという自然環境を有しており、その山、川、海の自然や生きものたちから得られる多くの恵みによって、豊かな経済活動を営んでいます。



私たちは、この豊かで多様な環境を将来の世代へ継承するため、これまで第1次環境基本計画に基づき、市民・事業者・行政が一体となり清流の保全をはじめ、生活環境や自然環境、地球環境などの保全に向けて取り組んでまいりました。

それらの成果として、平成25年6月には、三保松原が世界文化遺産「富士山」の構成資産に、また、平成26年6月には、南アルプスがユネスコエコパークに登録されるなど、多くの皆さまが磨き上げてきた本市の自然環境が、世界基準の資産となったところであります。

この登録を一里塚として、第2次静岡市環境基本計画では、基本方針に「人々が豊かな環境を育み 環境が健やかな人を育むまち・静岡」を掲げ、本市が有する世界基準の資産をさらに磨き上げ、高いレベルの環境を構築し、環境面から『「世界に輝く静岡」の実現』を目指してまいります。

そのためには、市民や事業者の皆さまが主体となった環境保全活動が積極的に展開され、シチズンシップが発揮された市民主体のまちづくりを行っていただくことが重要ですので、皆さまのより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たり、答申をまとめていただいた静岡市環境審議会の委員各位をはじめ、積極的にご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆さま方に心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

静岡市長 田辺 信宏



第2次静岡市環境基本計画

～人々が豊かな環境を育み 環境が健やかな人を育むまち・静岡～



【目 次】

第1章 計画の基本となる事項	1
第1節 計画策定の背景	2
第2節 計画の期間	4
第3節 計画の役割と位置づけ	5
第4節 計画の範囲	5
第5節 環境基本計画の策定方針	6
第6節 第1次環境基本計画の総括	7
第2章 環境の現状と課題	13
第1節 静岡市の現状	14
第2節 生活環境	16
第3節 自然環境	21
第4節 地球環境	24
第5節 循環環境	27
第3章 計画の基本方針と目標	29
第1節 基本方針	30
第2節 基本目標	33
第4章 目標達成に向けた施策	35
第1節 施策の体系	36
第2節 住み良さを実感できる生活環境をつくります（基本目標1）	37
第3節 豊かな自然環境を守り、次の世代へ繋いでいきます（基本目標2）	47
第4節 総合的に地球温暖化対策に取り組みます（基本目標3）	53
第5節 環境に配慮した廃棄物政策を推進します（基本目標4）	63
第5章 重点プロジェクト「南アルプスユネスコエコパーク」推進プロジェクト	69
第1節 南アルプスユネスコエコパーク推進プロジェクト	70
第6章 環境配慮事項	73
第1節 地域特性格環境配慮事項	74
第2節 事業別環境配慮事項	80
第7章 計画の推進方策	85
第1節 推進体制	86
第2節 進行管理	88
資料編	89

第1章

計画の基本となる事項

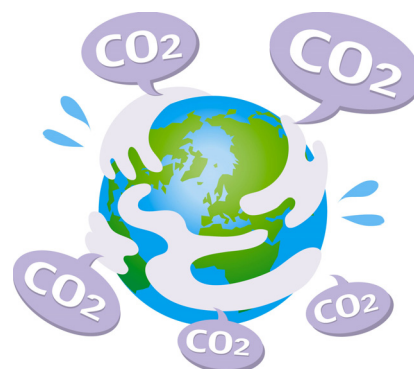
- 第1節 計画策定の背景
- 第2節 計画の期間
- 第3節 計画の役割と位置づけ
- 第4節 計画の範囲
- 第5節 環境基本計画の策定方針
- 第6節 第1次環境基本計画の総括

第1節 計画策定の背景



1-1 複雑化する環境問題

平成26年11月にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）が発表した第5次評価報告書統合報告書では、人間活動により地球温暖化が進行していることが改めて確認されるとともに、今世紀末には最大で気温が4.8℃、海面が82cm上昇する恐れがあると予測しています。また、同報告書によると、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑えるという国際目標を達成するためには、今後の二酸化炭素排出量を1兆t以下に抑える必要があることや、地球温暖化の深刻な悪影響を避けるために、今世紀末に温室効果ガスの排出量をほぼゼロにする必要があると指摘しています。



このような地球温暖化の影響に加え、開発による自然環境への影響、里地里山の管理など自然に対する人間の働きかけの低下、外来種の移入などにより、私たちの生活の基盤を支える生物多様性の低下の問題が生じています。さらに、近年では国境を越えて汚染が拡大する微小粒子状物質（PM2.5）など、新たな環境問題に関心が高まっています。

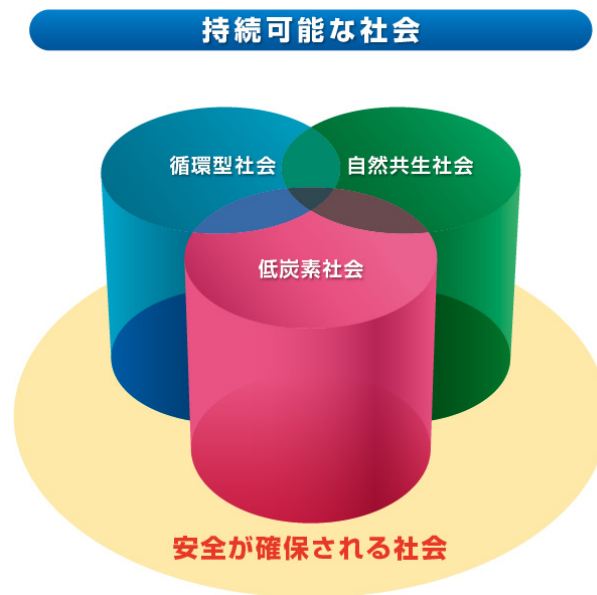
これら複雑化する多くの環境問題に対して、私たちは「地域の取り組みから地球全体へ波及する取り組みへ」、「現世代から未来の世代へ」と視野を広げ、環境への負荷を最小限にするよう一人一人が努力しなければいけません。そのためには、市民・事業者・行政の各主体が連携・協力して環境の保全に関する取り組みを推進していくことが求められています。

1-2 持続可能な社会を目指すために必要な「4つの社会」

このような複雑化する環境問題に対応するため、国においては平成19年6月に「21世紀環境立国戦略」を閣議決定し、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」づくりの取り組みを総合的に進めていくことにより、持続可能な社会を目指すという概念を示しました。また、平成24年4月に閣議決定された「第四次環境基本計画」では、これら3つの社会に加え、その基盤として「安全が確保される社会」を新たに掲げ、全部で4つの社会を目指しています。

さらに、持続可能な社会を構築するうえでは、環境分野のみを対象とするのではなく、経済や社会といった分野と連携し、「グリーン化」や「グリーンイノベーション」の推進の必要性についても触れています。

本市においても、持続可能な社会を実現するために必要な4つの社会を目指すとともに、グリーン経済の実現や地域の社会的課題の解決などを包括的に踏まえた施策を展開していく必要があります。



持続可能な社会を目指すために
必要な4つの社会

【資料：第四次環境基本計画】

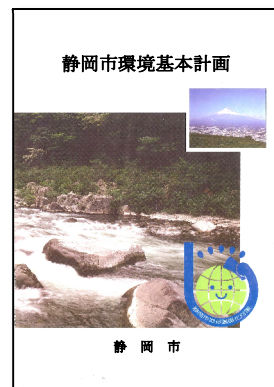
1-3 新たな環境基本計画の策定

本市では、これまで、「静岡市環境基本条例（平成16年3月制定）（以下「条例」という。）」に基づき「静岡市環境基本計画（以下「第1次環境基本計画」という。）」を策定し、条例に定める5つの基本理念の実現に向け、本市の自然や社会条件に応じた環境の保全に関する施策を実施してきました。

その結果、市民一人1日当たりのごみ総排出量の削減や污水处理人口普及率の拡大、また、市民参画や環境教育の推進など一定の成果を上げてきました。その一方で、市民一人当たりの都市公園面積や間伐実施面積などは目標を達成できず、引き続き対応していかなければならない課題も残されました。

また、第1次環境基本計画策定以後に全国的な課題となっている東日本大震災以降の火力発電への依存度の高まりに伴う温室効果ガス排出量の増加や、大規模開発による自然環境への影響など、新たな課題への対応も求められています。

そこで、平成17年度に策定した第1次環境基本計画が10年の計画期間を満了したことに伴い策定する「新たな静岡市環境基本計画（以下「第2次環境基本計画」という。）」では、これらの課題への対応や国内外における持続可能な社会の構築に向けた取り組みなどを踏まえた計画としていきます。



第1次環境基本計画

5つの基本理念

良好な環境の保全と将来への継承（第3条）

すべての者は、市民にとって安らぎや潤いが実感できる健康で快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を保全し、これを将来の世代へ継承していかなければならない。

環境の共有性の認識（第4条）

すべての者は、市のいずれの地域における環境も、すべての市民共有の財産であるとの認識の下、生態系の多様性に配慮しつつ、自然との触れ合いのあるまちの実現を目的として、自然環境を維持し、及び向上させることについて、行動しなければならない。

環境の有限性の認識（第5条）

すべての者は、環境に関する資源が有限であるとの認識の下、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能なまちを構築することを目的として、自主的かつ積極的に行動しなければならない。

地球環境への影響の認識（第6条）

すべての者は、その日常生活、事業活動及び施策において、それが地球環境に影響を及ぼしうることを認識しなければならない。

環境の保全の尊重（第7条）

第3条から前条までに定める理念を実現するため、市民、事業者及び市がそれぞれの責務に応じた公平な役割を分担し、その社会的経済的活動を行う際に、環境の保全を最大限尊重しなければならない。



名勝・日本平からの眺め

静岡市環境基本計画策定後の主な動き

年度	環境関連法令などの動き	静岡市の動き
H17	<ul style="list-style-type: none"> 「京都議定書目標達成計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 政令指定都市へ移行 「静岡市環境基本計画」策定 蒲原町と合併
H18	<ul style="list-style-type: none"> 「第三次環境基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「静岡市清流条例」施行 南アルプス世界自然遺産登録推進協議会設立 「静岡市環境教育基本方針」策定
H19	<ul style="list-style-type: none"> 「21世紀環境立国戦略」閣議決定 「第三次生物多様性国家戦略」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 臭気指数規制導入 清流の都・静岡創造推進協議会設立 「静岡市地球温暖化対策地域推進計画」策定
H20	<ul style="list-style-type: none"> 「生物多様性基本法」施行 「エコツアーリズム推進法」施行 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 北海道洞爺湖サミット開催 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 由比町と合併
H21	<ul style="list-style-type: none"> 「生物多様性国家戦略 2010」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例」施行 「静岡市産業廃棄物処理対策基本計画」改定 「静岡市一般廃棄物処理基本計画」策定
H22	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性 COP10（名古屋）開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「静岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」策定
H23	<ul style="list-style-type: none"> 「生物多様性地域連携促進法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「静岡市生物多様性地域戦略」策定
H24	<ul style="list-style-type: none"> 「第四次環境基本計画」閣議決定 「生物多様性国家戦略 2012-2020」閣議決定 「革新的エネルギー・環境戦略」決定 	<ul style="list-style-type: none"> 静岡市環境マネジメントシステム(SHI-EMS)運用開始
H25	<ul style="list-style-type: none"> 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」施行 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」改正 「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」（三保松原が構成資産の1つ）が世界文化遺産に登録
H26	<ul style="list-style-type: none"> 「エネルギー基本計画」閣議決定 「水循環基本法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 南アルプスユネスコエコパーク登録 「第2次静岡市環境基本計画」策定

第2節 計画の期間



第2次環境基本計画は、長期的展望に立った「基本方針」や「基本目標」を設定しますが、「目標達成に向けた施策」の実施期間は「第3次静岡市総合計画」との整合を図り、平成27年度を初年度とし、平成34年度までの8年間とします。

ただし、環境問題や社会的状況に大きな変化が生じた場合は、計画期間にとらわれず計画の見直しを行い、これらに適切に対応することとします。

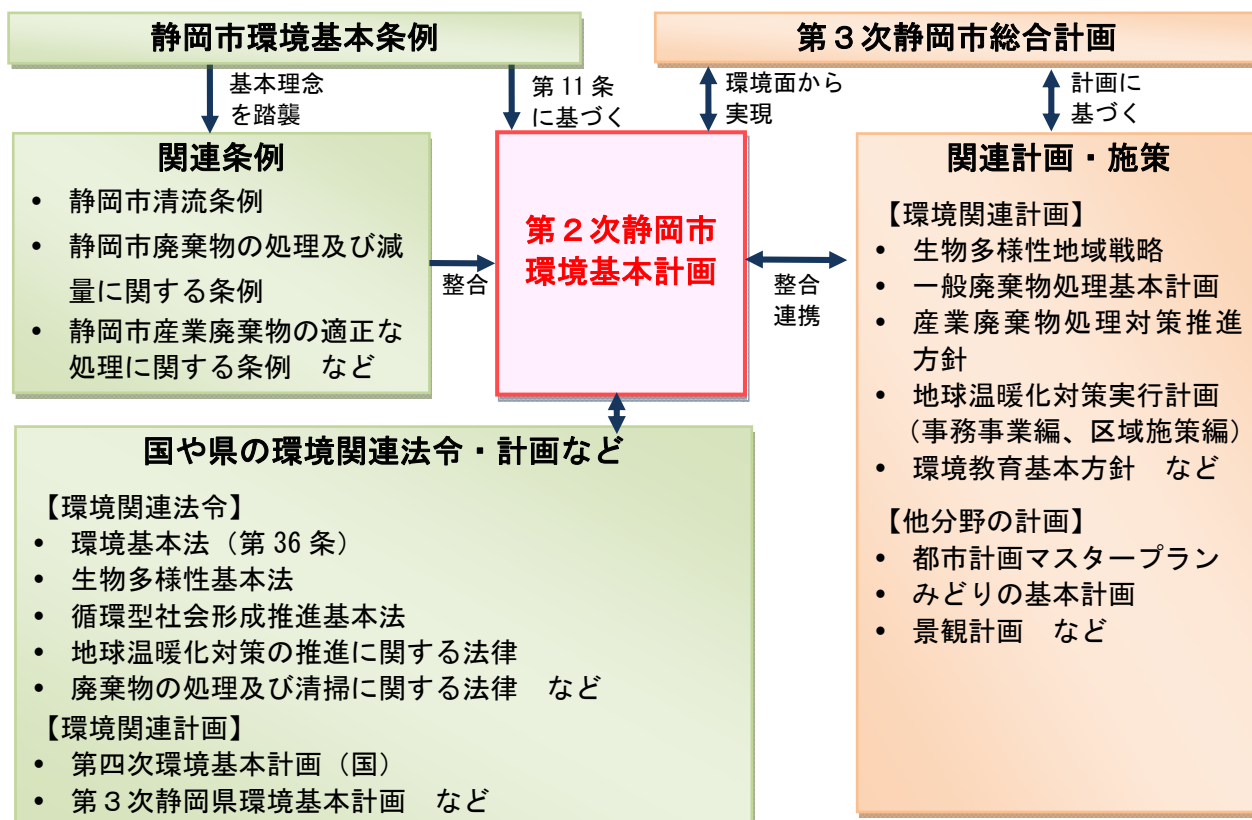


第3節 計画の役割と位置づけ



第2次環境基本計画は、条例第11条に基づいて策定するもので、市民・事業者・市（行政）それぞれが担うべき役割を明らかにし、さまざまな主体が連携、協働しながら積極的な取り組みを促進することを目的としています。また、「第3次静岡市総合計画」に掲げられているまちづくりの目標『「世界に輝く静岡」の実現』のために、環境面から施策を推進する役割を担っています。

なお、本市が進めている各種計画や施策などについては、相互に連携を図りながら推進していきますが、環境分野においては第2次環境基本計画の方向性を尊重していきます。



第4節 計画の範囲



第2次環境基本計画の対象となる区域は、静岡市の行政区域とします。

第2次環境基本計画の対象とする環境分野は、以下のとおりとします。ただし、環境問題は各項目が相互に関わりあっていることから、ひとつの取り組みが複数の分野に関わるものもあります。

計画の対象分野のキーワード

環境分野	環境要素の例	
生活環境	大気・悪臭、水質、騒音・振動、土壌汚染、有害化学物質、歴史・文化、景観、公園・緑地、地下水、上下水道 など	環境教育、環境学習、環境保全活動、環境情報
自然環境	森林・農地・河川・海岸、生物多様性、エコツーリズム、自然とのふれあい など	
地球環境	エネルギー、地球温暖化、再生可能エネルギー、適応化 など	
循環環境	ごみの減量・資源化、ごみの適正処理、不法投棄、環境美化 など	

第5節 環境基本計画の策定方針



第2次環境基本計画では、以下の策定方針に基づいて、計画を策定します。

■総合計画や関連計画と効果的に連携し、実効性のある計画とします

環境基本計画は、総合計画のまちづくりの目標を環境面から実現するための計画であるとともに、環境分野における関連計画の上位計画として位置付けられます。さらに、都市インフラ整備など他分野の関連計画との調整の必要もあります。そのため、環境基本計画の策定に当たっては、総合計画や関連計画との整合を図った上で、取り組みに対する指標を設定し、それらの進捗管理を行うことで実効性のある計画とします。

■これまでの取り組みの評価及び最新の社会情勢などを踏まえた計画とします

第2次環境基本計画に掲載する事業については、第1次環境基本計画で実施した取組内容を評価することで成果や課題、問題点などを洗い出し、そこに最新の国の動向や社会情勢などを反映させた計画とします。

■市民主体のまちづくりを推進します

多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し支えあう、「共生社会」の実現のために、「知らせる」、「やってみる」、「深める」、「つながる」の4つのステップを踏んで、市民自治の意識を高めていきます。

このステップの中で、誰もが暮らしやすく、自分らしく輝くことのできる社会を目指し、市民協働などの意識の醸成に取り組むとともに、「シチズンシップ」が発揮される市民主体のまちづくりを推進していきます。

■市民・事業者意識を反映した施策体系を構築します

環境面からまちづくりの目標を実現するためには、各種施策を講じていくことが必要となります。しかしながら、限られた経営資源の中で全ての施策を実施することは困難です。そのため、第2次環境基本計画では、市民・事業者ニーズを反映し、優先的に取り組むべき項目を見極めながら各種施策を実施していきます。

■環境教育・環境学習に関する取り組みを推進します

持続可能な社会を実現するためには、市民一人一人の環境意識を醸成し、自らの考えで判断することで、環境に配慮した取り組みを实践する「人材」を育てる環境教育・環境学習がとても重要となります。

そこで、第2次環境基本計画では、より多くの方が環境に対する知識を身につけ環境保全活動に取り組んでいただくための施策を推進していきます。

計画の策定方針

1
総合計画や
関連計画との
連携

2
取り組みの
評価と社会
情勢の反映

3
市民主体の
まちづくりの
推進

4
市民・事業者
の意識の
反映

5
環境教育・
環境学習の
取り組み推進

第6節 第1次環境基本計画の総括



6-1 環境指標の目標達成状況

第1次環境基本計画では、5つの基本目標を実現するため、具体的な14の「環境目標」を設定し、さらに、環境目標の達成状況を把握・評価する14の「環境指標」を設定して、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを推進してきました。

平成25年度における環境指標の達成状況のうち、「⑩エコライフ宣言数」「⑫子どもエコクラブ参加者数」「⑬環境マネジメントシステム認証取得事業所数」「⑭環境関連新産業創出数」は目標を既に達成し、「①一人1日当たりのごみ総排出量」「⑥污水处理人口普及率」「⑦生物確認種数」は達成の見込みとなっています。

その一方で、「③環境基準達成率」「④一人当たり都市公園面積」「⑤間伐実施面積」「⑧市の事務事業からの温室効果ガス排出量」は目標の達成が困難であると考えられます。そのほかの環境指標は、単年度実績での評価又は計画策定当初から大きく社会情勢などが変化したため評価不可となったものです。

第1次計画の数値目標の達成状況

指標	策定時の値	現状 (H25)	目標 (H26)	評価
基本目標1：健康で安心して暮らせる生活環境の形成				
①一人1日当たりのごみ総排出量 ^{※1}	1,156g/人日 (H20年度)	1,019g/人日	1,000g/人日 (H31年度)	○
②再生利用率（再生利用量/ごみ発生量）	16.1%/年 (H15年度)	16.3%/年	19.3%/年	—
③環境基準達成率 (基準適合地点/全地点)	70% (H16年度)	78.2%	100%	×
④一人当たり都市公園面積 ^{※1}	5.6m ² /人 (H19年度)	5.95m ² /人	8.4m ² /人以上 (H29年度)	×
基本目標2：豊かな自然の恵みの享受と継承				
⑤間伐実施面積（累計）	1,098ha (H16年度)	9,358ha	13,350ha	×
⑥污水处理人口普及率 ^{※1}	74.0% (H15年度)	88.6%	89%	○
⑦生物確認種数	1,702種 (H14年度)	1,724種	1,702種	○
基本目標3：地球環境保全への積極的参加				
⑧市の事務事業からの温室効果ガス排出量 ^{※1}	256,487t-CO ₂ (H21年度)	256,276t-CO ₂	H21比5%以上削減 (H27年度)	×
⑨公共工事の熱帯材型枠使用率	50%以内/年 (H16年度)	91.7%/年	50%以内/年	—
⑩公共交通機関（バス）利用者数	3,281万人/年 (H16年度)	2,739万人/年	3,608万人以上/年 ^{※2}	—
基本目標4：市民参画と環境教育の推進				
⑪エコライフ宣言数 (H22より「省エネチャレンジシート事業」)	4,285枚/年 (H16年度末)	64,426枚/年 (H21年度)事業終了	10,000枚/年	◎
⑫子どもエコクラブ参加者数	延べ6,307人 (H16年度末までの5年間)	延べ14,489人	延べ12,000人	◎
基本目標5：環境と地域活力の好循環の確立				
⑬環境マネジメントシステム認証取得事業所数	103事業所 (H16年度末)	296事業所 (ISO:105, EA:191)	200事業所	◎
⑭環境関連新産業創出数（累計）	産学研究数10件 プロジェクト0件 (H16年度)	産学研究数44件 プロジェクト35件	産学研究数20件 プロジェクト10件	◎

注) ※1：第1次環境基本計画策定後、新たに策定された個別計画の値

※2：「静岡市バス交通計画」（平成25年3月策定）では、2,891万人/年（H29）を目標にしている。

「評価」欄は、◎：達成、○：達成の見込み、×：達成困難、—：単年度実績又は評価困難

6-2 基本目標ごとの成果と課題

第1次環境基本計画の基本目標ごとに主な成果と課題をまとめます。

■基本目標1「健康で安心して暮らせる生活環境の形成」

本市では、資源の循環利用とごみの適正処理を推進するため、平成19年度から「人や物を大切にすることを育む」ことを基本理念に、日本人が忘れてかけている言葉「もったいない」をキーワードとして、静岡版「もったいない運動」を推進してきました。その結果、「一人1日当たりのごみ総排出量」は目標をほぼ達成することができました。しかしながら、まだ政令市平均と比較し一人1日当たりのごみ総排出量が多いことから、今後も更なるごみ減量を推進していく必要があります。



沼上清掃工場

また、環境基準については、近年、汚水処理人口普及率が向上しており、河川水質BODも改善傾向にあります。平成20年度には大気汚染常時監視測定局の適正配置を実施し、大気汚染監視体制の整備にも努めました。しかしながら、環境基準の達成率は目標の100%には達していないため、今後も達成率の向上が求められます。

そして、快適な生活環境を形成する都市公園については、着実に整備は進めているものの、限られた経営資源の中で大規模な整備を行うことは困難であるため、目標の達成は難しいものとなりました。今後は、無償借地による公園整備など新たな手法を踏まえた施策を実施する必要があります。

なお、再生利用率については、近年、民間による資源回収も増えており、全ての数値を正確に把握することは困難であるため評価困難としています。

■基本目標2「豊かな自然の恵みの享受と継承」

本市では、南アルプスから駿河湾に広がる豊かな自然環境を守り、育み、将来に受け継ぐため、平成23年11月に「静岡市生物多様性地域戦略」を策定し、里山整備ボランティアへの支援などの実施により生物多様性の保全を推進しています。その結果、希少種の生息・生育が確認されるなど、着実な成果を上げてきました。また、南アルプス地域においては、周辺9市町村と連携し平成26年6月にユネスコエコパークへの登録が決定し、世界からも高い評価を受けています。



静岡市生物多様性地域戦略

その一方で、広大な面積を持つ本市の森林については、後継者不足や限られた経営資源の中で大規模な整備を行うには限界があるため、「間伐実施面積」は目標の達成が困難となっています。今後は、限られた経営資源の中で、いかに森林の適正な管理を行っていくか検討を行う必要があります。

■基本目標3「地球環境保全への積極的参加」

本市では、平成23年3月に静岡市全域からの温室効果ガス排出量の削減を目指す「静岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、市の事務事業からの温室効果ガス排出量の削減を目指す「静岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進しています。



自転車道の整備

市の事務事業からの温室効果ガス排出量については、東日本大震災以降の火力発電への依存度の高まりによる電力排出係数の増加や、静岡県からの施設の移管、また、本市施設の新設などの理由により、目標の達成は厳しいものとなりました。しかしながら、これまでの省エネルギー活動など着実な取り組みにより総排出量は減少しているため、継続

した取り組みを進める必要があります。

なお、公共工事の熱帯材型枠使用率は、工事の施工内容により使用率が大きく異なること、また、公共交通機関の利用者数は、計画当初と比較し人口減少などの社会情勢が大きく変化したことから、いずれも単年度評価としています。

■基本目標4「市民参画と環境教育の推進」

本市では、環境教育・環境学習を総合的に推進するため、平成19年3月に「静岡市環境教育基本方針」を策定しました。同方針に基づき、平成19年度から学識経験者・地域団体・事業者・市民団体・行政などで、「静岡市環境教育推進会議」を組織し、環境教育の取組状況などの情報交換や協働による環境教育プログラムの検討・開発を実施しています。

また、環境意識の高い人の育成や環境に負荷を与えない地域づくりを目的として、自治会・町内会や学校などを「エコモデル推進地区」に指定し、

日常生活における電気、ガス、水道などの使用についての工夫や、身近な自然観察、自然保護など、環境にやさしい生活に地域ぐるみで取り組んでいます。さらに、平成23年5月には沼上資源循環学習プラザ（しずもーる沼上）、平成26年2月には西ケ谷資源循環体験プラザ（しずもーる西ケ谷）を開設し、ごみ減量・4R推進に関する環境教育・環境学習の拠点施設として活用しています。

目標として設定した「エコライフ宣言数」「こどもエコクラブの参加者数」は着実に増加し、既に目標を達成しています。

環境を保全するためには、一人一人の環境に対する意識の醸成が欠かせないことから、今後もより多くの方に環境教育や環境学習に参加していただくための機会を創出していく必要があります。



水生生物調査

■基本目標5「環境と地域活力の好循環の確立」

環境マネジメントシステム認証取得については、エコアクション21の取得支援セミナーの開催や取得経費に対する助成を実施することにより「環境マネジメントシステム認証取得事業所数」が大幅に増加しており、目標を既に達成しています。

また、目標として掲げた「産学共同研究数」は着実に増加して目標を達成しており、エコビジネスの創出に繋がっています。

持続可能な社会を構築するためには、環境と経済の好循環が欠かせないことから、今後も「グリーン経済」や「グリーンイノベーション」に資する取り組みを行っていく必要があります。



エコアクション21
取得支援セミナー

■重点施策「清流の都創造プロジェクト」

市を挙げた推進体制を確立するため「清流の都創造課」を新たに設置して、本プロジェクトの推進を図ってきました。プロジェクトの核として「静岡市清流条例」を平成18年4月に施行し、清流保全の重点区域や環境教育などによる自発的活動の促進などを定めました。また、市民・事業者・行政が一体となって「清流の都・静岡」を創造するため、平成19年11月に「清流の都・静岡創造推進協議会」を設立し、会員相互の情報交換、環境保全に係る調査研究などを実施することで、より多くの方に「清流の都・静岡」を認知していただきました。



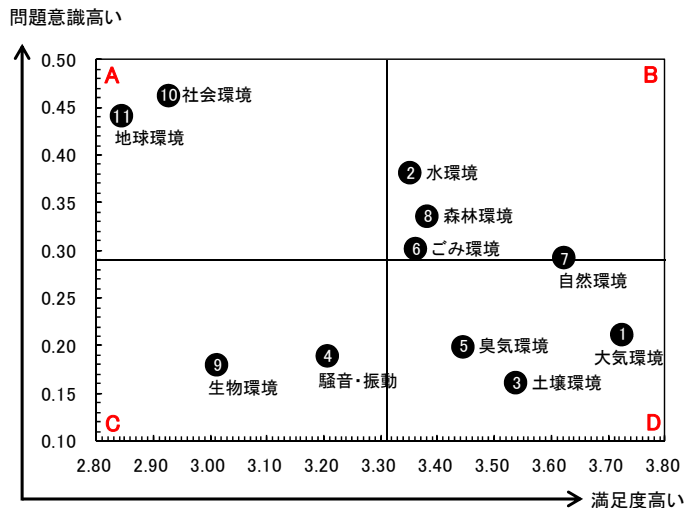
清流・安倍川

6-3 市民・事業者意識調査の分析

市民及び事業者の環境に対する意識やこれまでの取組評価、今後の施策の方針などを把握するため、平成25年度に市民・事業者意識調査を実施しました。市民2,000人、事業者1,000事業所を対象にアンケートを配布し、市民42.7%、事業者48.4%から回答をいただきました。

■環境に対する満足度と問題意識【市民】

Aゾーン（満足度が低く、問題意識が高い）に分類された、⑩公園の広さや交通渋滞・人口減少をはじめとする社会環境、⑪地球温暖化への対応については、公園整備の進捗や地球温暖化対策の意識の高まりから、これまでの取り組みでは不十分と感じる方が多数を占めました。そのため、これらの項目については、今後も重点的に取り組む必要があります。

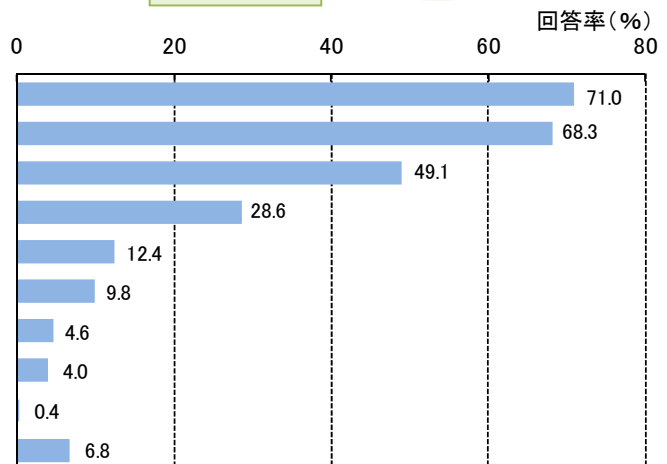
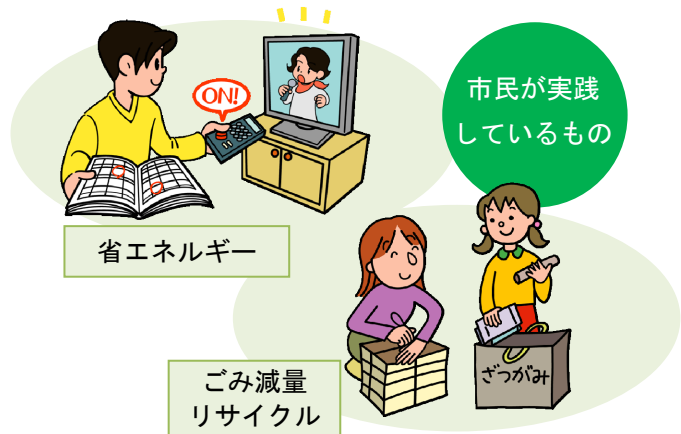


満足度と問題意識の関係 (市民)

【資料：H25 市民意識調査】

■市民の取組状況【市民】

省エネルギー、ごみ減量・リサイクルなどに関する取り組みは「もったいない運動(4R)」の着実な推進により実践されている一方で、実際に環境保全活動やふれあい活動などに参加している人は少ないという結果になりました。今後は、市民参加による環境保全活動やふれあい活動を推進していく必要があります。

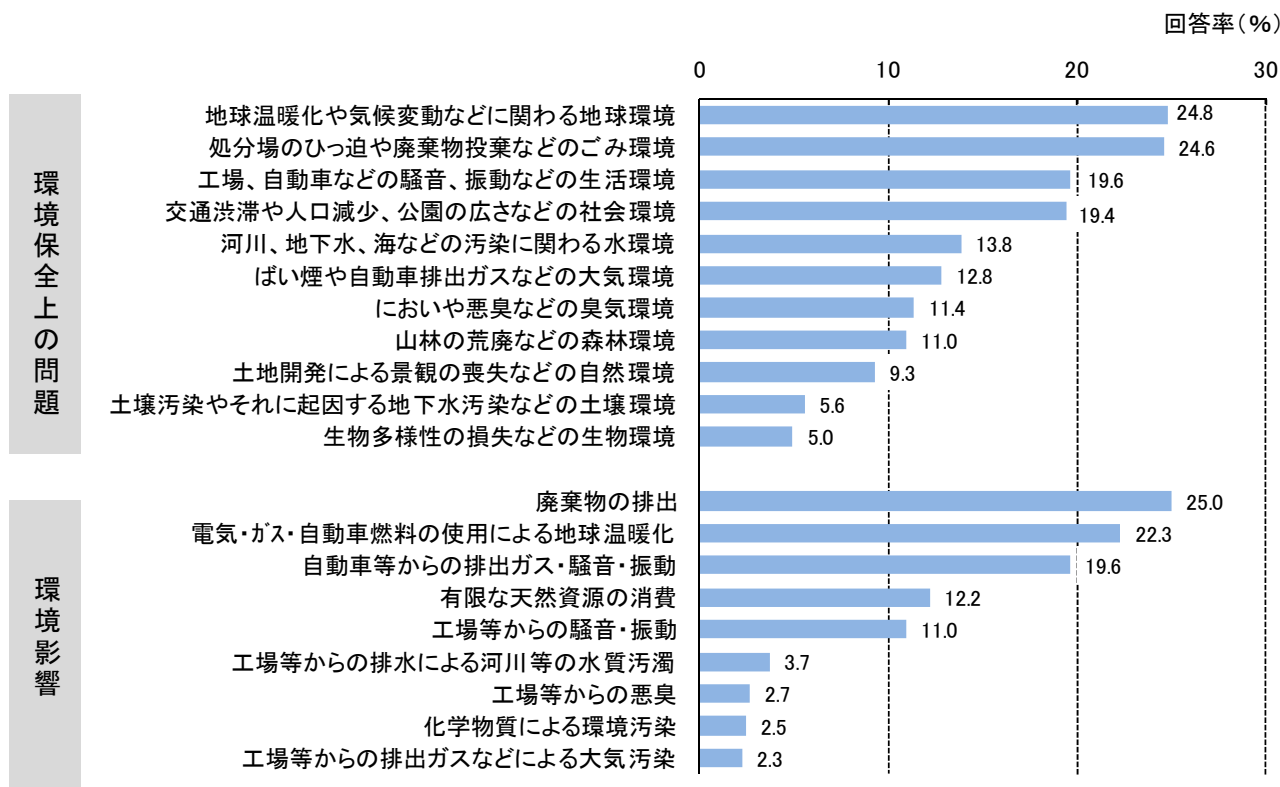
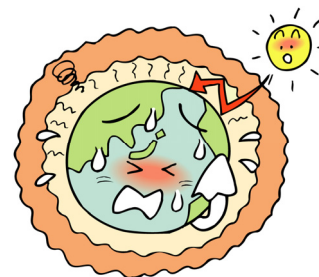


市民の取組状況 (市民)

【資料：H25 市民意識調査】

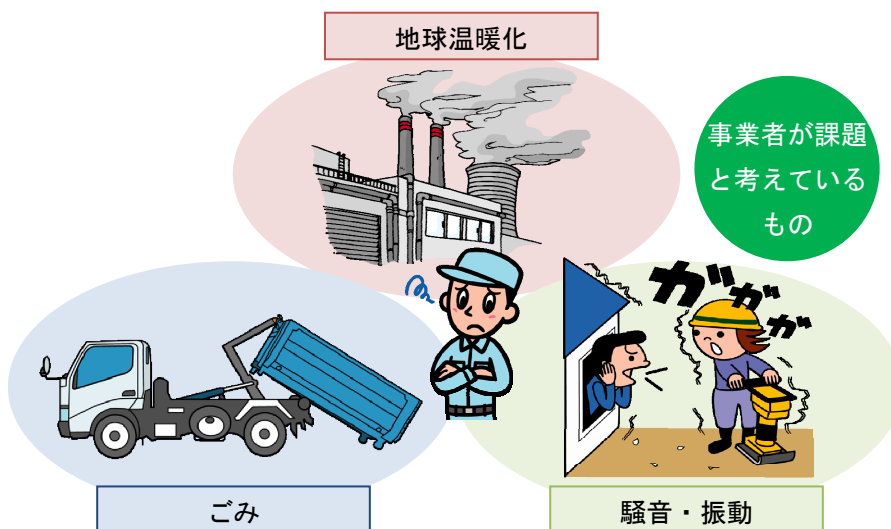
■環境保全上の問題と事業活動による環境影響【事業者】

事業者が環境を保全していく上で問題と考える回答、事業活動による環境影響についての回答については、①地球温暖化や気候変動などに関わる地球環境【問題】、電気・ガス・自動車燃料の使用による地球温暖化【環境影響】、②処分場のひっ迫や廃棄物投棄などのごみ環境【問題】、廃棄物の排出【環境影響】が多数を占めました。これは、事業活動に伴う環境への影響が、そのまま問題意識に繋がっているものであり、これらの項目に対する市の施策を強く求めていることが分かります。



環境保全上の問題と環境影響（事業者）

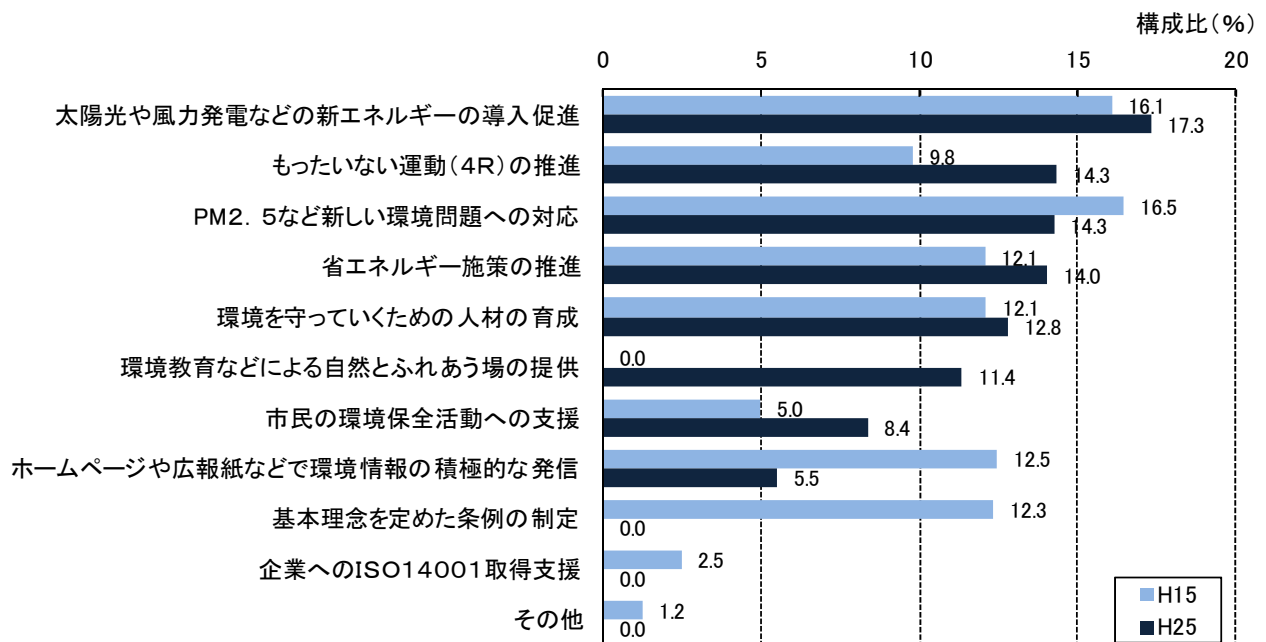
【資料：H25 事業者意識調査】



■市が進めるべき取り組み【市民・事業者】

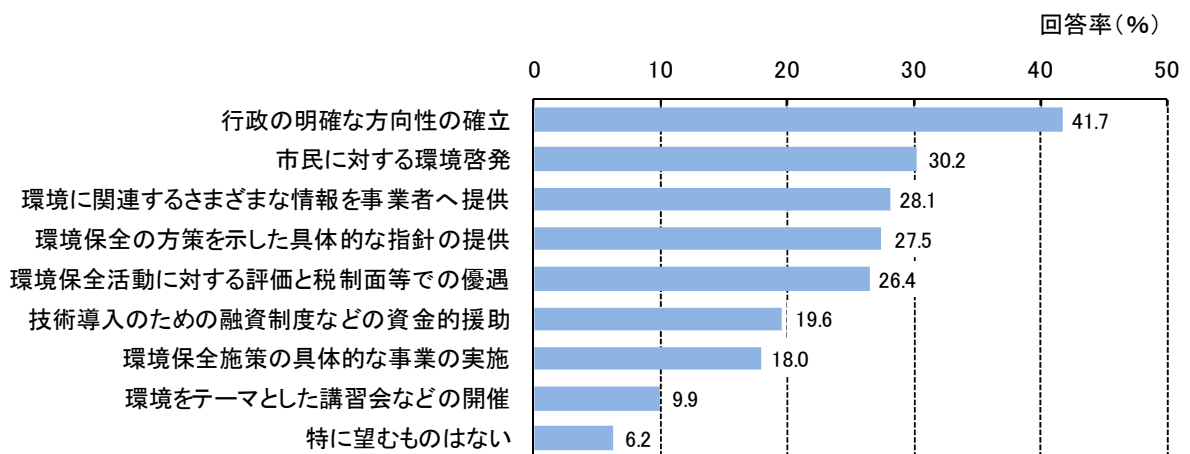
市民の3人に1人以上が、①新エネルギーの導入促進、②もったいない運動（4R）の推進、③新しい環境問題への対応、④省エネルギー施策の推進、⑤環境を守っていくための人材の育成に取り組むべきだと回答しました。そのうち、②もったいない運動（4R）の推進については、過去の調査と比較し、より多くの方が取り組むべきだと回答し、資源循環やごみの適正処理の推進がより重要となっていることが分かります。

また、事業者が行政に求めるものについては、①行政の明確な方向性の確立、②市民に対する環境啓発が多数を占め、第2次環境基本計画においてより具体的で分かりやすい施策の実施が求められています。



※ 構成比が「0.0%」となっている項目は、質問項目として設定していないものです。
市が進めるべき取り組み（市民）

【資料：H25 市民意識調査】



行政に期待すること（事業者）

【資料：H25 事業者意識調査】

第2章 環境の現状と課題

- 第1節 静岡市の現状
- 第2節 生活環境
- 第3節 自然環境
- 第4節 地球環境
- 第5節 循環環境

第1節 静岡市の現状

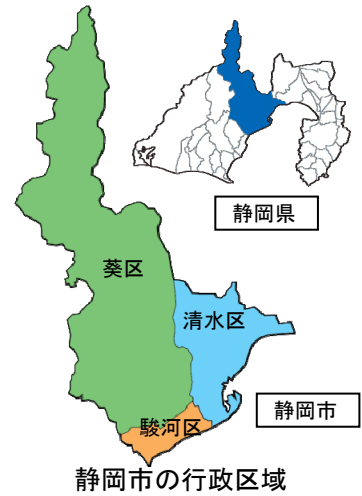


1-1 行政区域

■日本のほぼ中央に位置する静岡市

本市は、我が国のほぼ中央、首都圏と中京圏の中間に位置しています。東は富士市に接し、西は焼津市、藤枝市などに、北は山梨県及び長野県、南は駿河湾に面しています。

平成15年4月1日に旧静岡市と旧清水市が合併して新しい静岡市となり、平成18年3月31日に旧蒲原町、平成20年11月1日に旧由比町と合併し、市の総面積は1,411.93km²（平成25年3月末時点）となっています。



静岡市の行政区域

1-2 地勢

■市域の大部分を占める広大な山地と森林

本市の市域は、標高3,000m級の山々が連なる南アルプスから、最大深度が約2,500mの駿河湾まで実に約5,500mという標高差があり、世界的にも珍しい地域となっています。平野部は市域南部の市街地周辺に限られ、市域の約76%は主に山間地に広がる森林となっています。また、主な河川としては、安倍川や藁科川、興津川、巴川などがあり、駿河湾に注いでいます。駿河湾に突き出た三保半島は砂嘴地形、市街地の中央に位置する丘陵地の有度山は、海底隆起による山地形成という、周辺環境とは異なるメカニズムで形成された地形です。



静岡市の地形の概要

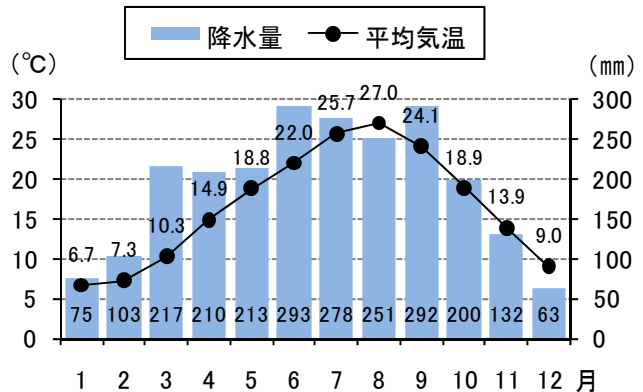
【資料：安倍川水系河川整備計画（国土交通省）】

1-3 気候・気象

■温暖な気候と長い日照時間

本市は温暖多雨の太平洋側気候に属します。市街地の年平均気温の平年値は16.5℃であり、全国的にも温暖な地域となっています。月平均気温は8月が最も高く、1月が最も低くなっています。年降水量は2,324.9mmで、特に梅雨時の6～7月、台風シーズンの9月に多くなっています。なお、井川など標高の高い地域では、冬期に積雪もみられるなど、地域によって気候に違いがみられます。

日照時間は年間2,000時間を超えており、全国的に見ても日照時間の長い地域です。



静岡市の気温及び降水量の季節変化
（平年値：1981～2010年の平均値）

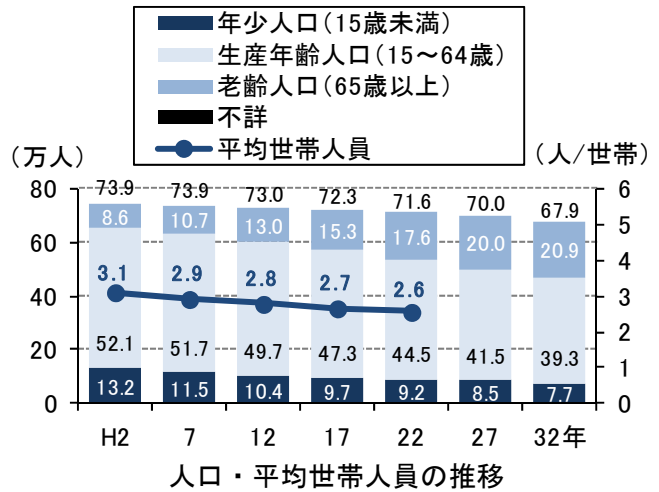
※ 降水量は、少数第1位を四捨五入

【資料：気象庁】

1-4 人口・世帯数

■減少する人口と進行する少子高齢化

国勢調査の結果をみると、人口は減少傾向にあり、平成22年は約71万6千人、約27万9千世帯でした。平成32年には約67万9千人まで人口が減少すると予測されており、今後の急激な人口減少社会を危惧する声が高まっています。



【資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口】

1-5 産業

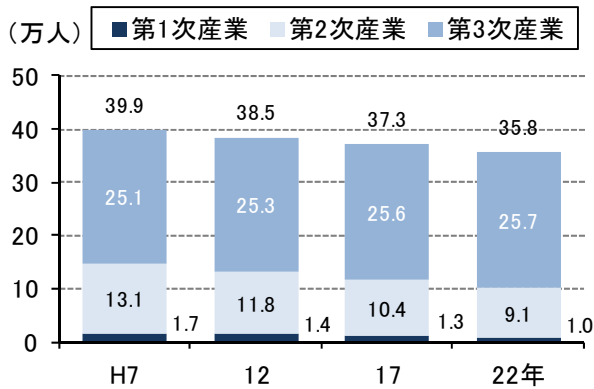
■減少する第1次・第2次産業の人口

産業別人口の推移をみると、第1次産業、第2次産業はともに減少傾向にあり、就業人口全体も減少しています。

第1次産業は、山間地では林業、中間地や市街地周辺などでは農業、湾岸地域では清水港や由比漁港、用宗漁港などを拠点とした水産業が営まれています。本市を代表する農水産物としては、茶、みかん、いちご、わさび、サクラエビ、シラスなどが有名です。

第2次産業は、木製家具や雛具、雛人形、仏壇などの伝統的な製品のほか、近年ではものづくりの技術から発展したプラモデルなどの生産が盛んです。

第3次産業は、卸売業、小売業、サービス業が主であり、今までは中心市街地に集積してきましたが、近年では大型商業施設も郊外に進出しています。



産業別就業人口の推移

※ 第3次産業には「分類不能の産業」の数字を含めて掲載した。

【資料：国勢調査】



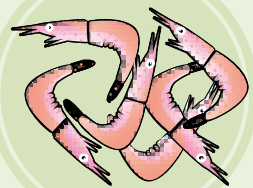
静岡市の特産物

【資料：静岡市生物多様性地域戦略】

コラム

自然の恵み

温暖な気候と大地の恵みの茶やみかん、いちご、駿河湾の豊かな海の恵みであるサクラエビやシラス、清流の恵みのわさびなど、本市の特産物はいずれも自然の恵みからもたらされます。このような産業の源となる自然環境を今後も大切に守り育てながら、持続可能なものとしていくことが重要です。



第2節 生活環境



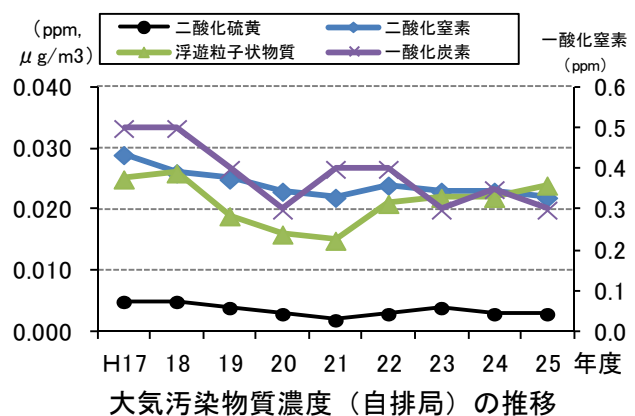
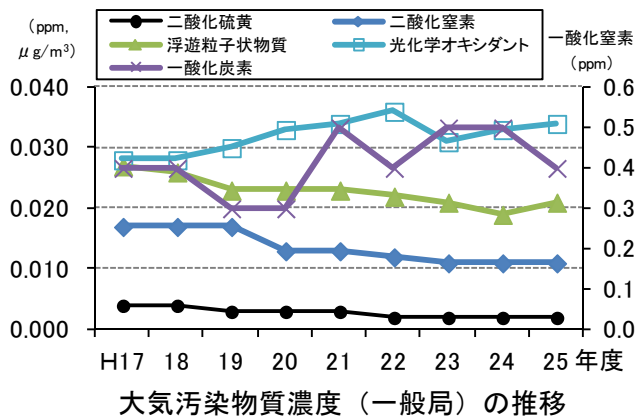
2-1 大気・悪臭

■環境基準を概ね達成している大気汚染物質

大気汚染は、工場や自動車から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物などの一次汚染物質と、光化学反応によって一次汚染物質から生成される光化学オキシダントの二次汚染物質などにより引き起こされます。このうち二酸化硫黄や二酸化窒素などの6物質には環境基準が定められています。

本市では、一般環境大気測定局（一般局）11局と自動車排出ガス測定局（自排局）2局により、大気汚染の常時監視を実施しています。平成25年度は、光化学オキシダントが全測定局、微小粒子状物質が一部測定局で環境基準を達成できませんでしたが、その他の項目は全測定局で環境基準を達成しています。また、大気汚染物質濃度の推移をみると、多くの物質で横ばいもしくは改善傾向を示しています。これは、工場などの固定発生源対策に加え、低排出ガス自動車やハイブリッド自動車などの低公害車の普及が進んでいることが要因として考えられます。

今後、大気環境の改善を図っていくためには、環境基準を達成できていない光化学オキシダントについて、発生源となる工場や自動車の排気ガスなどから排出される窒素酸化物、揮発性有機化合物の排出抑制などの対策強化を図っていく必要があります。



【資料：静岡市の環境（平成26年度年次報告書）】

■今後も監視が必要な有害大気汚染物質

トリクロロエチレンやテトラクロロエチレン、ベンゼンなどの揮発性有機化合物、ダイオキシン類については環境基準が定められており、平成25年度は全ての地点で環境基準を達成していました。

また、平成17年頃に大きな社会問題となったアスベストについては、平成25年度に市内6箇所測定しましたが、全て定量下限値（0.3本/L）以下でした。

これらの有害大気汚染物質は、少量の摂取であっても人体に悪影響を及ぼすといわれていることから、今後も定期的な監視を続けていくことが必要です。

■新たな課題となっている微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中に浮遊している粒径2.5μm以下の粒子状物質です。粒径が小さいため肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。平成25年度は一般局7局、自排局1局において調査し、長期的評価は全8局で達成したものの、短期的評価は一般局4局、自排局1局で環境基準を達成できませんでした。また、日平均値が35μg/m³を超えた日数が8局で合計66日観測されており、将来は環境基準の長期的評価も達成できないことが考えられます。PM2.5については科学的知見が少ないことから、成分分析やデー

タの集積により生成メカニズムを解明し、効果的な対策を検討していくことが必要です。

■酸性度の高い降水

酸性雨は、硫黄酸化物や窒素酸化物などが雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象です。酸性の度合いはpH（水素イオン濃度）で表され、大気中の二酸化炭素が十分溶けた雨のpHが5.6であることから、一般にはpH5.6以下の雨を酸性雨と呼んでいます。周辺地域の状況や季節によっては、火山ガスや黄砂などアルカリ土壌の影響でも変化します。

本市では、酸性雨の全国調査に参加し、広範囲の大気汚染調査に協力しています。1週間ごとに採取した雨水のpHを測定した結果、平成25年度の年平均値は4.89、月平均値は4.71～5.18でした。酸性雨の問題は全国的、国際的な問題となっていることから、今後も定期的な測定や情報収集に努めていく必要があります。

■市全域を対象に臭気指数規制を導入

悪臭について本市では、アンモニアや硫化水素など22種類の特定悪臭物質の濃度を規制する方法を採用してきました。しかし、未規制の物質による悪臭やさまざまな臭いが混じり合った複合臭による苦情が増えているため、平成19年4月1日から人の嗅覚で悪臭を測定する臭気指数規制に変更しました。また、平成20年4月1日からは市全域を対象に臭気指数10の規制基準を適用しています。

しかし、臭気指数規制導入後も悪臭に対する公害苦情件数はほぼ横ばいで推移しており、ここ5年間の合計では、騒音（43.8%）、大気汚染（26.5%）に次ぐ第3位（19.7%）となっています。そのため、臭気指数による規制の周知徹底や、製造業をはじめとする悪臭発生源への対策を推進していく必要があります。

2-2 水質

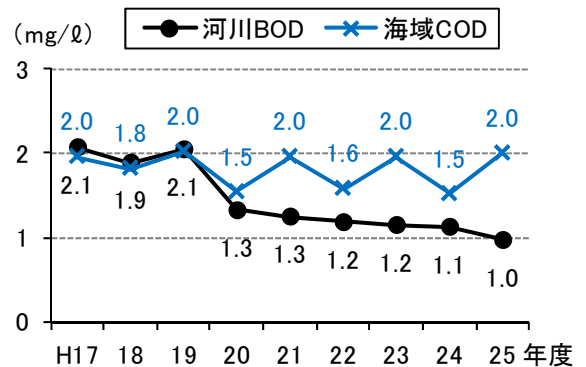
■改善する河川水質と横ばいの海域水質

本市の主要河川のうち、一級河川である安倍川と支流の藁科川は、水量が豊富で水質も良いことで知られ、その大部分が伏流水となって地下を流れています。また、流域の約7割が森林の興津川についても、良好な水質が保たれています。なお、都市部を流れる浜川、巴川、丸子川についてもBODの環境基準を達成し、環境基準の設定がされていないその他の河川でも良好な結果でした。県計画河川調査地点（14地点）のBOD年平均値の推移をみると、近年は改善傾向にあります。

「静岡市清流条例」に規定する清流基準（TOC：全有機炭素）については、平成25年度は全ての地点（安倍川・曙橋、藁科川・牧ヶ谷橋、興津川・八幡橋）において基準を達成しています。

一方、県計画海域調査地点（5地点）のCOD年平均値の推移をみると、近年はほぼ横ばい傾向にあります。平成25年度は、環境基準が設定されている5地点のうち、1地点で環境基準を超過しましたが、残りの4地点では環境基準を達成しました。

しかし、一部の閉鎖性水域（二つ池、麻機遊水地など）や市街地の小河川などでは、家庭からの生活雑排水や小規模事業所からの事業排水に起因する水質汚濁がみられます。また、海域のCODについてもほぼ横ばい傾向が続いていることから、陸域からの環境への負荷を低減していく必要があります。



県計画水質調査地点のBOD・COD平均値
 ※ 河川14地点、海域5地点の平均値
 【資料：静岡市の環境(平成26年度年次報告書)】

■普及が進む汚水処理施設

本市における汚水処理の処理形態は、公共下水道のほか、農業集落排水施設、合併処理浄化槽に分けられます。これらの汚水処理施設を使える人の割合は平成25年度末時点で88.6%となっております。

年々着実に増加しているものの、くみ取りや単独処理浄化槽など生活雑排水を未処理のまま公共用水域へ排水している世帯も1割強あることから、今後も公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進を図る必要があります。

■一部地域で残る地下水汚染

平成25年度は、環境モニタリングとして10地点の地下水を調査しましたが、環境基準の超過はありませんでした。しかしながら、過去に地下水汚染のあった葵区古庄、駿河区新川、清水区七ツ新屋・三保の4地区46地点の井戸を調査したところ、9地点で環境基準を超過しました。

地下水は一度汚染されてしまうと、その浄化・回復のために多大な時間と費用が必要であることから、汚染を未然に防止していくことが重要になります。また、既に汚染が確認されている場所については、今後も監視を続け、汚染範囲の拡大を防止していくことが必要です。

2-3 騒音・振動

■多様化する騒音苦情

平成25年度において、昼夜とも環境基準に適合したのは、環境騒音（道路に面する地域以外）では全測定地点の80.0%、自動車騒音の面的評価では92.8%、新幹線鉄道騒音では72.2%でした。

騒音・振動に対する公害苦情は増加傾向にあり、ここ5年間では、騒音・振動の苦情件数が全体の4割以上を占め、公害苦情の中では最も多くなっています。騒音・振動の発生源は、製造業などの工場、解体建設工事、カラオケなどの深夜営業、自動車交通騒音、一般家庭からの生活騒音など、広範多岐に渡っています。発生源側に対する指導・要請とともに、相互の話し合いなどコミュニケーションの円滑化により解決を図っていく必要があります。

騒音・振動の調査結果（平成25年度）

項目		調査地点数	環境基準適合率
騒音	環境騒音（道路に面する地域以外）	20 地点	昼 95.0%、夜 80.0% 昼夜 80.0%
	自動車騒音面的評価（道路に面する地域）	対象：60,943 戸	昼夜 92.8%
	新幹線鉄道騒音	9 箇所 18 地点	72.2%
	航空機騒音	1 箇所 1 地点	—
振動	道路交通振動	11 地点	100%

【資料：静岡市の環境（平成26年度年次報告書）】

2-4 地下水

■清水地域の2地点でみられる塩水化

地下水は、温度の変化が小さく水質が清浄であることや、利用しやすくコストも安いことなどから、昔からさまざまな用途に利用されています。また、川の水や雨が長い年月をかけて地下に溜まった限りある貴重な自然資源です。しかしながら、無計画、無秩序に汲み上げると地下水位が低下して地盤が沈下したり、海水の進入により塩水化を起こしたりします。

本市においても塩水化などが懸念されたため、昭和51年に静清地域で「静清地域地下水利用対策協議会」が設立され、地下水位や塩水化の調査を行ってきました。また、蒲原地域は平成21年4月に「静岡県地下水の採取に関する条例」の指定（静清地域は昭和55年より規制）を受け、「岳南地域地下水利用対策協議会」に編入し、地下水の保全を図っています。このうち、静清地域では清水地域の2地点で塩水化現象がみられます。特に海岸地域での地下水揚水は、塩水化の急速な進展へと繋がり、いったん塩水化した地下水は自然回復に長い年月を要することから、今後も継続的な監視や地下水の適正利用を推進していく必要があります。

地下水の状況（平成25年）

項目	静清地域	岳南地域
地下水の利用	・利用量は64.2万m ³ /日 ・農業用39%、生活用31%、工業用21%など	・利用量は1.7万m ³ /日 ・生活用57%、工業用43%など
地下水位	・大きな変動はなく、ほぼ横ばい	・ほぼ例年どおり
塩水化	・塩水化現象は清水地域の2地点でみられる	・現在、塩水化現象はみられない
自噴湧水	・西脇や大岩など11地点で調査 ・全体的に大きな変動はない	

※ 塩水化とは、塩素イオン濃度が200mg/lを超える場合

【資料：静岡市の環境（平成26年度年次報告書）】

2-5 公園

■政令市平均より少ない一人当たりの公園面積

公園は、潤いと安らぎのある都市環境を整備する上で重要な役割を果たすとともに、レクリエーションの場、環境の保全など多面的機能を人々に提供しています。

本市の公園は、平成25年度末現在で482箇所、414.64haであり、市民一人当たりの公園面積は5.79m²/人です。全国平均（10.0m²/人）、政令市平均（6.6m²/人）、静岡県平均（9.10m²/人）（※）と比べて少なくなっています。

なお、「静岡市都市公園条例」では、市の区域内の都市公園の住民1人あたりの敷地面積の標準は10m²以上とすると定めています。そのため、今後も計画的な公園の整備を進めていくとともに、市民参加による公園の維持管理の推進などを図っていく必要があります。

（※）全国平均、政令市平均、静岡県平均は平成25年3月31日データ（国土交通省 都市公園データベース）

都市公園の現況（平成26年3月31日現在）

種類	住区基幹公園			都市基幹公園		特殊公園		緑地・緩衝緑地	緑道	計
	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	風致公園	歴史公園			
箇所	376	22	2	5	2	10	1	63	1	482
面積(ha)	62.58	37.37	12.54	96.27	39.61	18.57	5.80	141.63	0.27	414.64

※ 静岡市民1人あたり公園面積（市全体）5.79m²/人（都市計画区域）5.95m²/人

【資料：静岡市の都市計画（資料編 平成26年度版）】

2-6 景観

■本市を代表する三保松原や南アルプスなどの景観

本市の景観は、富士山をはじめとする眺望による景観、美しさと活力を持つ駿河湾の景観、南アルプスなどの緑豊かな山並みによる景観など豊かな自然景観に恵まれています。特に三保松原から眺める富士山の眺望は素晴らしく、平成25年6月に世界文化遺産「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」の構成資産のひとつとして登録されました。また、歴史・文化的佇まいを色濃く残す東海道の宿場町の景観や、地形を活かした茶畑と集落が醸し出す景観、城下町と港湾都市を基盤として都市機能の集積を活かした市街地景観などを形成してきました。

これらの本市を特徴づける良好な景観は、暮らしに潤いや安らぎをもたらし、地域への誇りと愛着を感じさせ、まちの個性を育み、地域に活力を与えます。今後、市民一人一人が本市の豊かな自然環境を認識し、都市や地域の景観に対して親しみや心地よさを創出するような景観形成を図っていく必要があります。



三保半島からの富士山

2-7 文化財

■288件が指定されている文化財

本市の指定文化財は国・県・市指定を合わせて合計288件です。このうち、環境に関わるものとして、「久能山」（国指定）などの史跡が21件、「日本平」などの名勝が9件、「龍華寺の蘇鉄（ソテツ）」（国指定）などの天然記念物が38件分布しています。

このような文化財は、本市の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な資産であるとともに、現在及び将来の社会の発展向上のために無くてはならないものです。そのため、文化財を適切に保存・活用し、確実に次世代に継承していくことが求められています。

市内の指定文化財数（平成26年6月1日現在）

文化財の種類別	国指定		県指定	市指定	合計
	国宝・特別	重要文化財			
有形文化財	4	36	79	85	204
無形文化財	0	0	0	1	1
民俗文化財	0	1	8	6	15
記念物（史跡・名勝・天然記念物）	1	13	10	44	68
合計	5	50	97	136	288

【資料：静岡市文化財課】



国宝・久能山東照宮



名勝・日本平



天然記念物・龍華寺の蘇鉄

第3節 自然環境



3-1 多様な自然環境

■山岳・森林地域

本市の森林面積は約10万7千haであり、市域の約76%を森林が占めています。特に、大井川や安倍川の上流域などではモミ・ツガ林やブナ林などの自然林が見られますが、その他の地域の多くは、薪炭づくりや焼畑などで伐採された森林が再生した二次林や人工林で占められています。

今後は、手つかずの自然林を保護していくとともに、二次林や人工林については、間伐や下刈りなど適正に管理していくことが必要です。



■農業地域

市街地北側の山地、有度山、蒲原丘陵などの斜面地ではお茶やみかんなどの栽培、有度山南斜面の久能海岸沿いでは石垣を利したいちご栽培、安倍奥の山間地の清流ではわさび栽培が盛んです。また、市街地の郊外には水田が広がり、これらの場所では両生類や魚類、水生・湿生植物の生息・生育場所として貴重な役割を果たしています。

このように、人の手によって管理された農地でも、生きものの生息・生育場所のほか、水源涵養や災害防止などに役立っていることから、今後も引き続き適正に管理していくことが必要です。



■都市地域

市域の平野部には中心市街地が広がり、都市的な土地利用がなされています。このような市街地の中に残された貴重な自然として、谷津山や八幡山などの小丘陵や、賤機山や梶原山など山地から続く尾根などがあります。

また、標高307mの有度山を中心とした日本平周辺は、都市地域の中に位置する大規模な緑地として重要です。これら都市地域の自然環境は、生きものの生息・生育地としてだけではなく、自然とのふれあいの場や環境学習の場としても注目されており、今後も保全と活用を図っていく必要があります。



■水域

市内には安倍川、藁科川、興津川、巴川などが流れており、駿河湾へと注いでいます。伏流水も豊富であり、安倍川の河道内や河口部の中島・用宗地区などでは、湧水や自噴水が見られます。また、安倍川や富士川の河口部には砂州があり、水鳥や魚などの生息場所となっています。

麻機地区では、遊水地の整備や自然再生事業、公園緑地としても整備が進められているほか、市内には、鯨ヶ池、山原堤、船越堤、井川湖、畑雑湖などの池や湖沼が分布しています。

近年では、治水や利水に加えて、環境保全の面でも重要視されてきていることから、多くの生きものが生息・生育できる水辺の保全・整備が必要です。



3-2 市内に生息・生育する生きもの

■多様な環境に生息・生育する7,512種の生きもの





本市には多様な生態系があり、多くの生きものが生息・生育しています。既存文献や今まで行ってきたさまざまな現地調査の結果をまとめると、植物は約2,794種、動物は約4,718種、合計約7,512種の生きものが確認されました。

これらの多様な生態系には、大気や水などの維持、食料・衣料・素材などの提供、災害の防止など、私たちの健康で文化的な生活を営む上で欠かせない役割があることから、今後もこれらの自然環境を保全するための取り組みが求められます。

山岳・森林地域







南アルプス地域

お花畑やハイマツ群落などの高山植生が分布。

-  ムカゴユキノシタ・タカネマンテマ・タカネピランジ
-  ホンドオコジョ・アズミガリネズミ
-  ライチョウ
-  ベニヒカゲ・クモマベニヒカゲ







奥山地域

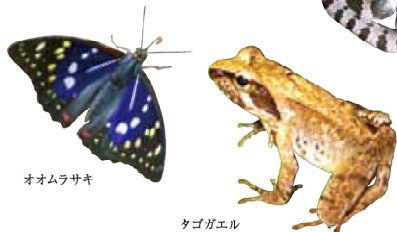
上部ではコメツガなどの亜高山帯針葉樹林、下部ではアナ・ミズナラ林やウラジロモミ・ツガが混交する冷温帯落葉広葉樹林が分布。

-  クロソヨコ群落・レンブクソウ (大井川上流)
-  ニホンカモシカ・ニホンジカ・ツキノワグマ
-  オオルリ・キビタキ・ワシタカ類
-  アカイシサンショウウオ・ヒダサンショウウオ
-  ヤマトイワナ (大井川源流)
-  クモツマキチョウ

山間地域

ミズナラ、コナラ、クヌギなどの二次林が、標高の高い場所にまで分布。また、スギやヒノキなどの人工林も広く分布。

-  チャボホトギス・ミツバテンナンショウ・キスミレ
-  イノシシ・ニホンジカ・ホンドギツネ・タヌキ
-  キビタキ・ウグイス
-  シロマダラ・タカチホヘビ・ジムグリ
-  タゴガエル・ヤマアカガエル
-  オオムラサキ・ミスジチョウ









オオムラサキ

タゴガエル

農業地域

平野部では、農地は主に市街地周辺部に分布。水田や畑、茶畑、みかんの果樹園などでは、栽培種や耕作形態に応じた生態系が形成されている。

-  ミソコウジユ・アマナ
-  ホンドギツネ・タヌキ
-  ツバメ・ヒヨドリ・ムクドリ・サギ類・タマシギ
-  シマヘビ・ヤマカガシ・ニホンイシガメ
-  ニホンアカガエル・ツチガエル・トノサマガエル
-  メダカ・ホトケドジョウ
-  ヘイケボタル



ホンドギツネ



ホトケドジョウ

都市地域

都市地域の公園や、社寺などの樹木や池が、小規模ながらも生きものの生息地となっている。

-  アブラコウモリ
-  カラス・スズメ・ムクドリ



スズメ



チャボホトギス



ニホンジカ












イノシシ

水域

河川

安倍川、薬科川、興津川をはじめ、多数の河川が存在する。

-  カワチシャ (安倍川)・ミクリ (安倍川河口付近)
-  カワネズミ (上流域)
-  カワガラス (上・中流域)・ヤマセミ (中流域)
-  アカイシサンショウウオ・ヒダサンショウウオ (上・中流域)
-  ヤマトイワナ (大井川上流域)
-  カジカ・アマゴ (上流域)
-  アユ・オイカワ・ウグイ (中流域)
-  シマヨシノボリ・ヌマチチブ (中・下流域)
-  ツマグロキチョウ・ミヤマシジミ (河川敷)

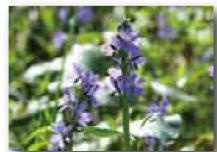


ミクリ







カワガラス

池沼・湿地



ミズアオイ

麻機遊水地や鯉ヶ池など、市民のいこいの場、レクリエーションの場となっている。




-  ミズアオイ・ミズナラ・カワチシャ・ミクリ
-  カワセミ・カモ類・サギ類
-  ギンブナ・モツゴ・メダカ
-  チョウトンボ・コムラサキ・キトンボ

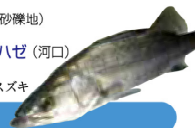


カワセミ

河口部・干潟域

安倍川や富士川の河口部では、砂州の発達により静水域が形成されている。巴川河口の折戸湾には、小規模な干潟や藻場が存在する。

-  カワラヨモギ・シオクグ・ハマヒエガエリ (安倍川河口)
-  コアジサシ・シロチドリ (砂灘地)
-  シロウオ・ボラ・スズキ・ハゼ (河口)



スズキ

沿岸・海洋域

駿河湾は、1,000m以上の深所が湾内の奥深くまで進入し、海岸線からの海の斜面が急峻。砂嘴の三保半島や用宗にはクロマツの防風林が生息している。

-  ハマゴウ・コウボウムギ・ハマビルガオ
-  アカウミガメ



ハマビルガオ

■静岡市の動植物の種数および絶滅危惧種の種数

	植物	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	淡水魚類	昆虫類	陸・淡水産貝類	動物計	合計
種数	2,794	48	329	20	17	98	4,147	59	4,718	7,512
絶滅危惧種数 (絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類のみ)	173	1	31	1	4	11	16	10	74	247

※絶滅危惧種数は、静岡市が位置する静岡県版レッドデータブックに掲載された地図メッシュに生息・生育情報があるものを集計した(周辺市町村を含む場合がある)。また、専門家への聞き取り結果も反映した。

出典:「身近な生きものたち」(平成16年、静岡市)、「河川水辺の国勢調査」(平成17年、国土交通省)、「まもりたい静岡県の野生動物植物」(平成16年3月、静岡県)他

静岡市の自然環境

【資料：静岡市生物多様性地域戦略(概要版)】

■絶滅が危惧される247種の生きもの

「静岡県版レッドリスト」や専門家への聞き取り調査によると、絶滅が危惧される種として本市では、植物173種、動物74種、合計247種の生息・生育が確認されています。そのため、これらの貴重な生きものについて保護・保全を図るとともに、今後もその生息・生育状況の把握を行っていく必要があります。

■問題となっている外来種

特定外来生物のアライグマやオオクチバス、オオキンケイギク、要注意外来生物のミシシippアカミミガメなどの外来種が生息・生育域を拡大し、農作物への被害や在来種との競合などが問題となっています。地域固有の生態系をかく乱することが懸念される外来種の対策は、今後ますます重要となってくることから、外来種に対する意識啓発を図るとともに、特定外来生物の防除などを推進していく必要があります。



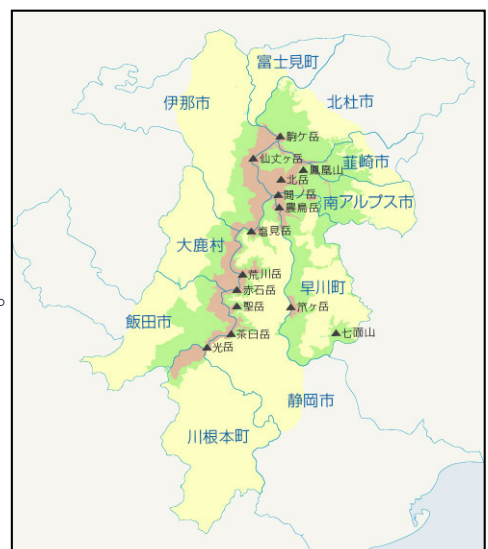
群生するオオキンケイギク

3-3 南アルプスユネスコエコパーク

■山岳・森林地域「南アルプス」

南アルプス（赤石山脈）は、静岡・山梨・長野の3県にまたがり、東西約15km、南北50kmに及ぶ日本を代表する大きな山岳地帯で、3,000m級の山々を有しています。国内でも屈指の多雨多湿地帯で、低標高から3,000mの高山帯にかけて顕著な森林の垂直分布が見られます。また、キタダケソウや、氷河期の遺存種であるライチョウなどの固有種や南限種が多く生息する生物多様性に富んだ自然環境を有しています。山稜部には準平原や氷河地形も数多く残されており、活発な地殻活動によって年間約4mm隆起し続けています。

しかし、手つかずの自然が残る南アルプスでも、ニホンジカによる高山植物の食害、温暖化などによるライチョウへの影響のほか、開発事業による環境影響が懸念されています。そのため、南アルプスの自然環境を継続的にモニタリングしていく必要があります。



南アルプスユネスコエコパーク登録地
【<http://www.minami-alps-br.org/index.html>】

■ユネスコエコパークへの登録

本市は、南アルプスのかけがえのない自然環境を守り、後世へと受け継いでいくため、南アルプスに深く関係する静岡県、山梨県、長野県の9市町村と連携し、南アルプスの世界自然遺産登録に向けた活動を行っています。この活動のなかで、人と自然とがどのように繋がりがあっていけば、自然環境を守りながら共存していけるのかを考えるユネスコエコパーク（生物圏保存地域）というユネスコが認める国際制度への登録に取り組んできました。そして、平成26年6月に登録されました。

南アルプスユネスコエコパークでは、人と自然とが繋がりがあう姿を「高い山、深い谷が育む生物と文化の多様性」と表現し、南アルプスの自然や文化を大切に守りながら、地域社会の発展を目指していきます。そのためには、今後、「自然環境の保全」、「調査と教育」、「地域の持続的な発展」、「理念の継承と管理運営体制の構築」を柱として、産官学民の連携・協働による施策を推進する必要があります。

第4節 地球環境



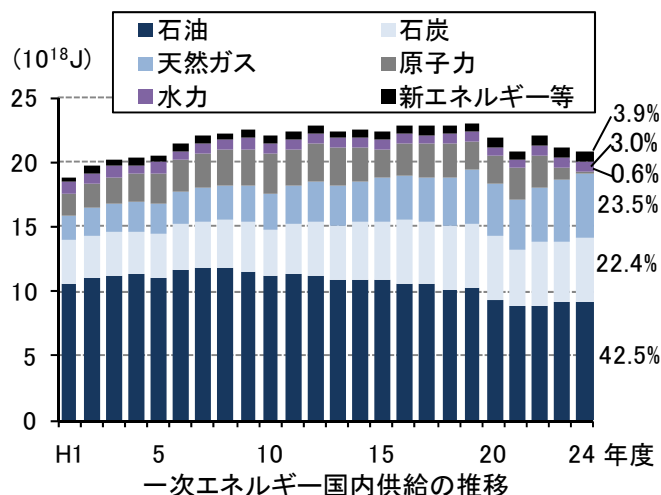
4-1 エネルギー

■大きく変動した東日本大震災以降のエネルギー動向

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、平成23年2月に約71%だった原子力発電所の設備利用率は急速に減少し、平成24年6月にはゼロとなりました。

国全体のエネルギー需要を表わす一次エネルギー国内供給は、近年、ほぼ横ばいで推移してきましたが、平成20～21年度は世界金融危機による景気後退で大きく落ち込み、平成22年度に回復したものの、平成23年の震災で再び減少しました。

震災前（平成22年度）と平成24年度の構成比を比較すると、原子力が11.3%から0.6%へと大幅に減少し、一方で、天然ガスが19.2%から23.5%、石油が40.0%から42.5%へと増加しました。

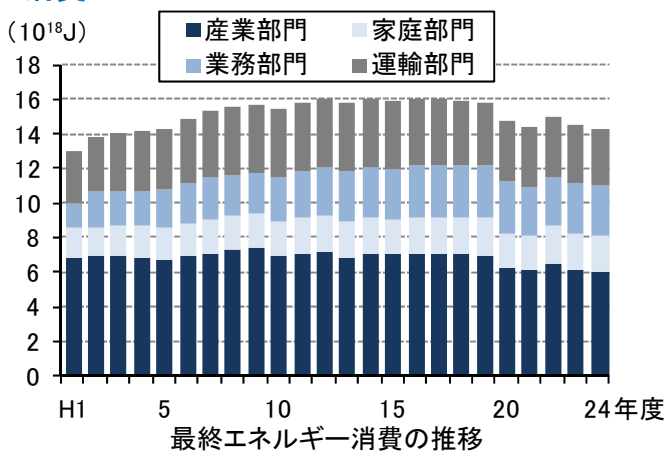


注)J(ジュール)=エネルギーの大きさを示す指標の一つで、1MJ=0.0258×10⁻³ 原油換算 kJ
【資料：平成24年度におけるエネルギー需要実績（資源エネルギー庁）】

■震災以降は減少傾向にある最終エネルギー消費

国内の最終エネルギー消費は、昭和48年のオイルショック以降、産業部門がほぼ横ばいで推移する一方、家庭部門、業務部門及び運輸部門は増加しています。

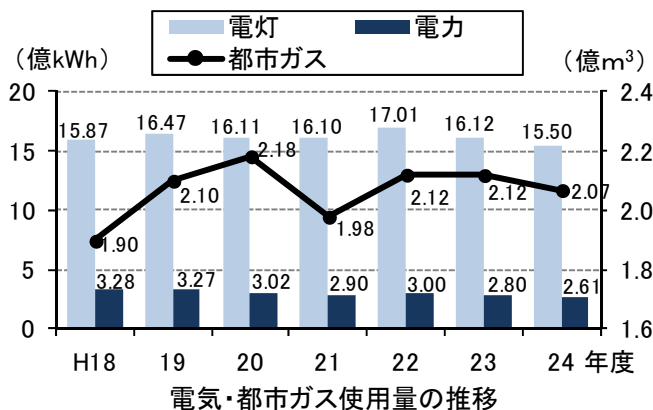
震災前（平成22年度）と平成24年度の構成比を比較すると、平成24年度の最終エネルギー消費は4.2%減で、産業部門が6.9%減、家庭部門が5.0%減、業務部門が2.0%増、運輸部門が3.6%減でした。



注)J(ジュール)=エネルギーの大きさを示す指標の一つで、1MJ=0.0258×10⁻³ 原油換算 kJ
【資料：平成24年度におけるエネルギー需要実績（資源エネルギー庁）】

■震災以降の市内の電気使用量

本市における工場動力などの電力使用量は、概ね減少傾向にあるものの、家庭用・業務用の電灯使用量はほぼ横ばいとなっています。平成23年の震災以降は、政府からの節電要請を受けて家庭や事業所での節電が進み、電灯・電力ともに使用量が減少していますが、温室効果ガスの排出量を削減するためには、継続した省エネルギー対策が重要です。



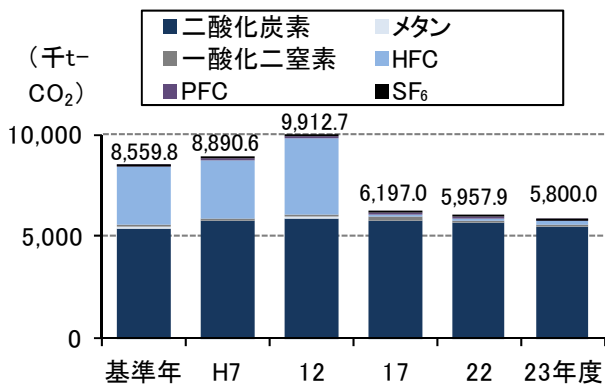
【資料：静岡市統計書】

4-2 温室効果ガス排出量

■増加している家庭・業務・運輸からの温室効果ガス

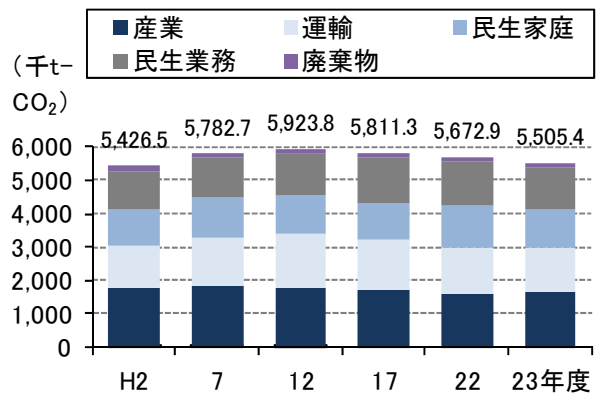
本市では「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市域全体の温室効果ガスの排出抑制に向けた「静岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を平成23年3月に策定しています。

本計画に基づいて毎年度、市全域の温室効果ガス排出量を算定しており、平成23年度の温室効果ガス排出量は、5,800.0千t-CO₂で、京都議定書の基準年の排出量と比べると32.2%減少しました。温室効果ガス排出量の約95%を占める二酸化炭素排出量は、5,505.4千t-CO₂であり、基準年と比べると1.5%の増加(全国は8.4%の増加)となっています。産業部門(▲6.3%)、廃棄物部門(▲37.6%)は減少していますが、民生業務部門(12.0%)、運輸部門(9.4%)、民生家庭部門(2.4%)が大きく増加しています。そのため、今後は特に業務部門、運輸部門、家庭部門を対象とした温暖化対策を推進していく必要があります。



静岡市全域からの温室効果ガス排出量

【資料：静岡市の環境(平成26年度年次報告書)】



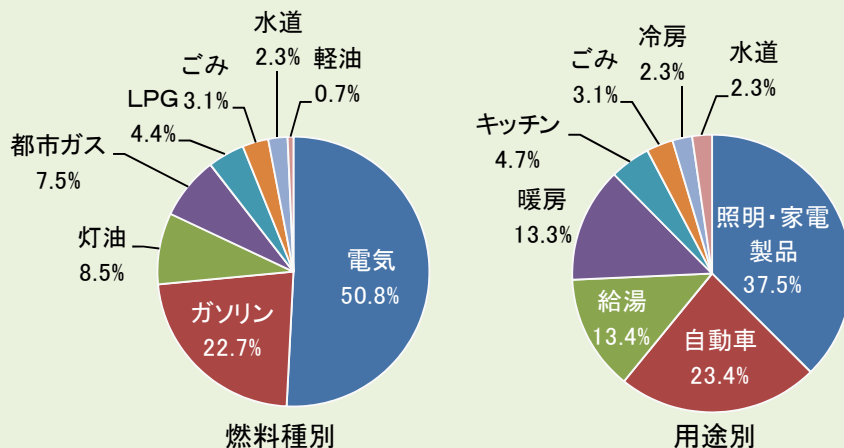
静岡市全域からの二酸化炭素排出量

【資料：静岡市の環境(平成26年度年次報告書)】

コラム

家庭からの二酸化炭素排出量

家庭からの二酸化炭素排出量は、全国平均で約5,270kg-CO₂/世帯(平成24年度)となっています。燃料種別では、電気が約半分(50.8%)を占めており、次いでガソリン(22.7%)、灯油(8.5%)の順となっています。また、用途別では、照明・家電製品が約4割(37.5%)を占め、次いで自動車(23.4%)、給湯(13.4%)、暖房(13.3%)となっています。二酸化炭素排出量を削減するためには、これらの排出源への対策が効果的です。



【温室効果ガスインベントリオフィス(国立環境研究所)】

4-3 地球温暖化による影響

■ 深刻な影響が予測される地球温暖化

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」はこれまで4回、地球温暖化の科学・影響・対策に関する評価報告書を公表しています。平成25年から順次公開している第5次評価報告書によると、世界平均地上気温は1880～2012年の間に0.85℃上昇したと報告されています。

また、2081～2100年には最大で気温が4.8℃、海面が82cm上昇すると予測されています。

気温の上昇による環境への影響としては、海拔の低い地域の水没や高潮などの被害増大、農業への影響、自然環境への影響、伝染病や熱中症の増加などが挙げられています。

本市においても、熱帯夜（日最低気温25℃以上の日）の増加や冬日の減少、ソメイヨシノの開花日が早まるなど、地球温暖化が原因と考えられる影響が現れ始めています。このような地球温暖化による本市への影響について、今後も引き続き注意深く監視していくことが必要です。

地球温暖化による影響の例

高山植物の絶滅	富士山や南アルプスなどでみられる高山植物は、低温や強風など、高山帯の厳しい環境に適応して生きています。しかし、地球温暖化により気温が上がると、このような条件の場所が狭くなり、標高の低い場所に生える植物が高山植物を追いやってしまう可能性があります。
砂浜の消失	地球温暖化により海面が30cm上昇すると、静岡県内の砂浜の約26%が消えてしまうといわれています。
海岸や河川構造物への影響	沿岸域に設置されている離岸堤などの構造物は、現在の海水面に合わせて設計されています。海岸沿いや平坦地を流れる中小河川の河口域では、海面上昇が生じた場合には、海岸堤防の高さを上げたり、潮の満ち引きの影響が現在よりも上流まで影響するため、河川堤防の高さを上げる必要があるかもしれません。
農産物への影響	静岡県ではみかん、茶、わさびなど、全国的に有名な農産物が栽培されています。地球温暖化が進むと、これらの農産物が栽培できなくなったり、品質が悪くなったりするのではないかと心配されています。

【資料：静岡県環境学習データバンク、海面上昇データブック2000】

■ 「緩和」と「適応」の2つの温暖化対策

地球温暖化対策は大きく分けて2つあります。1つは温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和（排出削減）」、もう1つは、既に起こりつつある、あるいは起こりうる温暖化の影響に対して自然や人間社会の在り方を調整する「適応」

です。まずは温暖化をもたらす原因に直接働きかける「緩和」を確実に進める必要がありますが、それと同時に「適応」の取り組みも進めておく必要があります。

例えば、洪水の増加や海面上昇への適応策として河川改修や防潮堤整備、気候変動への適応策として農作物の品種改良や栽培方法の改良、気温上昇による健康被害への適応策として熱中症の予防や感染症対策などが考えられます。



2つの温暖化対策：「緩和」と「適応」の考え方

【資料：温暖化から日本を守る適応への挑戦（環境省）】

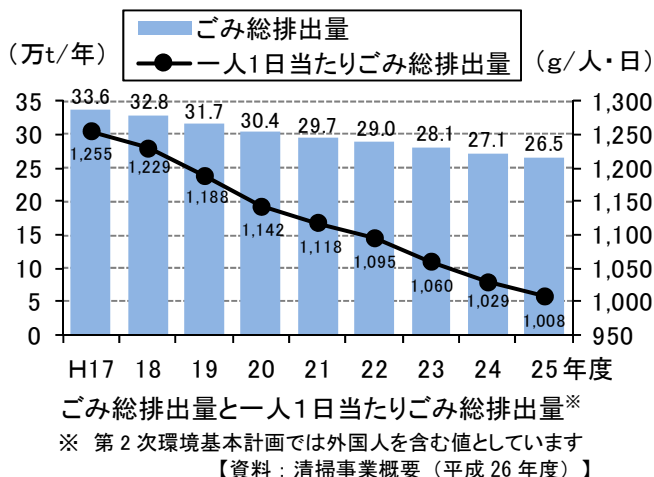
第5節 循環環境



5-1 ごみ総排出量

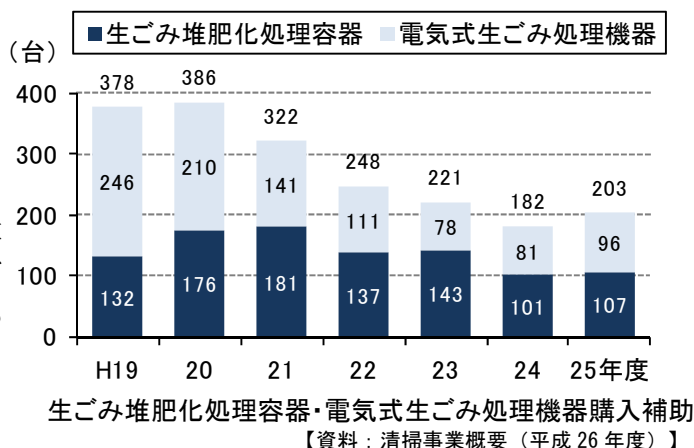
■一人1日当たりのごみの総排出量

本市のごみ総排出量及び一人1日当たりのごみ総排出量（外国人を含む）は、平成18年度以降減少傾向にあり、平成25年度はそれぞれ約26.5万t、1,008g/人・日でした。しかし、国平均（平成24年度：963g/人・日）や県平均（平成24年度：943g/人・日）よりも多くなっています。そのため、ごみの減量や資源化を進めて、ごみ総排出量の更なる削減に努める必要があります。



■生ごみ処理機器購入に対する助成

本市におけるごみ総排出量のうち、家庭ごみが約7割を占めています。特に可燃ごみに含まれる約4割の生ごみへの対策が課題となっています。そこで、本市では生ごみ処理機器を購入して設置した市民に対して補助金を交付しています。生ごみの減量に効果のある生ごみ処理機器の活用について、改めて市民への周知を図る必要があります。

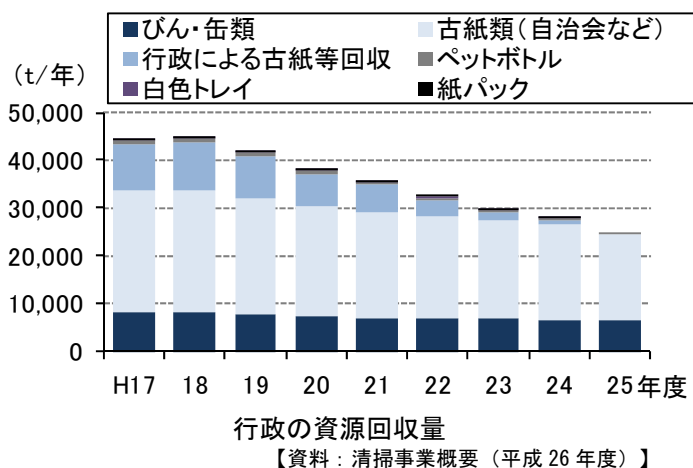


5-2 ごみの資源化

■減少傾向にある行政の資源回収量

本市では、集積所や自治会などでの回収、小売店での拠点回収などにより、びん・缶類、古紙類、ペットボトル、紙パックなどの資源回収を行っています。しかし、近年では民間事業者による回収の充実、多様化などもあり、平成17年度以降はほぼ全ての対象物について、回収量が減少しています。なお、行政による古紙類、白色トレイ、紙パックの回収は平成24年度をもって廃止となりました。

自治会などの地域主体で実施される集団回収は、資源化の向上に加え、地域コミュニティの活性化や地域での環境教育に繋がることから、今後も奨励していく必要があります。



5-3 ごみの適正処理

■余熱利用や啓発施設も併設する西ケ谷・沼上清掃工場

市内の可燃ごみは、西ケ谷清掃工場及び沼上清掃工場処理しており、清掃工場の余熱を利用した施設として、西ケ谷総合運動場屋内プール、ふれあい健康増進館ゆ・ら・ら、西ケ谷資源循環体験プラザ（しずもーる西ケ谷）を併設しています。また、沼上資源循環センターでは不燃・粗大ごみ、ペットボトルなどの中間処理を行っているほか、4Rに関する情報発信や啓発・支援、環境教育を行う沼上資源循環学習プラザ（しずもーる沼上）も併設されています。

今後も、効率的な収集運搬体制やごみ収集方法、中間処理施設での適切な処理の継続など、より適切なごみ処理の方法について検討していく必要があります。

■ひっ迫する最終処分場

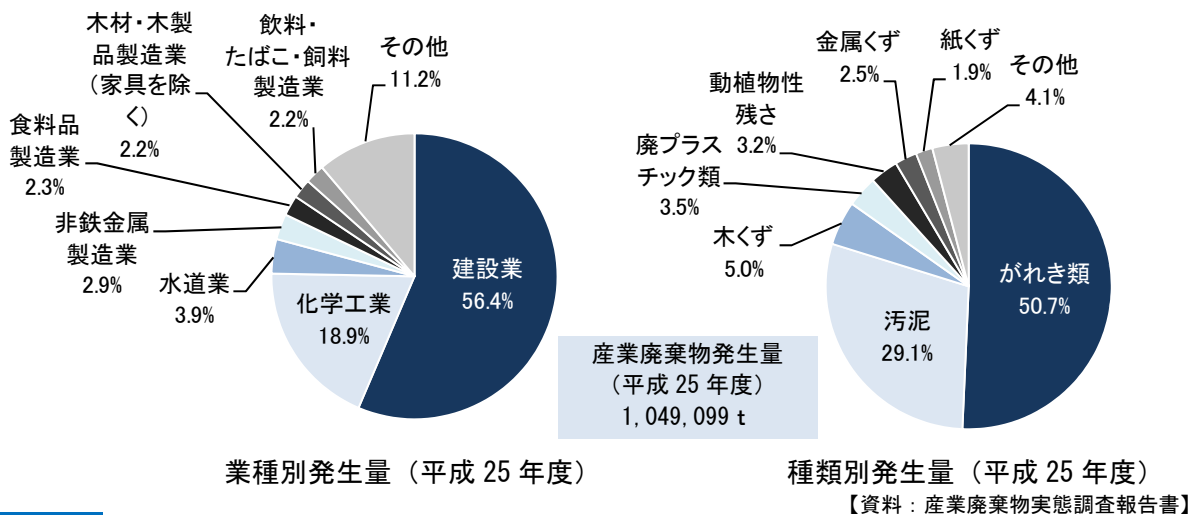
沼上最終処分場や清水貝島最終処分場の埋立残余容量がひっ迫しています。市では、西ケ谷清掃工場及び沼上清掃工場灰溶融施設で生成した溶融スラグを建設資材などに有効利用することで最終処分量の削減を図っています。今後ごみ減量や溶融スラグの利用など最終処分場の延命化を図るとともに、次期最終処分場の整備を進める必要があります。

5-4 産業廃棄物

■建設業・化学工業からの発生が多いがれき類・汚泥などの産業廃棄物

平成26年度に実施した実態調査によると、産業廃棄物の発生量は約105万tで、業種別では建設業（56.4%）が最も多く、次いで化学工業（18.9%）、水道業（3.9%）となっています。

また、種類別では、がれき類（50.7%）が最も多く、次いで汚泥（29.1%）が多くなっています。これらの産業廃棄物は、「産業廃棄物処理対策推進方針」（平成27年3月）に基づき、適正処理を進めるとともに、資源として循環利用する必要があります。



5-5 不法投棄

■後を絶たない不法投棄

家電製品などを法律が定める方法によって適切に処理せず、山林や原野などに投棄する不法投棄が問題となっています。平成25年度の不法投棄物の調査・回収実績は464件、19.62tでした。このような不法投棄に対処するため、不法投棄に関する調査や回収といった監視パトロール体制の整備などが必要です。

第3章 計画の基本方針と目標

- 第1節 基本方針
- 第2節 基本目標

■ 8年後を見据えた計画の基本方針

今後、8年間の静岡市の環境を見据え、以下の基本方針を掲げてその実現を目指します。

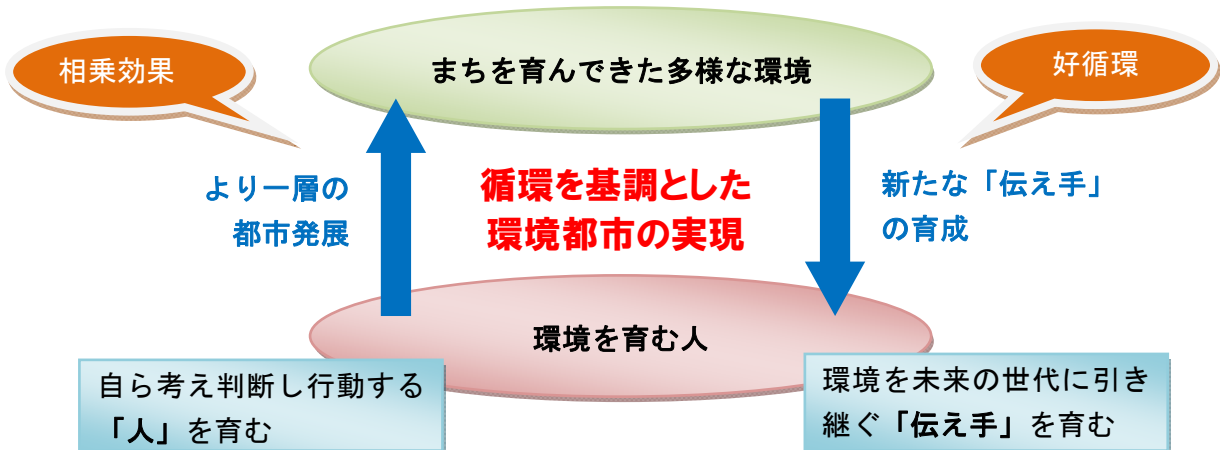
【基本方針】

人々が豊かな環境を育み 環境が健やかな人を育むまち・静岡

政令指定都市として、今後も活発な都市活動を維持するとともに、直面する環境課題を解決し、また、南アルプスをはじめとする本市の豊かで多様な環境を未来の世代へ継承していくためには、「**まちを育てきた多様な環境**」と「**環境を育む人**」が相乗効果を生み、**循環を基調とした環境都市**となっていくことが必要です。

そのためには、市民のみならず本市を交流の場とするあらゆる人々の心理に対し働きかける実践的な「伝える活動」をとおして、**自ら考え判断し行動する「人」を育む**土壌をつくり、本市の豊かで多様な**環境を未来の世代へ繋ぐ「伝え手」を育む**必要があります。

また、それら「伝え手」により育まれた豊かで多様な環境により、**より一層の都市の発展**や**新たな「伝え手」が育まれる**という好循環な環境を創造することが欠かせないことから、この基本方針を定めました。



■将来イメージ

「人々が豊かな環境を育み 環境が健やかな人を育むまち・静岡」



第2節 基本目標



基本目標1 住み良さを実感できる生活環境をつくります

■基本目標の考え方

環境は、空気・水・土と生きものとの間を物質が循環し、生態系が保たれることによって成り立っており、私たち人類の生存基盤となっています。つまり、私たちの健康な生活は、これらの環境を健全な状態で維持していくことによって守られます。また、文化財など長い歴史や文化を現在に伝える資源や、良好な景観、公園や緑などは、私たちの快適で文化的な暮らしを支えています。

そのため、大気汚染や悪臭、騒音・振動、水質汚濁などの環境への負荷を低減して安心安全な環境づくりを進めるとともに、歴史文化・景観・緑などの保全・創造、健全な水循環の確保と回復などにより、住み良さを実感できる生活環境をつくります。



■環境目標

- 1-1 安心安全な生活環境の確保と充実
- 1-2 歴史・文化とふれあう機会の充実
- 1-3 緑あふれる美しいまちの創出
- 1-4 良質な水環境の保全

■環境指標

指標	現状 (H25)	目標 (H34)	備考
事業者の公害法令順守率	85%	90%	
文化財保護事業に携わる市民ボランティア数	35人 (H26)	150人	
市民一人当たりの都市公園面積	6.0 m ² /人	8.0 m ² /人	
生活排水処理率	80.7%	90%	水洗化・生活排水処理人口/本市人口×100

基本目標2 豊かな自然環境を守り、次の世代へ繋いでいきます

■基本目標の考え方

本市は、南アルプスをはじめとした広大な森林や、中山間地に広がる里地里山、安倍川・藁科川・興津川などの清流、恵み豊かな駿河湾などの自然環境に恵まれています。これらの自然は、私たち

の暮らしに潤いや安らぎを与えると同時に、経済活動や生活のための基盤としてとても重要なものです。

そのため、恵まれた本市の自然環境を市民共通の財産として守っていくとともに、資源を活用した賑わいの創出や自然と親しむ空間の整備、これらを活用した環境教育の充実を図っていきます。



■環境目標

- 2-1 南アルプスなどの自然環境・生態系の保全
- 2-2 自然を活用した人材の育成

■環境指標

指標	現状 (H25)	目標 (H34)	備考
南アルプス主要地域の高山植物種数の維持	15種	15種	
環境ボランティア数	5,013人	5,200人	単年度開催事業は含めない

基本目標3 総合的に地球温暖化対策に取り組みます

■基本目標の考え方

地球温暖化対策のためには、化石燃料に依存した従来の社会から脱却し、ライフスタイルや産業構造を変えることで、温室効果ガスの排出を少なく抑えた社会、いわゆる低炭素社会へ移行しなければなりません。このような中で、本市は政令指定都市として、地球温暖化対策に向けた取り組みを率先して実践していく役割と責務を有しています。

そのため、省エネルギー活動の推進はもとより、地域特性に応じた再生可能エネルギーの普及やエネルギーマネジメントなどによるエネルギーの有効利用、さらには、温暖化への適応策などを取り入れた、総合的な地球温暖化対策に取り組みます。



■環境目標

- 3-1 省エネルギーの推進
- 3-2 地域の特徴を活かした再生可能エネルギーの普及促進
- 3-3 災害に強く環境にやさしいエネルギーの分散化
- 3-4 気候変動に適応した対策の推進

■環境指標

指標	現状 (H25)	目標 (H34)	備考
市民及び事業者の電気使用量の削減量	電灯 3.72MWh 電力 5.03MWh	8%削減 (H25比)	特定規模需要は含めない
市内の電気消費量に対する再生可能エネルギーの構成割合	4%	6%	
防災スマート街区の形成	0	4街区	
適応計画の策定	0	1(策定)	

基本目標4 環境に配慮した廃棄物政策を推進します

■基本目標の考え方

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式が定着することにより、大量のごみが排出され、最終処分場における埋立残余容量のひっ迫、不法投棄の増加などが生じています。このような問題を解決するためには、社会経済システムを根本的に改め、「循環型社会」を実現することが求められています。

そのため、これまで行ってきた静岡版「もったいない運動」などを通じて4Rを推進し、より一層の廃棄物の減量・資源化に取り組んでいきます。



■環境目標

- 4-1 廃棄物のさらなる減量に向けた協働の推進
- 4-2 安定的な廃棄物処理体制の確保

■環境指標

指標	現状 (H25)	目標 (H34)	備考
一人1日当たりのごみ総排出量	1,008g/人日	860g/人日	
最終処分場への埋め立て量	14,477t	11,731t	

第4章

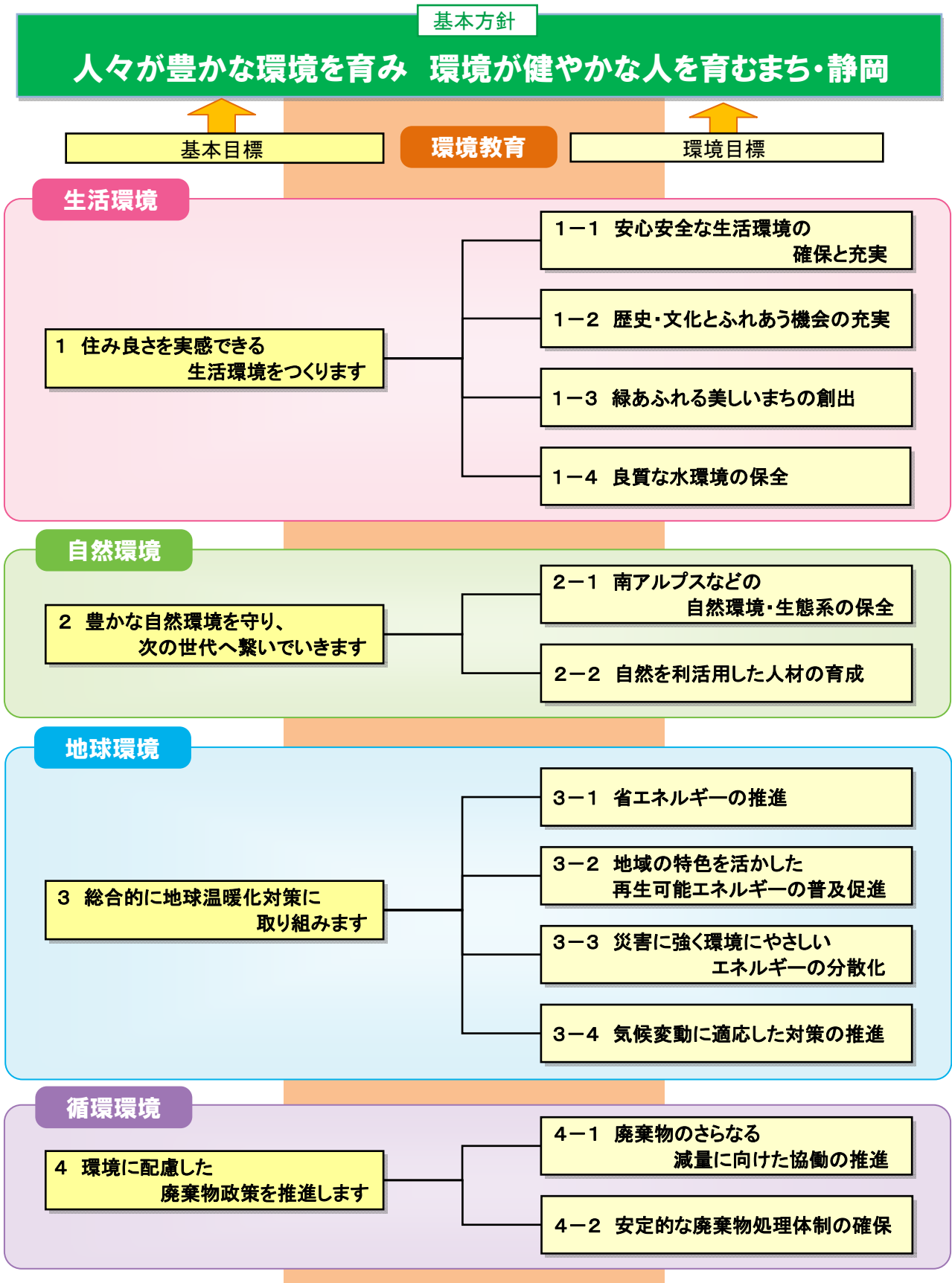
目標達成に向けた施策

- 第1節 施策の体系
- 第2節 住み良さを実感できる生活環境をつくれます
- 第3節 豊かな自然環境を守り、次の世代へ繋いでいきます
- 第4節 総合的に地球温暖化対策に取り組みます
- 第5節 環境に配慮した廃棄物政策を推進します

第1節 施策の体系



第2次環境基本計画の基本方針を実現するため、以下のような基本目標、環境目標を示します。



第2節 住み良さを実感できる生活環境をつくります



基本目標 1

住み良さを実感できる 生活環境をつくります

- 1-1 安心安全な生活環境の確保と充実
- 1-2 歴史・文化とふれあう機会の充実
- 1-3 緑あふれる美しいまちの創出
- 1-4 良質な水環境の保全



1-1

基本目標1 住み良さを実感できる生活環境をつくります
安心安全な生活環境の確保と充実

市の施策・取り組み

(1) さわやかな空気や静かな環境を保全します

① 大気汚染の常時監視

- ◆ 「大気汚染防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気汚染の常時監視をします。
- ◆ 大気汚染常時監視業務を安定して実施するために、耐用年数を経過した測定機の更新などを行い、測定値の信頼性を確保します。



自排丸子測定局

② 光化学オキシダント・PM_{2.5}への対策

- ◆ 光化学オキシダント注意報・警報が発令された場合は、直ちに学校、福祉施設を中心に、広く市民向けに周知します。
- ◆ PM_{2.5} (微小粒子状物質) 濃度が、環境省が定めた暫定的な指針値 (1日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を超えると予想され、注意喚起情報が発表された場合は、広く市民向けに周知します。
- ◆ 大気環境部会浮遊粒子状物質調査会議に参加し、PM_{2.5}に関するデータを共有するとともに、その解析などを担います。



PM_{2.5}自動測定機

③ ダイオキシン類や酸性雨への対策

- ◆ ダイオキシン類や排出煙による環境汚染を防止するため、産業廃棄物法定焼却炉の構造や維持管理の診断を行います。
- ◆ 定期的に雨水を採取し、降水量、pH、導電率及びイオン濃度を測定するとともに、酸性雨全国調査に参加し、日本全国の汚染実態の把握に寄与します。
- ◆ 屋外焼却に対し、指導や意識啓発を行います。



酸性雨の測定

④ 悪臭対策

- ◆ 悪臭の発生源に対し、臭気指数規制により指導するとともに、苦情などに対応し、適宜、悪臭の測定・監視を行います。

⑤ 移動発生源への対策

- ◆ 道路の新設・改良による渋滞解消を図るとともに、市域内及びその周辺地域との円滑な連携に必要な国・県・市道の整備を推進します。
- ◆ 安全・快適な歩行空間の形成を目指し、交通の円滑化に資するため、交通安全施設などの整備を推進します。

⑥騒音・振動対策

- ◆ 「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づき、市内における一般環境騒音、自動車騒音、新幹線鉄道騒音、道路交通振動などの監視を行います。
- ◆ 市が管理する道路の低騒音舗装（高機能舗装）の敷設を進めるとともに、防音・防振設備を導入することで騒音の軽減を図ります。
- ◆ 騒音・振動の発生が少ない低公害車の普及を促進します。



騒音測定

(2)環境保全に向けた調査・監視を行います

①工場・事業場への指導

- ◆ 環境関係法令に基づき、事業所・解体現場への立入検査、行政測定及び排出基準遵守などの指導を実施し、特定施設の適正な管理を推進します。
- ◆ 「化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）」の制度に基づき、届出の受理及び審査、市内事業所の化学物質の排出量や移動量を公表します。
- ◆ 事業所の環境保全対策への取り組みを支援します。



工場への立入検査

②公害苦情への対応

- ◆ 大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動に係る市民からの苦情に対応し、早期解決を図り、市民の生活環境を保全します。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
■ 大気汚染や悪臭、騒音・振動に対する規制を遵守するとともに、発生源への立入検査に協力します。		●
■ ボイラーなど燃焼機器の効率的使用や適正管理を行い、定期的に濃度を測定して現状を自主的に把握します。		●
■ 施設の適正管理や使用燃料の改善などを行い、大気汚染の未然防止を図ります。		●
■ 不適正な焼却炉による焼却や野焼き行為はしません。	●	●
■ 製造、加工工程で悪臭が外部に漏れないよう作業場を密閉化するとともに、脱臭設備を設けて、臭いの成分を分解又は除去します。		●
■ 建設工事などにおける粉じんや騒音・振動などの発生を最小限に抑えます。		●
■ 生活騒音などによる近隣騒音の防止に努めます。	●	●
■ 生け垣や植栽などを敷地内に造成し、騒音・振動を緩和します。	●	●
■ 事業活動に伴う環境への負荷を低減し、施設の改善など公害の発生防止に努めます。	●	●
■ 地域住民の公害苦情に対応します。		●

1-2

基本目標1 住み良さを実感できる生活環境をつくります

歴史・文化とふれあう機会の充実

市の施策・取り組み

(1) 歴史文化遺産を保全・活用します

① 歴史文化遺産の保全・活用

- ◆ 歴史資料・郷土資料などの展示、地域史の紹介などを通じて、歴史・文化の継承や学習に活用します。
- ◆ 貴重な有形・無形の文化財の保護や有効活用を進めます。
- ◆ 市民の郷土に対する愛着と誇りが深まるよう、歴史的・文化的遺産の保護顕彰に努めます。



駿府城坤櫓

② 駿府城公園の再整備

- ◆ 歴史的遺産の保存・再整備、都心の公園機能の強化、防災機能の確保、天守台跡地利用などを目的とした駿府城公園再整備事業を推進します。

③ 三保松原の保全・活用

- ◆ 世界文化遺産に登録された三保松原を保全・継承するため、保全活用計画・管理基本計画の策定、松の植樹、ガイド付きウォーキング事業などを行います。
- ◆ 三保松原の適正管理のため、マツ材線虫防除、現況調査、草刈り・堆積松葉の除去などを行います。
- ◆ 三保松原への旅行者の満足度向上のため、三保松原内の遊歩道や看板、標識の新設・改修を行います。



マツ材線虫防除

(2) 良好な景観を保全・創出します

① 景観計画の推進

- ◆ 「静岡市景観計画」の推進を図るとともに、地域の特性を活かした景観形成に取り組みます。
- ◆ 世界遺産にふさわしい三保半島のまち並みづくりを目指します。



三保半島

② 都市景観の形成

- ◆ 「静岡市屋外広告物条例」に基づいた屋外広告物の誘導や規制を行います。
- ◆ 自然環境と調和した市街地の形成に向け、土地区画整理事業を推進します。
- ◆ 都市景観の向上を図るため、電線類地中化整備を推進します。



電線類地中化

③海岸景観の保全

- ◆ 美しい景観を有する本市の海岸部を守るため、静岡県と連携し海岸景観の保全を図ります。



海岸侵食の防止と海岸景観の保全が必要な三保松原

④良好な景観形成のための意識啓発

- ◆ 良好な景観形成を推進するため、市民や事業者の景観に関する理解をより深め、意識を高めるように取り組みます。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
■ 身近にある文化財などの歴史文化資源の保護・保存に努めます。	●	
■ 地域の祭りや伝統・文化を大切にし、後世に継承します。	●	
■ 敷地内の巨樹や古木などを保全します。	●	●
■ 開発や工事の前に文化財などの調査を行い、歴史文化資源の保全に努めます。		●
■ 地域特性を活かした良好な景観形成を進めます。	●	●
■ 良好な景観形成に関する理解を深めます。	●	●
■ 看板などを設置する場合は、屋外広告物の法令などを遵守します。	●	●
■ 家や事業所を新築・改築する場合は、色彩や形状などを景観に配慮したデザインとします。	●	●

コラム

天然記念物とは？

本市は南アルプスから駿河湾に沿った海岸地域までの変化に富んだ自然環境と四季温暖な気候に恵まれ、多種多様な動植物や地形鉱物などが存在します。その中でも特に貴重なものについては、「文化財保護法」「静岡県文化財保護条例」「静岡市文化財保護条例」に基づく「天然記念物」に指定されています。市内には平成26年6月現在、国・県・市指定を合わせて38件あります。これらの天然記念物は、地域の特産物の起源となったものや地域の人々によって大切に守られてきたもの、災害の痕跡を示すものなどさまざま、本市の歴史や文化を考える上でも大変貴重なものであることから、今後も保護していくことが重要です。

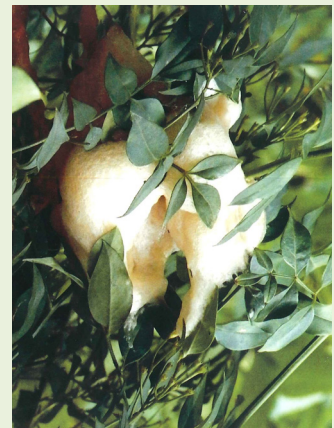
【資料：静岡市の文化財（天然記念物編）】



瀬名幕ヶ谷のヤマモモ



河内の大石



誓願寺モリアオガエル繁殖地

1-3

基本目標1 住み良さを実感できる生活環境をつくります
緑あふれる美しいまちの創出

市の施策・取り組み

(1) 緑化を推進します

① 総合的な緑化推進

- ◆ 総合的かつ計画的な緑化の推進を図るため、「みどりの基本計画」を推進します。

② 公共施設・民間施設の緑化

- ◆ 自治会・町内会などを通じて、地域ぐるみで緑化運動が推進できるような体制を構築します。
- ◆ 民間施設や公共施設の敷地内（敷地・建物）などの緑化を推進し、市街地の緑地保全を図ります。



壁面緑化

(2) 公園緑地を整備します

① 総合的な公園緑地の整備

- ◆ 総合的かつ計画的な公園緑地の保全を図るため、「みどりの基本計画」を推進します。

② 都市公園の整備拡充と維持管理

- ◆ 都市公園などの整備拡充を図り、憩い空間とふれあいの場を確保します。
- ◆ 無償借地による公園整備手法を取り入れて、身近な公園の充実を図ります。
- ◆ 市街地において、自然環境と身近にふれあい憩うことができる街区公園を整備します。
- ◆ 市民が公園を安全・快適に利用できるように、維持管理を行います。



都市公園

③ 地域の特性を活かした公園整備

- ◆ 名勝日本平の優れた眺望・景観を活かし、観光レクリエーション機能を更新・強化した日本平公園を整備します。
- ◆ 清水羽衣公園を整備し風致公園の機能を高めることにより、観光地としての魅力を向上させ、交流人口の増加を図ります。
- ◆ グラウンドワーク手法を取り入れて、麻機地区の自然環境の保全及び都市公園機能の強化を図り、自然再生などを目的として、あさはた緑地を整備します。



日本平公園

④河川環境を活かした緑地整備

- ◆ 一級河川富士川の河川敷を利用し、都市緑地として河川環境を活用した計画的な整備を行い、地域のコミュニティの形成や防災の拠点となる緑地を創出します。
- ◆ 一級河川安倍川の高水敷を利用し、河川特有の自然環境や景観を活かしたレクリエーション、スポーツ活動などができる多目的緑地の整備を推進します。



安倍川の緑地

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
■ 各家庭で生け垣や花づくりなどの緑化を推進します。	●	
■ 公園はマナーを守って大切に利用します。	●	
■ 事業所の敷地内や店舗などの緑化を推進します。		●
■ 地域緑化を推進するための緑の募金に協力します。	●	●
■ 公園などの美化活動や維持管理を行います。	●	●
■ 日本平公園において、ガイドボランティアや情報発信・展示イベントなどの企画運営に、積極的に参加します。	●	

コラム

「静岡市みどり条例」とは？

良好な生活環境の形成を図り、潤いや安らぎを享受できる「みどり」を保全し、緑化の推進を図るため、「静岡市みどり条例」の施行（平成27年4月予定）に向けた作業を進めています。条例では、本市のみどりの保全や緑化の推進に係る基本理念を掲げるとともに、市・市民・事業者の責務、具体的な施策を示す「保存樹木など」、「公共建築物・事業所などの緑化」、「市民などとの協働」などについて定めています。



1-4

基本目標1 住み良さを実感できる生活環境をつくります

良質な水環境の保全

市の施策・取り組み

(1)きれいな水環境を守ります

①水質の監視

- ◆ 「水質汚濁防止法」に基づき、公共用水域（河川・海域・水浴場・湖沼）及び地下水の水質の状況を常時監視します。
- ◆ 公共用水域などのダイオキシン類及び環境ホルモン類の状況を調査します。



水質調査

②汚水処理施設の整備

- ◆ 公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上のため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

③水質に関する指導や事故対応

- ◆ 「水質汚濁防止法」に基づく届出の審査及び立入検査などによる排水基準遵守の確認、指導などを行います。
- ◆ 河川などにおける油などの危険物、有害物質などの流出、魚類のへい死などの水質汚濁事故に関して、迅速かつ適切に対応します。
- ◆ 有害物質を使用している事業所に対し、地下水汚染の未然防止について指導します。

④清流の保全

- ◆ 市民・事業者・行政の協働により、安倍川、藁科川、興津川などの清流を保全し、将来に伝えていくため、「静岡市清流条例」の推進を図ります。
- ◆ 清流を身近に感じる用水、湧水などの「清流スポット」や大御所家康公による清流を利用した駿府のまちづくりの歴史に関する情報を発信します。
- ◆ 安倍川、藁科川、興津川の清流とすばらしい自然景観を守るため、市民・事業者・行政が協力して各河川の河川敷及び周辺の清掃活動を行い、河川環境を保全します。
- ◆ 川を愛する環境意識の向上を図る河川環境アドプトプログラムを推進します。
- ◆ 身近な環境保護に関する意識の啓発を図るため、県と連携して「リバーフレンドシップ制度」を推進します。
- ◆ 河川の水質を保全するため、エコクッキングなど家庭から排出される生活排水処理についての意識の向上に努めます。



静岡市「清流 30 選」
（興津川・清地）

⑤土壌汚染への対策

- ◆ 土壌汚染に関する監視や指導を充実させ、未然防止を図ります。
- ◆ 土壌中のダイオキシン類濃度の状況を常時監視します。

(2)水資源を保全します

①計画的な水利用

- ◆ 健全な水循環を次世代へ引き継いでいくため、長期的な目指す姿を提示する「しずおか水ビジョン」を推進し、環境への負荷の低減に努めます。
- ◆ 適切な水質管理及び老朽施設の計画的更新などを行い、安全・安心な飲料水を市民に供給します。

②総合的な地下水の保全

- ◆ 「静岡県地下水の採取に関する条例」に基づく規制などにより、地下水採取の適正化の推進及び地下水源の保全を図ります。

③水源の保全

- ◆ 市内の水道水源や工場などの自家用水源の適切な利用を図るため、地下水利用対策協議会などを通じて指導します。
- ◆ 静岡地域の水源である安倍川上流部及び清水地域の水源である興津川上流部の森林の適正な管理（植栽、下刈り、除間伐）を実施し涵養機能の向上を図るとともに、清掃活動を実施し水源環境の保全に努めます。



安倍川上流部の清掃活動

④雨水浸透の促進

- ◆ 雨水の河川や下水道への流入量を抑制するとともに、地下へ涵養することで良質な水環境の保全を図るため、公共下水道全体計画区域内において、雨水貯留浸透施設の整備を促進します。

市民・事業者の取り組み

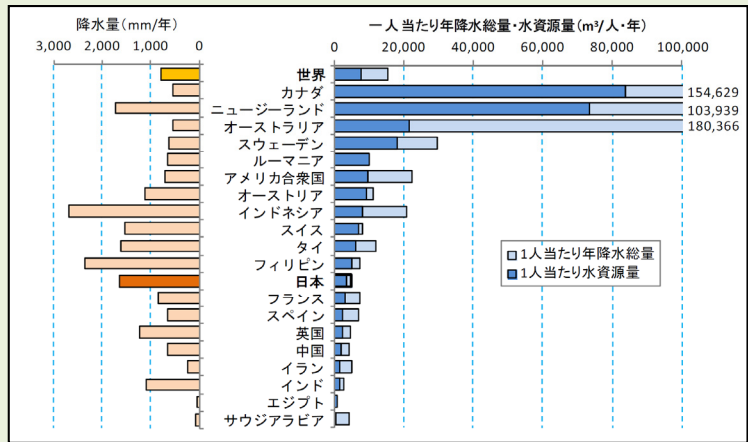
	市民	事業者
■ 公共下水道及び農業集落排水区域内では、それぞれの施設に速やかに接続し、区域外では合併処理浄化槽への切り替えを図ります。	●	●
■ 浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び年1回の法定検査を行います。	●	●
■ 環境に負荷の少ない石鹼や洗剤などを使用します。	●	●
■ 生ごみや油などを排水口に流さないようにします。	●	●
■ 風呂の水を洗濯などに再利用します。	●	
■ 事業排水処理施設の適正管理を図ります。		●
■ 地下水汚染を未然に防止するための対策を徹底します。		●
■ 水質汚濁物質が発生する作業や工程を見直し、負荷量を減らします。		●
■ 水道の水の出し放しをやめるなど、節水を心がけます。	●	
■ 洗濯機や食器洗浄機などを購入する場合は、節水型の製品を選択します。	●	
■ 中水の有効活用を行います。		●
■ 雨水貯留施設などを設置し、植木や草木への散水などに利用します。	●	●
■ 雨水浸透施設の設置などにより、雨水の地下浸透を促進します。	●	●
■ 河川のごみ拾いなどの環境美化活動を行います。	●	●
■ 森林の適正な管理、植栽、下刈り、除間伐を実施します。		●

水循環とは？

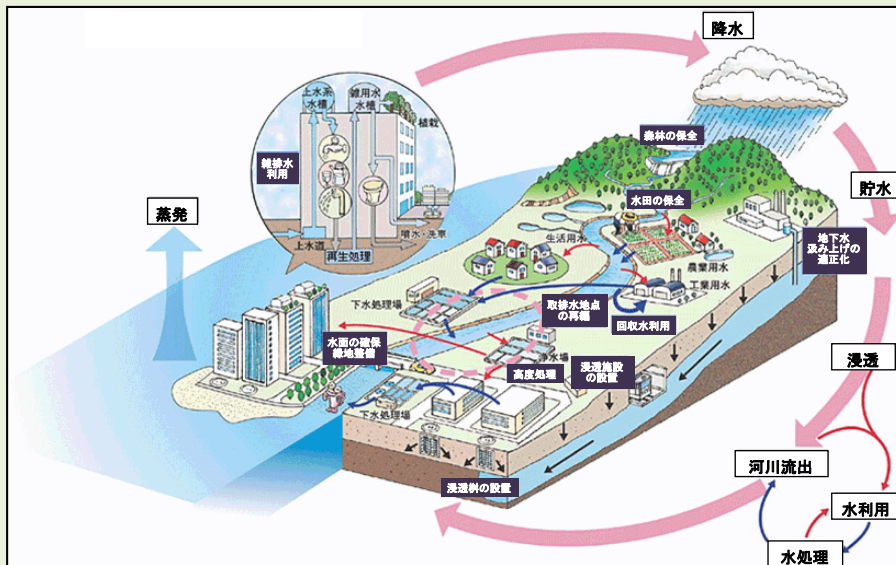
■日本の水資源量は世界平均の43%

水循環は、太陽のエネルギーを受けて蒸発した水が雲になり、それが雨や雪として地表に降り、川や地下水として海へと戻るサイクルのことをいいます。しかし、人類の生活や生産活動に欠かせない水資源は、過度の採取や使用により、水環境の悪化が深刻化してきています。その上、地球上に存在する水の量はおよそ14億km³ですが、淡水の量は全体の0.01%に過ぎず、水資源を巡る紛争なども発生しています。

日本は年間降水量が多いものの、一人当たりの水資源量は約3,400m³/人・年と、世界平均である約8,000m³/人・年の2分の1以下(43%)となっています。一方、一人当たりの水使用量は世界平均の約1.3倍にもなります。このような貴重な水を資源として再認識し、水循環の健全性が保たれるよう管理するとともに、雨水の貯留・浸透などによる再利用を進めていくことが重要となっています。



世界の1人当たり年降水量と水資源量



健全な水循環系のイメージ

■水循環に関する初めての法律「水循環基本法」の施行

健全な水循環の維持と回復を図るため、水循環に関する施策の基本理念や、国・地方自治体・事業者・国民の責務を定めた法律です。平成26年4月に公布され、同年7月1日に施行されました。水を「国民共有の貴重な財産」と位置づけ、政府による水循環基本計画の策定、国などによる流域管理、水循環政策本部の設置、水循環政策担当大臣の任命などを定めています。また、国民の水循環に関する理解と関心を深めるため、8月1日を「水の日」としました。海外資本による水源地の買収に歯止めをかける制度としても注目されています。

【資料：平成26年版 日本の水資源（国土交通省）】

第3節 豊かな自然環境を守り、次の世代へ繋いでいきます



基本目標2

豊かな自然環境を守り、 次の世代へ繋いでいきます

- 2-1 南アルプスなどの自然環境・生態系の保全
- 2-2 自然を利活用した人材の育成



2-1

基本目標2 豊かな自然環境を守り、次の世代へ繋いでいきます 南アルプスなどの自然環境・生態系の保全

市の施策・取り組み

(1)生きものの生息・生育場所を保全します

①生きものの生息・生育場所の保全とネットワーク

- ◆ シカの食害対策や野生鳥獣の適正な管理などにより、南アルプスの貴重な生きものを保全します。
- ◆ 里地里山の維持と継続的な管理、環境保全型農業の推進などにより、里地里山の生きものを保全します。
- ◆ アカウミガメの産卵環境の保全や人工海浜の整備などにより、海岸の生きものを保全します。
- ◆ 河川改修における多自然川づくりの推進や、公園整備におけるビオトープの設置など、公共事業の計画・実施において、生きものの生息・生育環境に配慮します。
- ◆ 市街地における緑化の推進や、水と緑のネットワークの拡大などにより、生きものの生息・生育場所をつなげます。
- ◆ 専門家や専門機関との協働による生きものの把握調査や、市民参加による生きもの調査の実施など、市内に生息・生育する生きものを調査します。



ライチョウ

②希少種や外来種などへの対応

- ◆ 傷病野生鳥獣の保護や希少な生きものの保全を進めます。
- ◆ ペットの飼育方法や動物取扱業に関する普及啓発、外来種に関する情報の収集とホームページにおける周知などにより、外来種に関する普及啓発を行います。
- ◆ アライグマやオオキンケイギクなど特定外来生物の調査・防除を実施します。



麻機遊水地における
オオキンケイギク除去

(2)自然環境の恵みを保全します

①南アルプスの自然環境の保全

- ◆ 本市を含む関係10市町村、国、県、関係団体などとの連携・協働体制を強化するとともに、来訪者のルールづくりと啓発活動の推進により、繋がりを意識した南アルプスの一体的な保全に取り組みます。
- ◆ 豊かな自然とそこに育まれた人々の生活を保全し継承するため、希少種の生息・生育状況、自然景観、自然への人為的な影響、河川環境などの自然環境や生活環境の変化をモニタリングします。
- ◆ 高山植物やライチョウの保護に向けた取り組みを推進します。
- ◆ 自然環境や社会状況などのモニタリング結果を踏まえた各種施策の見直しやオーバーユースによる影響への適切な対応、登山者の環境保全意識の向上、外来植物などの侵入・拡散防止により、自然環境の保全と生態系のバランスを考慮した保全手法を検討・実施します。



南アルプスユネスコエコパーク
基本合意締結式

- ◆ 事業活動に伴う施設や看板の整備などにおいては、自然景観に配慮した工法や材料を採用します。
- ◆ 事業者などに対し、各種法令の遵守や林道周辺の自然環境の保全、ユネスコエコパークの理念に基づく各種施策への配慮を求めるとともに、環境保全措置などの実効性を監視し、新たな開発などへ適切に対応します。

②森林の恵みの保全

- ◆ 森林保全を担う林業担い手育成対策を推進します。
- ◆ 間伐が放棄された人工林の間伐を実施し、林床植生の再生などを促し森林の持つ多面的機能を強化します。
- ◆ 市産材を活用した住宅や事業所の建築・建設を促進するとともに、公共建築物への市産材利用を促進します。
- ◆ 適正な森林整備が進むよう支援するとともに、市有林や森林公園などの適正な維持管理や整備を実施します。
- ◆ 都市部で活動する企業からの支援により森林整備を行い、二酸化炭素の地産地消を推進します。
- ◆ 間伐・植林体験活動や自然観察など、森林教室を開催します。



間伐

③里地里山の恵みの保全

- ◆ 棚田の持つ多面的な機能の維持・保全に努めます。
- ◆ 良好な里山環境の整備及び生物多様性の保全を図るため、放任竹林対策を実施する団体を支援します。
- ◆ 野生鳥獣による農林業への被害を軽減するため、防護柵の設置や緩衝地帯整備、捕獲報償金による捕獲の促進などを図ります。



竹林整備

④河川・海岸・湿地の恵みの保全

- ◆ 人工海浜、海浜緑地の整備推進、生活排水処理率向上による水質の保全、河川環境アドプトの実施・拡大などにより、水生生物の生息しやすい環境をつくります。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
■ 環境学習会などに参加し、生物多様性を大切にする心を育みます。	●	●
■ 生物多様性に配慮した産業を展開します。		●
■ 希少野生生物についての理解を深め、保護に協力します。	●	●
■ 庭や事業所の敷地内にビオトープを造成し、生きものの生息・生育環境の創出に協力します。	●	●
■ 生きもの調査に参加します。	●	●
■ フンの処理など、ペットの飼育マナーを守ります。	●	
■ 外来種の分布が拡大しないように協力します。	●	●
■ 防護柵の設置や有害鳥獣捕獲の実施を行います。		●
■ 市産材を活用した住宅や事業所の建築・建設を行います。	●	●
■ 間伐・植林体験活動や自然観察など、森林教室に参加します。	●	●

2-2

基本目標2 豊かな自然環境を守り、次の世代へ繋いでいきます 自然を活用した人材の育成

市の施策・取り組み

(1)自然を活かした賑わいづくりを行います

①南アルプスの活用

- ◆ 南アルプスの豊かな自然を保全するため、調査や研究、教育の場として活用し、学術的知見の集積による適切な保全対策などの実施や自然とのふれあいによる豊かな心の醸成を推進します。

②麻機遊水地の活用

- ◆ 自然再生事業の対象地区である麻機遊水地第1工区内に、自然とふれあう体験型の都市緑地「あさはた緑地」を整備します。



麻機遊水地でのイベント

③エコツーリズムの推進

- ◆ エコツーリズム・グリーンツーリズムの推進、体験型観光・農山村体験・森林教室などの実施及び実施支援により、里地里山と市民のふれあいの場を提供します。
- ◆ 生きものとのふれあいイベントの開催、大学、企業、NPOなどと連携した自然体験教室の開催などにより、海・川の恵みを活用します。

④生物多様性に配慮した地域づくり

- ◆ 地産地消の推進による地元産品への関心喚起、地域ブランドの開発支援、認証制度の実施などにより、魅力を発信します。
- ◆ 里地里山地域への移住・定住の促進、集落の活性化を支援する人材の配置などにより、地域の持続可能なコミュニティづくりを行います。
- ◆ たい肥による土づくりと化学肥料及び化学農薬の低減を一体的に行うエコファーマーの認定取得を促進します。
- ◆ 環境保全型農業に関する勉強会の開催、地産地消の促進、森林認証制度をはじめとしたさまざまな認証制度の紹介など、生物多様性や環境に配慮した取り組みを支援します。

(2)自然とのふれあいの場づくりを進めます

①自然とのふれあいの場の整備・活用

- ◆ ウォーキングやハイキングコース、キャンプ場など野外活動施設の情報提供により、自然とのふれあいを促進します。
- ◆ 日本平動物園で「ふれあい教室」を開催するなど、動物とのふれあい事業を促進します。
- ◆ 森林とのふれあいの場として「高山・市民の森」の活用を進め、森林環境教育を推進します。



静岡市いきもの散策マップ

(3)自然を学び育みます

①自然環境や生物多様性に関する理解の促進

- ◆ ユネスコエコパークの理念に沿った教育プログラムの開発やE S D（持続可能な開発のための教育）の推進、体験教育や合宿、企業研修の誘致などにより、自然や文化を学び、心を育てる場の環境整備に取り組みます。
- ◆ 環境学習会や自然体験教室など自然とふれあえる場の提供、環境学習指導員の積極的な派遣などにより、生物多様性の理解に繋がる環境教育・環境学習を推進します。
- ◆ モニタリング調査による生きもの情報のホームページ公開、生物多様性に関する講演会やシンポジウムなどの開催により、生物多様性に関する情報を発信します。
- ◆ 少年自然の家などでは、井川や和田島周辺の自然を活かした体験活動ができるイベントやプログラムを実施します。
- ◆ 静岡科学館る・く・ると静岡県自然観察指導員会中部支部との連携により、自然観察会を実施します。
- ◆ 林業体験教室や森林教室、自然観察会などを通して、森林に親しむ機会を提供し、森林の持つ多面的機能の重要性を市民に啓発します。

②自然環境保全活動の担い手育成とネットワーク化

- ◆ 環境大学における環境学習リーダーの育成、環境学習指導員に対する研修などにより、自然保護の活動の中心となるリーダーを育てます。
- ◆ ユネスコエコパーク登録地域内に、自然や文化に関する調査研究活動を支援するための拠点整備を検討し、研究者の育成を図るとともに、学術的価値の集約・保存・活用に取り組みます。
- ◆ 市民参加型の生きもの調査の実施、企業活動における環境活動の積極的な取り入れの呼びかけなどにより、市民・NPO・企業などを中心とした環境活動を推進します。
- ◆ 講演会やシンポジウムにおける活動発表の場の提供、アドプト参加団体の活動情報収集、アドプト制度への市民の積極的な参加呼びかけなどにより、環境活動のネットワーク化を図ります。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
■ 南アルプスユネスコエコパークに関心をもち、環境保全に協力します。	●	●
■ 麻機遊水地での外来種駆除や自然観察会などのイベントに参加します。	●	●
■ エコツアーや体験型観光・農山村体験・森林教室などへの参加、エコツアーガイドとして活躍します。	●	
■ エコツアーや体験型観光・農山村体験・森林教室などを企画・実施します。		●
■ 地元産の農作物を積極的に購入するなど、地産地消を進めます。	●	
■ エコファーマーの認定取得や環境保全型農業の実践、森林認証の取得など、生物多様性や環境に配慮した農林業を実践します。		●
■ 環境学習会や自然体験教室、講演会、シンポジウムなどに参加し、生物多様性についての知識を深めます。	●	●
■ 生きもの調査などに協力します。	●	●
■ 休日などは積極的に自然とふれあえる場所へ出かけます。	●	
■ イベントやプログラムなどに参加し、季節や自然の素晴らしさを体感します。	●	
■ イベントへの協力や講師派遣などを行います。		●

環境キッズしずおかプログラムとは？

「環境キッズしずおかプログラム」は、環境保全のための活動（自然観察・省エネルギー・ごみ減量など）を学校において取り組むものであり、子どもから家庭へ広げ、さらには環境にやさしい地域づくりを目的としています。学校の周りにある身近なフィールドを使い、体験を通じて環境学習を実践していくとともに、環境に対する意識の高い人材を育みます。

基本的には学校で計画されている環境学習内容で進め、年3～5回程度の学習会を開催します。また、対象学年は4～6年生としています。

平成25年度は3つの小学校（安倍口小学校5年、伝馬町小学校5年、清水興津小学校4年）がモデル校となり、さまざまな取り組みが行われました。

■安倍口小学校の事例

- ・自然観察会（学校周辺の生きもの観察、内牧川の水質調査と水生生物調査）
- ・環境学習会（富士山と朝霧高原について）
- ・アースキッズプログラム など

■伝馬町小学校の事例

- ・自然観察会（清水山公園・谷津山周辺の自然体験学習）
- ・竹を使ったりリサイクル工作
- ・アースキッズプログラム など

■清水興津小学校の事例

- ・事前学習会（興津川の魚、水生生物、チョウ、石などの話を聞き理解深める）
- ・体験学習会（実際に興津川へ行き、生きものを捕まえたり、観察を行う）
- ・学習発表会（興津川について各自テーマを決め、研究した成果を発表する） など



興津川で水生生物などの観察



アースキッズプログラム

第4節 総合的に地球温暖化対策に取り組めます



基本目標3

総合的に地球温暖化対策に取り組めます

- 3-1 省エネルギーの推進
- 3-2 地域の特色を活かした再生可能エネルギーの普及促進
- 3-3 災害に強く環境にやさしいエネルギーの分散化
- 3-4 気候変動に適応した対策の推進



3-1

基本目標3 総合的に地球温暖化対策に取り組みます
省エネルギーの推進

市の施策・取り組み

(1) 省エネルギー施設や設備の導入を促進します

① 省エネルギー設備・施設の導入

- ◆ 家庭や事業所への高効率照明（LED、Hf照明など）や高効率給湯器（ヒートポンプ給湯器、潜熱回収給湯器など）などの省エネルギー設備の設置を促進します。
- ◆ 既設防犯灯のLED化を促進します。
- ◆ 遮熱効果の高いガラスの採用による省エネルギー化、建物周辺の緑化、親水空間の設置などを促進します。

(2) 省エネルギーのための行動やしぐみを広げます

① 市民への啓発・支援

- ◆ 市民一人一人の省エネルギーに資する行動の変革を促すよう、電気使用量が目に見える機器の設置を促進します。
- ◆ 省エネルギー行動を啓発するためのチェックシートを配布・集計します。



打ち水イベント

② 事業者・各種団体への啓発・支援

- ◆ 事業所における省エネルギーに資する設備の導入を促進します。
- ◆ 事業所における環境マネジメントの導入促進を図るため、エコアクション21などの環境マネジメントシステムの取得を促進します。
- ◆ 省エネルギー設備などの紹介や情報提供のほか、技術開発を支援します。
- ◆ 各種団体の補助金を活用するための情報発信や普及啓発イベントなどを実施します。

(3) 輸送・移動手段の省エネルギー化を進めます

① 公共交通機関や自転車の利用促進

- ◆ 公共交通機関の積極利用・自転車利用の促進に関する呼び掛けを実施するとともに、市職員へのノーカーデーの促進に関する呼び掛けを実施します。
- ◆ 「静岡市自転車利用計画」に基づき、駐輪場の整備や自転車走行空間の整備など、自転車の利用環境の整備や安全で快適な自転車走行空間を確保します。
- ◆ 駅前広場や駐輪場整備による交通結節点機能強化や、駅舎やバスのバリアフリー化を推進し、公共交通機関の利便性、安全性の向上を図ります。

② エコドライブの推進

- ◆ エコドライブを推進するため、エコドライブ講習会の実施や燃費ナビの貸出し、アイドリングストップの啓発活動などを実施します。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
■ 高効率照明（LED、Hf照明など）や高効率給湯器（ヒートポンプ給湯器、潜熱回収給湯器など）などの省エネルギー設備を積極的に取り入れます。	●	●
■ こまめに電源を切るなど、無駄な電気使用量を減らします。	●	●
■ クールビズやウォームビズに取り組み、適正な冷暖房の温度設定に努めます。	●	●
■ 省エネルギーラベルなどを参考にエネルギー効率のよい製品を選択します。	●	●
■ BEMS（ビルエネルギー管理システム）やHEMS（住宅エネルギー管理システム）、省エネナビなどを導入し、エネルギーを「見える化」します。	●	●
■ 省エネ診断やESCO事業の導入により、家や事業所全体の省エネルギー化を図ります。	●	●
■ 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」や「CASBEE静岡」の届出、長期優良住宅認定制度を通じて、環境に配慮した建築物となるようにします。	●	●
■ 省エネルギー型の生産工程や設備を導入し、省エネルギーを推進します。		●
■ 省エネルギー型製品の開発、製造、販売を促進します。		●
■ 外出時にはマイカーの使用を控え、バスや鉄道などの公共交通機関の利用や、自転車・徒歩による移動を心がけます。	●	●
■ アイドリングストップや、急加速をせずに早めのアクセルオフを心がけるなどのエコドライブを実践します。	●	●
■ 自動車による貨物輸送を、鉄道や船舶輸送に切り替えるモーダルシフトを推進します。		●
■ 荷主と物流事業者の共同の取り組み、共同配送による積載率の向上など、運用面の対策により輸送の効率化を図ります。		●
■ エコアクション21などの環境マネジメントシステムを取得します。		●

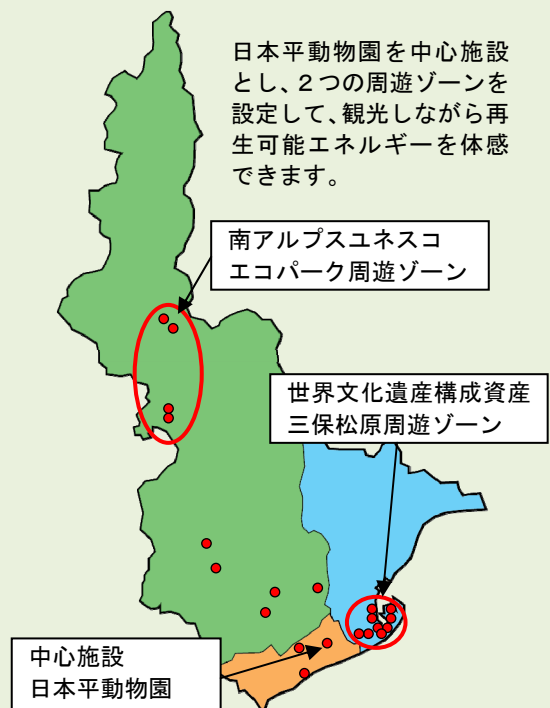
コラム

静岡市次世代エネルギーパーク

平成26年10月に「静岡市次世代エネルギーパーク計画」は、経済産業省・資源エネルギー庁の公募する次世代エネルギーパークに認定されました。

次世代エネルギーパークとは、再生可能エネルギーをはじめとした次世代のエネルギーに、実際に国民が見て触れる機会を増やすことを通じて、地球環境と調和した将来のエネルギーの在り方に関する理解の増進を図る計画を、経済産業省が認定するものです。本市を含め、平成19年度から全国で60件が認定されています。

市が所有する再生可能エネルギー導入施設（静岡市立日本平動物園など）とともに、市内で民間により整備されている再生可能エネルギー関連施設を盛り込み、市域全体を「静岡市次世代エネルギーパーク」としています。



3-2

基本目標3 総合的に地球温暖化対策に取り組みます

地域の特色を活かした再生可能エネルギーの普及促進

市の施策・取り組み

(1)再生可能エネルギー設備の導入を促進します

①家庭や事業所への普及

- ◆ 太陽光発電設備や太陽熱温水器、小型風力発電設備など家庭や事業所で活用できる再生可能エネルギー設備の設置を促進します。
- ◆ 国や県など各種団体の補助制度を活用できるよう、市民や事業者へ情報発信します。

②公共施設への普及

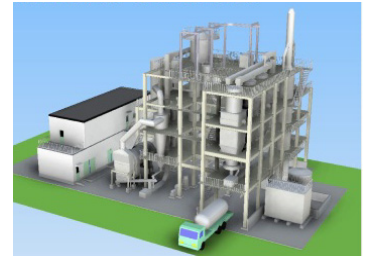
- ◆ 公共施設への再生可能エネルギー設備の設置を促進します。
- ◆ 下水道汚泥の処理方法を焼却処理から燃料化する設備に更新することにより、汚泥処理により製造される燃料化物を再利用します。

③再生可能エネルギーに関する調査・研究

- ◆ 木質バイオマスや小水力発電設備の導入など地域特性を活かした設備の導入に関する調査検討を行います。



風電君



下水道汚泥の燃料化施設
(完成予想図)

(2)再生可能エネルギーを地域おこしや環境教育に活用します

①再生可能エネルギーによる地域振興

- ◆ 中山間地域における再生可能エネルギーの導入可能性調査を支援し、エネルギーの地産地消や地域の活性化への取り組みを検討します。
- ◆ 市民や事業者との協働により、再生可能エネルギー設備を設置する事業の拡充を検討します。



市民ファンドを活用した日本平動物園への太陽光発電の導入

②再生可能エネルギーの環境教育への活用

- ◆ 再生可能エネルギーパークとして整備した日本平動物園において、日本平動物園オリジナルの環境教育プログラムを推進します。
- ◆ 風力発電施設「風電君」の保守管理を行うとともに、市民への啓発を図るため、見学会を開催します。
- ◆ 清水区三保の「メガソーラーしみず」隣接地に整備する多目的広場を環境啓発の場として活用します。
- ◆ 市域内の再生可能エネルギー設備を導入した施設を一体的に見学できるようなルートを検討します。
- ◆ 事業者と連携し、再生可能エネルギーの普及啓発のための学習会を実施します。



日本平動物園に導入した風力発電での環境教育

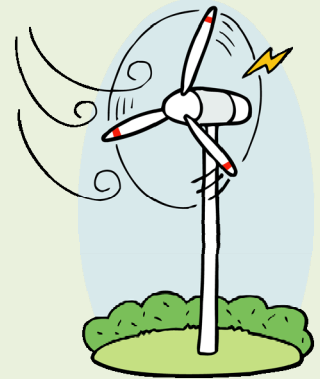
市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
■ 太陽光発電や太陽熱温水器、風力発電設備などを導入します。	●	●
■ 廃食用油などの飼料化・燃料化事業を行います。		●
■ 再生可能エネルギー設備を設置するための寄付などに協力します。	●	●
■ 再生可能エネルギー施設の見学などを行い、理解を深めます。	●	●
■ 小水力発電に関心を持つとともに、地域の活性化事業に積極的に関わります。	●	

コラム

再生可能エネルギーとは？

太陽光や太陽熱、水力、風力、地熱など、自然の持つ力を使ったものが「再生可能エネルギー」です。資源が枯渇せず繰り返し使え、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しません。石油や石炭などの化石燃料に代わるクリーンなエネルギーとして、導入と普及が促進されています。再生可能エネルギーは大きく3つの分野に分けることができます。



発電分野

- 太陽光発電
- 風力発電
- バイオマス発電
- 水力発電
- 地熱発電
- 海洋エネルギー発電

熱利用分野

- 太陽熱利用
- 雪氷熱利用
- バイオマス熱利用
- 温度差熱利用
- 地中熱利用
- 空気熱利用

燃料分野

- バイオマス燃料製造

【資料：経済産業省・資源エネルギー庁】

コラム

バイオマスエネルギーとは？

バイオマスエネルギーとは、化石燃料を除く動植物に由来する有機物で、エネルギー源として利用可能なものを指します。特に植物由来のバイオマスは、その生育過程で大気中の二酸化炭素を吸収して成長し、燃焼時には酸素と結びつき二酸化炭素として放出されます。つまり、自然界の炭素（カーボン）の収支がプラスマイナスゼロ（ニュートラル）の状態であり、このことから、「カーボンニュートラル」なエネルギーとされています。

特に輸送用燃料であるバイオエタノールやバイオディーゼルは生物化学的変換により、その大部分を製造しています。バイオエタノールは、サトウキビやトウモロコシ、稲わらや木材などを原料として製造することが可能であり、市内でも廃棄するおからやジャガイモの皮などを使ったバイオエタノール製造に成功した事業所があるなど、今後の活用に期待が集まっています。

【資料：エネルギー白書2014（経済産業省）】

3-3

基本目標3 総合的に地球温暖化対策に取り組みます

災害に強く環境にやさしいエネルギーの分散化

市の施策・取り組み

(1) 低炭素なまちづくりを推進します

① コンパクトシティの実現

- ◆ コンパクトなまちづくりを進めるため、無秩序な市街地の拡散抑制、都心への都市機能の集約を図ります。

② スマートハウス・スマート街区の普及

- ◆ 創エネ・蓄エネ・省エネの要素を備える「スマートハウス」の普及を促進し、分散型エネルギーの確保に努めます。
- ◆ 官民が連携し、エネルギーの効率的な活用や防災対策を施した「防災スマート街区」の整備を促進します。
- ◆ CEMSを用いたエネルギーマネジメントシステムの構築に向けた検討をします。

防災スマート街区
イメージ図

③ 水素タウンの促進

- ◆ FCEV（燃料電池自動車）を普及させるため、水素ステーションの整備について検討します。
- ◆ 官民が連携し、水素ステーションを核とした水素の活用や、複合料金（電気、ガス、水素）のサービスメニューについて検討します。

(2) 次世代自動車を普及拡大します

① 次世代自動車の普及拡大

- ◆ 次世代自動車の普及や電気自動車急速充電器などの設置促進のため、普及イベントなどを実施します。
- ◆ 静岡県や他の市町、関連事業者と連携し、次世代自動車の普及促進に努めます。

コラム

次世代自動車とは？

ハイブリッド車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車などを次世代自動車と呼んでいます。新車販売に占める次世代自動車の割合は、2013年度時点では23%となっていますが、国は2030年までに5～7割にする目標を掲げています。その中でも特に燃料電池自動車は、世界に先駆けて2014年に市場投入されました。今後の普及に向け、燃料電池自動車や水素インフラに係る規制の見直しや、水素ステーションの整備促進（2015年以内に100箇所程度の整備）により、世界最速の普及を目指しています。【日本再興戦略（平成25年6月）、エネルギー白書2014（経済産業省）】



燃料電池自動車

市民・事業者の取り組み

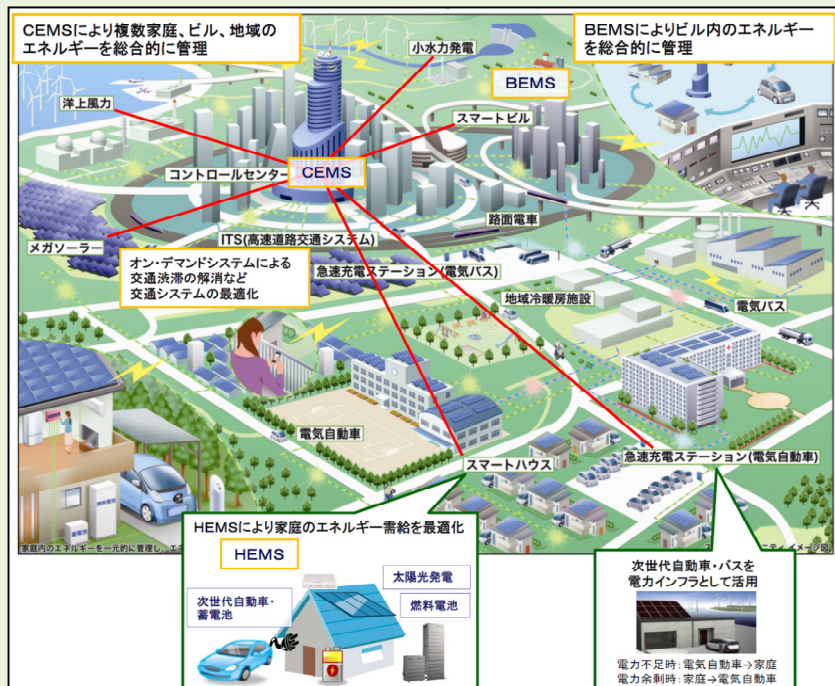
	市民	事業者
■ スマートハウスの導入の検討、普及啓発をします。	●	●
■ 防災スマート街区におけるスマートハウスの導入の検討、普及啓発をします。	●	●
■ 水素に対する理解を進めるとともに、スマートコミュニティ実証などへ協力します。	●	●
■ CEMSを用いたエネルギーマネジメントに関する設備の導入を検討します。		●
■ 水素ステーションやエネルギー供給システム、CEMSを用いたエネルギーマネジメントの整備を検討します。		●
■ 水素タウンの促進に関する技術開発や行政と連携した水素タウンの普及啓発を行います。		●
■ 次世代自動車（EV、PHV、燃料電池自動車など）の導入を検討します。	●	●
■ 次世代自動車に関する技術開発や行政と連携したイベントの実施などの普及啓発を行います。		●
■ 分散型エネルギーを確保するため、燃料電池や蓄電池などの機器を導入します。	●	●

コラム

スマートコミュニティとは？

■スマートコミュニティとは？

再生可能エネルギーやコージェネレーションなどを使いながら、ITや蓄電池などの技術を活用し、エネルギー需給を総合的に管理する社会システムを「スマートコミュニティ」といいます。需要に応じて多様なエネルギー源を組み合わせることで供給することによって、平常時には大幅な省エネルギーを実現するとともに、非常時にはエネルギーの供給を確保することが可能となります。



【資料：経済産業省ホームページ、エネルギー白書 2014（経済産業省）】

3-4

基本目標3 総合的に地球温暖化対策に取り組みます 気候変動に適応した対策の推進

市の施策・取り組み

(1)気候変動に対する適応計画を策定します

①適応計画の策定

- ◆ 既に進行している温暖化に適応するため、「静岡市版・気候変動に対する適応計画」を策定し、気候変動の影響に伴う災害などの被害を軽減するための取り組みを推進します。

(2)温暖化によって増える恐れのある災害への対策を進めます

①風水害に対する適応

- ◆ 集中豪雨などによる浸水被害を軽減するため、雨水貯留・浸透施設の設置促進などの雨水流出抑制対策を推進します。
- ◆ 河川や下水道施設の整備を推進します。
- ◆ 国や県などと連携し、大雨・高潮などの予警報や河川水位のリアルタイム情報の提供などにより、風水害発生時の減災対策を行います。
- ◆ 節水の推進、水資源供給施設の長寿命化などにより、渇水リスクを回避します。
- ◆ 洪水ハザードマップ、内水ハザードマップの作成、公表など自助促進を促すことにより、浸水発生時の減災対策を行います。



静岡市防災情報マップ

(3)自然生態系や人間社会の適応を目指します

①水資源への影響に対する適応

- ◆ 渇水などの影響や被害に適応するため、連絡管の整備などによる広域的な水融通、給水資機材の備蓄のほか、下水道処理施設からの再生水の活用を図ります。

②生態系への影響に対する適応

- ◆ 多種多様な種や生態系が時間をかけて温暖化に適応し、変化に幅広く対応できるようにするため、山間地のまとまった自然と里地里山、都市公園などの緑のネットワークの形成を目指します。
- ◆ 温暖化に脆弱な生態系のひとつである南アルプスの高山植生を保護するため、ニホンジカの食害に関する被害調査や防鹿柵の設置などを行います。
- ◆ 集中豪雨の頻発などによる山地災害への対応として、治山事業による森林の保全を推進します。



防鹿柵の設置

③健康被害に対する適応

- ◆ 気温上昇に伴い、増加すると予測される熱中症や感染症への対策として、熱中症の予防や対処方法などの情報提供を行います。また、感染症については、国や県、医療機関などと連携し、予防やまん延防止に努めます。

④ヒートアイランドへの対策

- ◆ 施設の緑化、保水性建材や高反射性塗装の活用、風の道や水路の整備、貯留した雨水の散水利用などにより、都市部のヒートアイランド対策を推進します。



ヒートアイランド対策に有効な街路樹の整備・管理

市民・事業者の取り組み

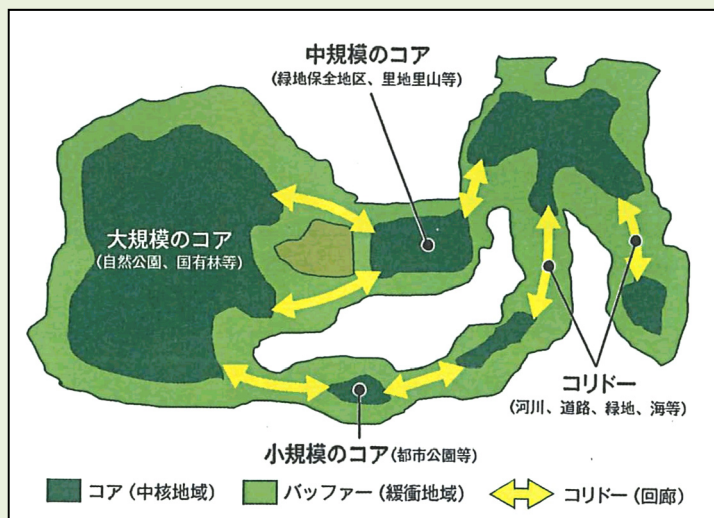
	市民	事業者
■ 地域で災害や避難について話し合い、情報を共有します。	●	●
■ 農畜産業に関する温暖化への適応策を実践します。	●	●
■ 各家庭で生け垣や花づくりなどの緑化を推進します。	●	
■ 事業所の敷地内や店舗などの緑化を推進します。		●
■ 熱中症の予防や対処方法について習得し、実践します。	●	●
■ 蚊が繁殖しにくい環境づくりを心がけます。	●	●
■ 保水性建材や高反射性塗装の活用、風の道や水路の整備、貯留した雨水の散水利用などにより、ヒートアイランド対策を実施します。		●

コラム

緑のネットワークとは？

地球温暖化の影響への脆弱性やそれに対応する適応力は、生きものや生態系によって異なります。そのため、多様な種や生態系が、時間をかけて温暖化に適応し、変化に幅広く対応できるようにしておくことが重要です。

そこで、ある程度まとまりをもつ、自然公園や国有林などの緑と、里地里山や都市公園などの中小規模の緑を緑地や河川などのコリドーで結び、緑のネットワークを形成することが適応策になります。



緑のネットワークのイメージ

【資料：温暖化から日本を守る適応への挑戦（環境省）】

コラム

I P C C 第 5 次 評 価 報 告 書 と は ？

■ I P C C と は ？

I P C C（気候変動に関する政府間パネル）では、温室効果ガスによる気候変動の見通しや、自然や社会経済への影響、温室効果ガスの排出削減に関する評価など、最新の研究成果に対して評価を行っています。前回の第4次統合報告書から7年ぶりとなる第5次統合報告書が、平成26年11月に公表されました。



■ 気候変動の状況と今後の見通しは？

地球温暖化について疑う余地がないことが改めて指摘されるとともに、1950年代以降観測された変化の多くは、数十年から数千年の間にわたり前例のないものであることが示されています。

今後の将来予測については、1986年～2005年と比べて2081年～2100年までの世界の平均気温が最大で2.6～4.8℃、平均海面水位が45～82cm上昇する可能性が高いと予測されています。

■ 気候変動による影響は？

ここ数十年、全ての大陸や海洋に気候変動の影響が現れていると指摘されています。また、温室効果ガスの継続的な排出は、さらなる温暖化と気候システムの長期的な変化をもたらし、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高いと予測されています。

■ 今後どうしたらよい？

気温上昇を産業革命前に比べて2℃未満に抑えるためには、2010年と比べ、2050年の世界の温室効果ガス排出量を40～70%削減し、さらに2100年には世界の温室効果ガスの排出量をほぼゼロ又はそれ以下に削減することなどが必要であると指摘されています。

【資料：気候変動に関する政府間パネル（I P C C）第5次評価報告書】

コラム

日本における気候変動による影響は？

I P C Cが公表した第5次評価報告書の最新シナリオに基づき、環境省の研究チームでは日本における気候変動による影響について報告書を取りまとめ、平成26年3月に公表しました。

報告書によると、世界の温室効果ガス排出量がこのまま増え続けると、日本の平均気温は今世紀末に3.8～6.8℃上昇するとともに、海面は最大59cm上昇、砂浜は最大82%失われるとされています。

ハイマツやブナの分布域の縮小やコメの品質悪化、ウンシュウミカンの生産適地の減少など生態系・農作物への影響をはじめ、洪水や高潮による被害額の増加、熱中症の増加や感染症を媒介するヒトスジシマカなどの分布拡大などの影響が予測されています。これらの被害低減のため、温暖化の緩和策とともに適応策の重要性が指摘されています。



【資料：地球温暖化「日本への影響」（修正版）（平成26年、国立環境研究所）】

第5節 環境に配慮した廃棄物政策を推進します



基本目標4

環境に配慮した 廃棄物政策を推進します

- 4-1 廃棄物のさらなる減量に向けた協働の推進
- 4-2 安定的な廃棄物処理体制の確保



4-1

基本目標4 環境に配慮した廃棄物政策を推進します

廃棄物のさらなる減量に向けた協働の推進

市の施策・取り組み

(1) 一般廃棄物の4Rを推進します

① 静岡版「もったいない運動」の展開

- ◆ 発生抑制、排出抑制・再使用・再生利用の4Rの実現を目指すため静岡版「もったいない運動」の展開を図るなどし、市民・事業者と協働して「一般廃棄物処理基本計画」を推進します。
- ◆ 一般家庭で不用になった生活用品のリユースを促進するため、譲りたい人から譲ってほしい人へ無料で斡旋する生活用品活用バンク事業を実施します。
- ◆ 環境や健康のことを考えて買い物や生活をする消費者を育成するグリーンコンシューマー講座を実施します。
- ◆ マイボトルやマイバッグの利用促進により、レジ袋や過剰包装の削減を進めるなど、発生・排出抑制に向けた取り組みを推進します。
- ◆ 再生利用を促進するため、自治会などが実施する集団資源回収事業や古紙等資源回収活動を支援します。
- ◆ 生ごみの減量化、資源化を促進するため、生ごみ処理機器の購入への助成や竹粉を利用した生ごみの処理法の活用を進めます。
- ◆ 小型家電のリサイクルを推進します。
- ◆ 「ごみリサイクル展」などの開催により、ごみ減量に向けた啓発活動を推進します。
- ◆ 沼上資源循環学習プラザ、西ヶ谷資源循環体験プラザを中心に、見学への案内や講座・イベントの開催、リユースマーケットの実施などの環境学習や環境体験を行い、市民のごみ減量意識を高めます。
- ◆ 多量排出事業者による発生抑制に向けた取り組みへの指導を行います。



もったいない運動

② ごみに関するマナーの向上

- ◆ 「廃棄物減量等推進員」を委嘱し、自治会・町内会などとの連携を深め、地域のごみ集積所における分別及び排出マナーの指導や啓発を通じて、ごみの減量化、資源化を推進します。

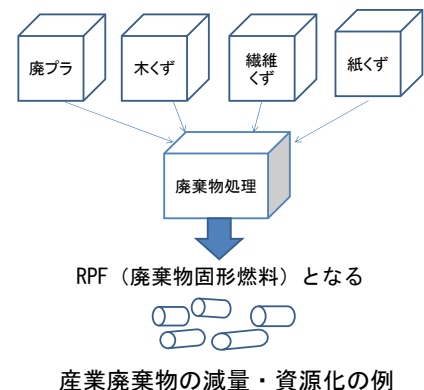
(2) 産業廃棄物の4Rを推進します

① 産業廃棄物に関する施策の推進

- ◆ 「産業廃棄物処理対策推進方針」に基づき、事業者による発生抑制、減量化、循環利用の取り組みを促し、循環型社会の実現を図ります。

② 産業廃棄物の減量・資源化

- ◆ 多量排出事業者の処理計画作成に当たっての指導、発生抑制に係る情報提供などにより、産業廃棄物の発生を抑制します。
- ◆ 自己処理の推進による減量化を図ります。



- ◆ 循環利用の容易な製品の開発、公共工事における資源の循環利用などを促進することにより、産業廃棄物のリユース・リサイクルを進めます。
- ◆ 排出事業者及び処理業者に対してマニフェストの適切な運用を励行するように指導します。
- ◆ 事業者に対して、産業廃棄物の循環利用に係る情報などの積極的な提供を進めます。

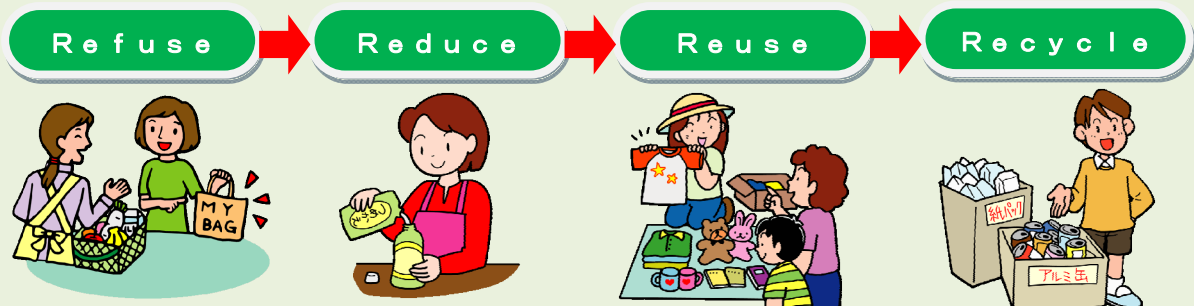
市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
■ 過剰包装を断るよう心がけます。	●	
■ 商品の簡易包装の推進及び消費者への啓発を行います。		●
■ マイバッグ運動に協力し、レジ袋の削減を図ります。	●	●
■ 詰め替え商品や長寿命商品を優先的に購入します。	●	●
■ 使い捨て製品の製造・販売から、詰め替え製品の製造・販売を促進します。		●
■ 個別売りや量り売りを選択し、必要量を購入します。	●	
■ 食材の使い切りや食べ残しの削減、生ごみの水切りを行います。	●	
■ 修理などを行って製品を長く大切に使用します。	●	
■ バザー、フリーマーケット、リサイクルショップなどで日常生活用品を再使用するとともに、レンタルやリースを活用します。	●	
■ 地域の資源集団回収、店頭回収を利用します。	●	
■ 長く使えるような製品を開発・製造し、修理やアフターサービスに努めます。		●
■ 分別や資源化のしやすい製品を開発・製造・販売します。		●
■ ごみの分別及びリサイクルを徹底し、ゼロエミッションを目指します。		●
■ 生ごみ処理機器などを利用した生ごみの堆肥化や減量化を行います。	●	●
■ 環境に配慮した商品や再生品を購入します。	●	●
■ 指定ごみ袋を使用し、ごみの分別と出し方をしっかり守ります。	●	
■ 産業廃棄物はマニフェスト制度に従い、最終処分まで責任を持ってごみを処理します。		●
■ 産業廃棄物管理責任者の設置や廃棄物処理委託先の実施確認などを徹底します。		●

コラム

4Rとは？

4Rとは、ごみを減量するための考え方であり、優先順位の高い方から「Refuse：いらぬものは断る」「Reduce：減らす」「Reuse：再使用する」「Recycle：再生利用する」となっています。4Rを実践して、循環型社会を目指しましょう。



4-2

基本目標4 環境に配慮した廃棄物政策を推進します 安定的な廃棄物処理体制の確保

市の施策・取り組み

(1) 廃棄物関連施設における適正処理を進めます

① 廃棄物関連施設の整備

- ◆ ごみの長期的安定的な処理を行うため、既設清掃工場の長寿命化を図るとともに、新しい最終処分場の整備を目指します。
- ◆ 稼働を終了した清水清掃工場の跡地利用について検討を行います。



西ヶ谷清掃工場

② 廃棄物の適正処理の推進

- ◆ 市が実施する全ての工事を対象として、熔融スラグの資材としての有効利用を促進します。
- ◆ 一般廃棄物、産業廃棄物や浄化槽清掃・保守点検などの廃棄物処理業者に関する許認可事務や、許可業者への立入検査などを行い、適正な廃棄物処理体制を確保します。
- ◆ 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づくPCB廃棄物の数量把握・集計処理を行うとともに、PCB保管者などに対する適正保管指導や立入調査による監視、処理の円滑化を図るための支援などを行います。



立入調査

(2) 不法投棄やごみの散乱を防止します

① 不法投棄の防止

- ◆ 山間地等廃棄物不法投棄監視員（以下「不法投棄監視員」という。）を委嘱し、不法投棄の監視や啓発を通じて、山、川、海岸部の自然や生活環境を保全します。
- ◆ 廃棄物監視機動班や不法投棄監視員のパトロール活動による定期的な監視はもとより、市民やボランティア団体などの協力により、不法投棄の早期発見に努めます。
- ◆ 不法投棄パトロールなどで確認された不法投棄の状況及び原因者特定の調査を行うとともに、再発防止策を講じます。
- ◆ 私有地などの所有者・管理者に対して、不法投棄防止の方策についての指導・支援をします。
- ◆ 警察や関係自治体との連携を強化し、不法投棄の監視指導を徹底します。
- ◆ 市道などの公共施設内に放置された所有者の不明な廃自動車の処分を行います。



不法投棄パトロール

② 環境美化の推進

- ◆ 河川敷や海岸などの美化活動を進めます。
- ◆ 自治会・町内会などを通じて、地域ぐるみで美化運動が推進できるような体制を構築します。
- ◆ アドプトプログラムの活用や、「環境の日」清掃奉仕活動への協力などにより、環境保全活動への協力を推進します。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
■ 保管するPCB廃棄物の適正保管、早期の適正処分を行います。	●	●
■ 市発注工事においては、「溶融スラグ有効利用ガイドライン」に沿った溶融スラグの適正な活用を図ります。		●
■ 管理地を清潔に保つなど、不法投棄されにくい環境を維持します。	●	●
■ 事業所内から発生するごみを適正に処理します。		●
■ 不法投棄の監視や回収に協力します。	●	●
■ 河川敷や海岸などの美化活動に積極的に参加します。	●	●

コラム

溶融スラグとは？

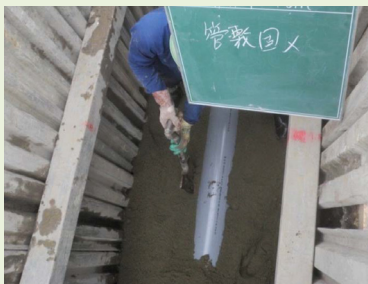
「溶融スラグ」とは、ごみやごみを焼却した灰を1200℃以上の高温で溶かしたものを冷却し固化させたもので、本市では砂状に加工を行い、建設資材として利用しています。

本市では、平成15年度以前は、ごみはすべて焼却し、その灰を埋め立て処理していましたが、最終処分場の延命化を目的として、平成16年度から、沼上清掃工場において焼却灰の溶融処理を開始しました。(溶融スラグ化) その後、平成22年度からは、西ヶ谷清掃工場においてもごみの溶融処理を開始し、最終処分場へ埋め立てる焼却残渣の量を大幅に減量することができました。

現在、溶融スラグは、市の工事において下水道管工事等の埋戻し材料、アスファルト舗装の材料、また、U字側溝などのコンクリート二次製品の材料として有効利用されています。



溶融スラグ



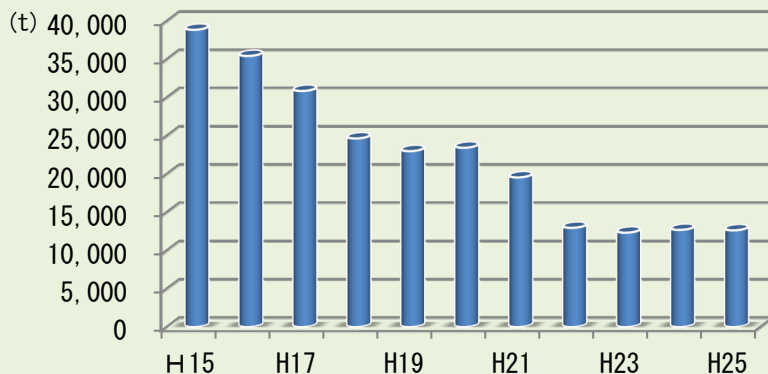
埋戻し材料 (管巻砂)



アスファルト舗装材料



コンクリート二次製品材料



半分以下になりました



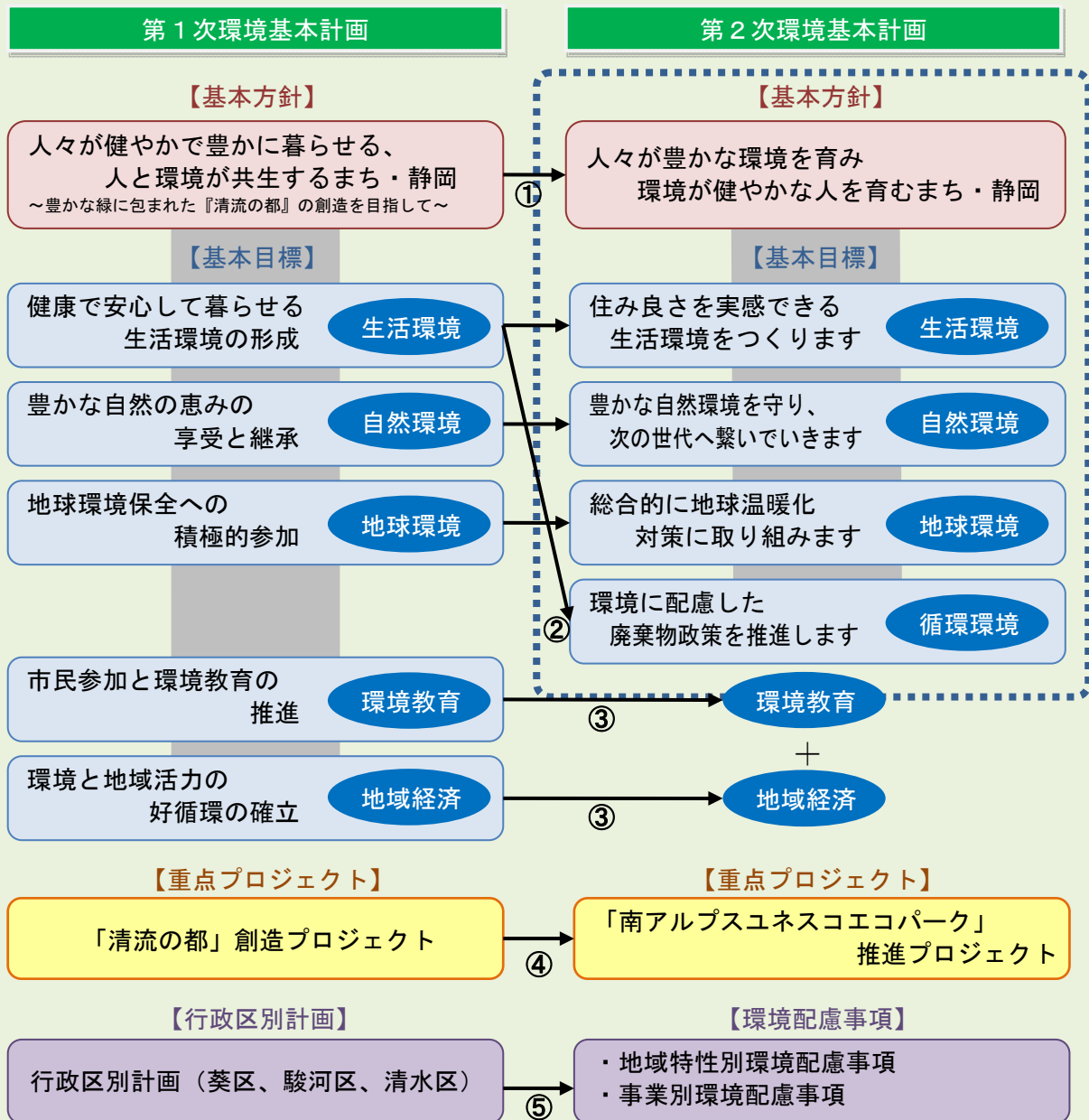
ごみ減量啓発キャラクター「しずもちゃん」

コラム

第1次環境基本計画からの変更点は？

第1次環境基本計画（平成17年度策定）から、第2次環境基本計画（平成26年度策定）への主な変更点は以下のとおりです。

- ①南アルプスユネスコエコパークの登録や、三保松原の世界文化遺産構成資産としての登録を機に、これまで以上に積極的な環境保全・活用が求められるため、「共生」という概念からさらに環境と人との「相乗効果」と「好循環」のまちを目指す基本方針を掲げます。
- ②循環型社会への意識の高まりに伴い、今まで生活環境に含めていた廃棄物に関する取り組みを独立した施策として設定しました。
- ③環境教育及び地域経済については、他の基本目標とも密接に関連する横断的分野であることから、各基本目標の中に織り込んでいくこととしました。
- ④南アルプスユネスコエコパークに関する施策を重点プロジェクトとして設定しました。
- ⑤これまでの行政区から、地域特性や事業ごとの環境配慮事項を設定し、本市の豊かで多様な環境の保全を図っていきます。



第5章 重点プロジェクト 「南アルプスユネスコエコパーク」 推進プロジェクト

第1節 南アルプスユネスコエコパーク 推進プロジェクト

第1節 南アルプスユネスコエコパーク推進プロジェクト



1-1 重点プロジェクトとは

本市では、第2次環境基本計画で掲げた基本方針に基づき、各項目で定めた基本目標を達成するための施策を総合的に推進していきますが、その施策の中でも、「第3次静岡市総合計画」の重点プロジェクトに掲げられている特に重要で最優先に取り組むべき「南アルプスユネスコエコパーク」の推進に係る施策を重点プロジェクトとして設定します。

1-2 南アルプスユネスコエコパークとは

南アルプスユネスコエコパークは、静岡、山梨、長野の3県による取り組みであり、その中で本市を含む関係10市町村は、「高い山、深い谷が育む生物と文化の多様性」を共通のテーマとして掲げています。10市町村では、南アルプスの多様な自然環境やこの自然の恵みを受けた人々によって受け継がれてきた多様な文化を共有の財産として位置付け、自然の恩恵を活かした魅力ある地域づくりを目指していきます。

これを踏まえ、本市では、「自然環境の保全」、「調査と教育」、「地域の持続的な発展」などに重点を置き、産官学民が一体となり、地域の人々をはじめ多くの市民が誇りに思う南アルプスユネスコエコパークとして将来へ継承することを目指します。



天空のお花畑



前山から見た冬の赤石岳



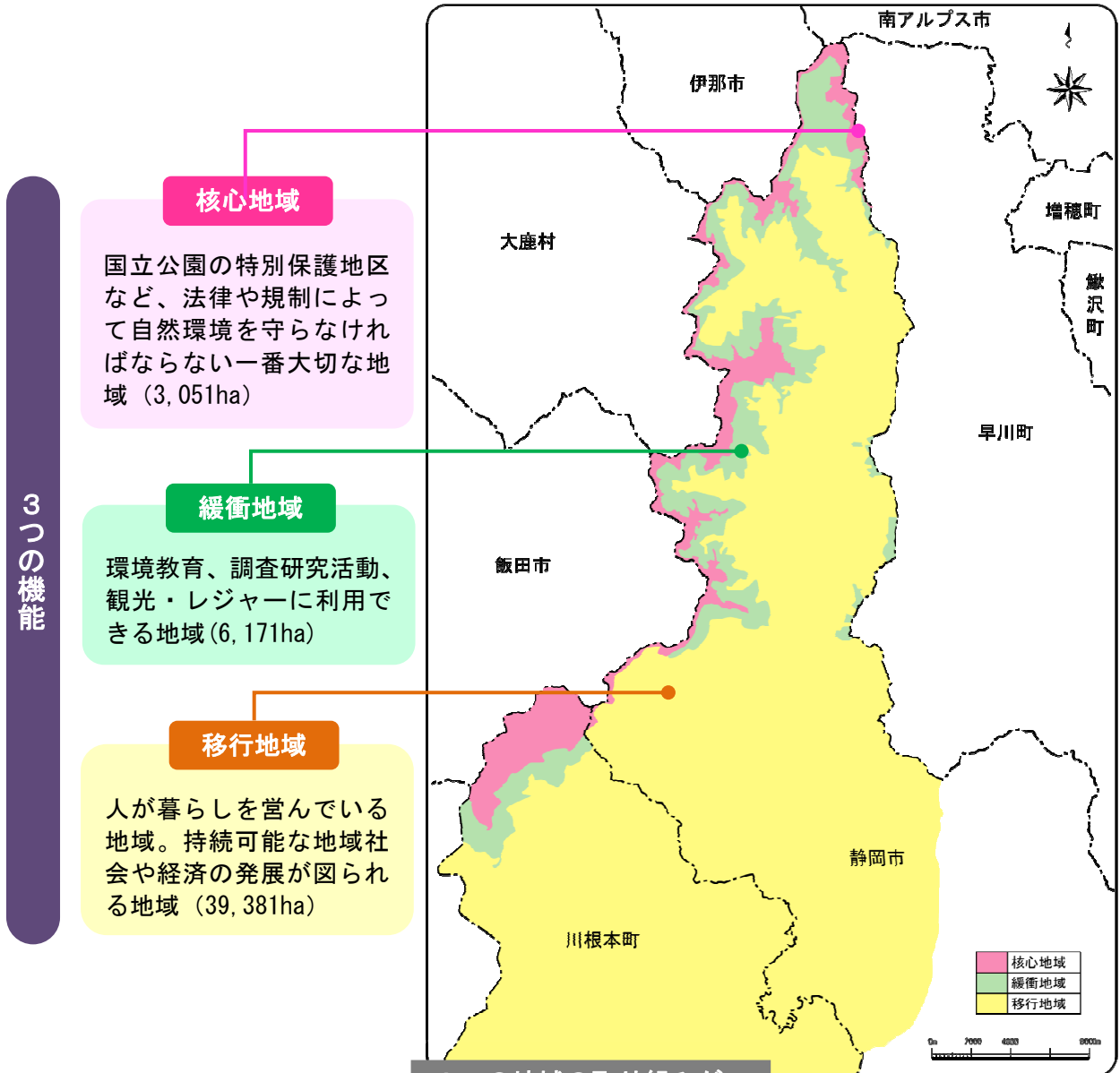
井川大橋



磐田県立自然公園のつりばし
畑畑大吊橋の紅葉



0519107
聖岳の景色



3つの地域の取り組みが
 3つの機能の働きを高める

3つの機能

生物多様性の保全

多様な生態系や景観、そこに生息・生育する多種多様な動植物により形成される生物多様性が存在し、それらが維持されていること。

学術的研究支援

生物多様性を保存するための調査や研究が行われ、自然や歴史文化に関する環境教育、研修などの場として提供されていること。

経済と社会の発展

生物多様性の恩恵を守り、活用する、自然環境の保全と調和した取組が行われ、これにより、地域社会の持続的な発展が促進されていること。

南アルプスユネスコエコパークの3つの機能と3つの地域

1-3 南アルプスユネスコエコパークへの取り組み

本プロジェクトについては、「南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）」に基づき、以下のとおり推進していきます。

「高い山、深い谷が育む生物と文化の多様性」の継承

自然・人・文化・経済の源である南アルプスをいつまでも守り受け継ぐため、「自然環境の保全」を第一に考えるとともに、これを支える人や地域を豊かにし、人が関わりながら自然を守り、地域を守り、発展させていきます。

【基本方針の柱】

生物多様性の保全の機能

自然環境の保全

学術的研究支援の機能

調査と教育

経済と社会の発展の機能

地域の持続的な発展

3つの機能を支える連携機能

理念の継承と管理運営体制の構築

【基本方針】

- 南アルプスの自然環境の保全
- つながりを意識した一体的な保全
- 高山帯から山麓に広がる自然環境の保全
- 自然や文化を学び、心を育てる環境整備
- モニタリングの実施と情報の集約
- 地域の魅力の磨き上げと地域振興
- 将来を担う人材育成と受入体制・環境づくり
- 国内外への積極的な情報発信とオール静岡による意識醸成
- 産官学民協働による管理運営体制の構築

南アルプスユネスコエコパーク登録地域は、「オクシズ」の呼称で親しまれる本市の中山間地域であり、南アルプスを抱く豊かな自然環境と人の営みが共存してきた貴重な地域です。

「南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）」に基づく施策は、オクシズの自然環境の保全や地域振興の基本方針を定める「（仮称）静岡市オクシズ総合振興条例」、登録地域内の林道周辺の森林の有する多面的機能や自然環境の保全に資することを目的に林道の管理や通行について定めた「静岡市南アルプスユネスコエコパークにおける林道の管理に関する条例」との整合を図り、関係行政機関や地域住民、関係団体・企業、学識者などと連携・協働し、人と自然が共に歩むことのできる持続的な地域社会の発展を目指します。

「（仮称）静岡市オクシズ総合振興条例」に定める事項

●基本理念

●市民、事業者、市の責務

●オクシズ総合振興計画

●市の基本施策

●環境保全施策との整合

●国等との協力

- 教育及び学習
- 市民等の自発的な活動の促進
- 公益的機能の保全
- 交流機会の拡大
- 広報等
- 生活環境の確保
- 地域資源を活用した産業の振興
- 持続可能な地域づくりへの取組 など

第6章 環境配慮事項

- 第1節 地域特性別環境配慮事項
- 第2節 事業別環境配慮事項

第1節 地域特性格別環境配慮事項



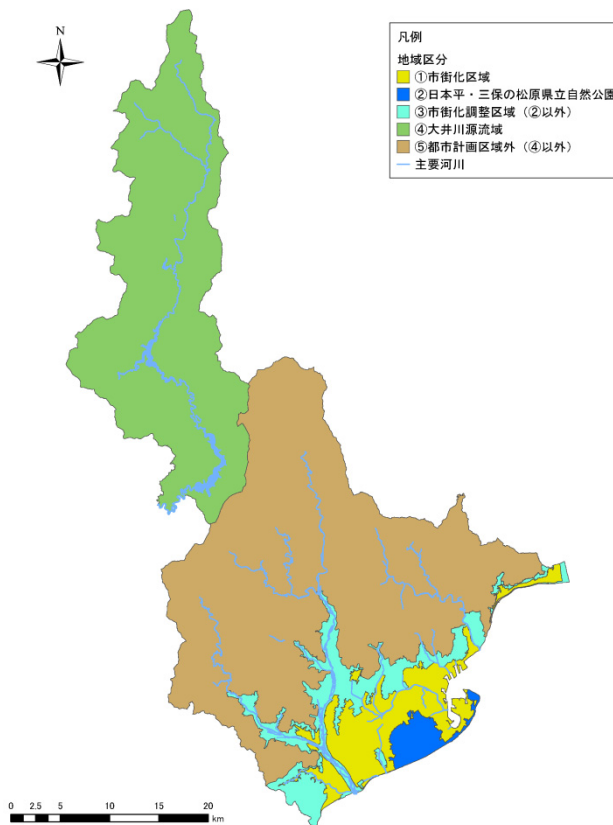
1-1 地域特性格別環境配慮事項の基本的考え方

■趣旨

本市は、南アルプスなどの広大な森林地域から、安倍川・藁科川・興津川を代表とする清流、都市的な利用がされている平野部、世界文化遺産の三保松原がある海岸部まで、その環境特性は地域によって大きく異なります。このような豊かな環境資源を守るためには、それぞれの地域の環境特性に応じた環境配慮を行い、環境への影響を最小限にする努力が必要です。

そこで本節では、法規制の状況や流域区分などを踏まえ、市域を「①市街化区域」「②日本平・三保の松原県立自然公園」「③市街化調整区域（②以外）」「④大井川源流域」「⑤都市計画区域外（④以外）」の5つの地域に区分し、それぞれの地域における環境特性と配慮事項を示します。土地を利用する際には、これらの環境特性を理解し、できる限り配慮事項を実施していくことが期待されます。

なお、環境配慮事項は一般的な原則を示すものであり、実際の土地利用に当たっては、地域の状況に応じたきめ細かい配慮が必要となります。



地域区分図

【資料：静岡市環境影響評価条例制定に係る環境基礎調査等業務報告書】

■地域の機能区分

地域が持つ機能を3つに分類し、それぞれの機能ごとに環境特性と環境配慮の方向性、環境配慮事項をまとめました。

地域が持つ機能の分類

地域の機能	趣旨
自然的機能	<ul style="list-style-type: none"> 地形、地質などの土地を形成する基本的な地盤の安定性などの保全機能 土壌や植生などの土地条件と深く関わりを持つ水資源の保全機能 生きものの生育・生息環境のベースとなる植物生態系の保全機能
自然とのふれあい機能	<ul style="list-style-type: none"> 自然的土地利用の結果に沿って構成される景観の保全機能 体験や活動を通じて、自然と人とがふれあうことのできる場の保全機能
社会的機能	<ul style="list-style-type: none"> 人々が社会生活を営む上での良好な居住環境の保全機能 地域の持つ歴史文化的資源の保全機能

【資料：静岡市環境影響評価条例制定に係る環境基礎調査等業務報告書】

1-2 市街化区域

①自然的機能

市街地が中心であるため、地下水涵養・雨水保水性の機能を有する土地は少なく、自然度の低い植生が大半を占めています。

護国神社の社叢が特定植物群落として選定されているほか、谷津山の一部や大浜海岸周辺などが鳥獣保護区（身近な鳥獣生息地）に指定されています。

【環境配慮の方向性】

- 雨水の浸透機能向上及び地下水への配慮
- 鳥獣保護区などの貴重な生物生息環境の保全
- ビオトープネットワーク形成に資する緑地整備

【環境配慮事項】

- ・ 地盤沈下を防ぐための取水・揚水の抑制
- ・ 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制
- ・ 雨水の貯留及び浸透機能の保全と向上を考慮した施設的设计
- ・ 地下水汚染を未然に防止するための施設の維持管理
- ・ 緑地の保全、改変後の緑化推進
- ・ 貴重な野生生物の生息及び生育地などに対する地形改変の抑制
- ・ 河川、海岸などの水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- ・ 計画地の現存緑地の保全及びビオトープネットワークに資する緑化の推進

②自然とのふれあい機能

優れた眺望地点として静岡県立美術館周辺、清水マリナーパークとマリーナなどがあるほか、風致公園として谷津山自然公園が整備されています。

谷津山では市民による自然保全活動が行われています。

【環境配慮の方向性】

- 自然と共生する市街地環境の形成

【環境配慮事項】

- ・ 市街地内の貴重な緑地の保全
- ・ 地域環境に貢献する緑地、オープンスペースの創出
- ・ 巨樹などの景観資源や眺望地点からの眺望の保全に配慮した建築物などの配置、規模などの計画

③社会的機能

全域が市街地であり、清水港周辺などの工業専用地域を除く地域では住環境保全が求められるほか、教育施設や病院も多数立地しています。また、「静岡市良好な商業環境の形成に関する指針」が定められています。国指定特別史跡「登呂遺跡」をはじめ、多数の指定文化財が分布しています。

【環境配慮の方向性】

- 住宅や公共施設などへの影響、文化財などの保全及びそれらと調和した景観、持続可能な都市づくりへの配慮

【環境配慮事項】

- ・ 工事における大気汚染・騒音・振動・粉じんなどの発生抑制
- ・ 河川や海の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理



1-3 日本平・三保の松原県立自然公園

① 自然的機能

日本平では地下水涵養・雨水保水性の高い森林や耕作地が分布するとともに、自然度の高い二次林が広く分布しています。また、特定植物群落として三保松原、久能山の照葉樹林が選定されているほか、三保海岸ではアカウミガメの上陸・産卵が確認されています。

日本平の一角が鳥獣保護区（身近な鳥獣生息地）に指定されています。

【環境配慮の方向性】

- 水源涵養機能の高い森林などの保全と地下水への配慮
- 特定植物群落としての松原、照葉樹林など自然度の高い森林及び多様な生物の生息・生育環境の保全

【環境配慮事項】

- ・ 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制
- ・ 地下水汚染を未然に防止するための施設の維持管理
- ・ 農地・緑地の保全、改変後の緑化推進
- ・ 貴重な野生生物の生息及び生育地を回避した用地の選定、地形改変の抑制、繁殖期を考慮した工期の設定
- ・ 河川、海岸などの水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- ・ 計画地の現存緑地の保全及び地域の在来種を主体とした緑化の推進
- ・ 野生動物の移動経路の確保
- ・ 施設からの騒音・振動などの発生抑制、及び夜間照明の拡散防止

② 自然とのふれあい機能

優れた眺望地点として久能山、三保海岸（羽衣の松付近）、日本平さくら通り（山頂付近）などがあるほか、主な自然景観資源として久能山や自然海岸が挙げられます。地域の大半が日本平県立自然公園、三保の松原県立自然公園の特別地域または普通地域であり、風致公園として日本平公園、清水三保海浜公園、清水羽衣公園が整備されています。

有度山（日本平）では市民による自然保全活動が行われています。

【環境配慮の方向性】

- 自然公園のすぐれた環境の保全

【環境配慮事項】

- ・ 自然景観資源の喪失を防ぐための地形改変の抑制
- ・ 建築物や工作物などの自然景観との調和
- ・ 巨樹などの景観資源や眺望地点からの眺望の保全に配慮した建築物などの配置、規模などの計画

③ 社会的機能

日本平南側などの沿岸部に集落地が分布し、小・中学校などが立地しています。

三保松原、日本平が国指定名勝に指定されているほか、久能山一帯も国宝「東照宮本殿」をはじめ貴重な文化的資産となっています。特に三保松原は世界文化遺産構成資産に指定され、その周辺には名勝三保松原規制地区とほぼ重複する形で世界遺産緩衝地帯となっています。

【環境配慮の方向性】

- 世界遺産、文化財などの保全及びそれらと調和した景観への配慮

【環境配慮事項】

- ・ 工事における大気汚染・騒音・振動・粉じんなどの発生抑制
- ・ 河川や海の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- ・ 施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭などの発生抑制、有害化学物質による汚染防止
- ・ 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制
- ・ 土壌汚染及び水質汚濁を防ぐための廃棄物の適正処理
- ・ 建築物や工作物などの規模の抑制及び周辺景観との調和
- ・ 省エネルギー、リサイクル、再生可能エネルギーの使用などの低炭素化の推進



1-4 市街化調整区域

①自然的機能

地域全域にわたり、地下水涵養・雨水保水性の高い森林や耕作地が分布しています。植生は自然度の比較的高い植林地や、自然度が中程度の耕作地が大半を占めています。特定植物群落としては、門屋のシャク群落、清見寺のシイ・タブ林、用宗の照葉樹林が選定され、興津川周辺や寺社の池などにモリアオガエル、巴川上流にダルマガエルなどの貴重種が生息しています。

賤機山などが身近な鳥獣生息地として、高草山が森林鳥獣生息地として、富士川河口が集団渡来地として、それぞれ鳥獣保護区に指定されています。

【環境配慮の方向性】

- 水源涵養機能の高い森林などの保全と地下水への配慮
- 興津川、巴川、富士川などの河川周辺や賤機山、高草山などの貴重な生態系の保全

【環境配慮事項】

- ・ 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制
- ・ 地下水汚染を未然に防止するための施設の維持管理
- ・ 農地・緑地の保全、改変後の緑化推進
- ・ 貴重な野生生物の生息及び生育地を回避した用地の選定、地形改変の抑制、繁殖期を考慮した工期の設定
- ・ 河川などの水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- ・ 計画地の現存緑地の保全及び現地植生を考慮した緑化の推進
- ・ 野生動物の移動経路の確保
- ・ 施設からの騒音・振動などの発生抑制、及び夜間照明の拡散防止



②自然とのふれあい機能

優れた眺望地点として梶原山公園、一本松公園、満観峰、薩埵峠などがあるほか、主な自然景観資源として自然海岸が挙げられます。また、風致公園として梶原山公園、一本松公園、広野海浜公園、洞慶院梅園が整備されています。

賤機山では市民による自然保全活動が行われています。

【環境配慮の方向性】

- 都市の身近な自然とのふれあいの場としての環境の保全

【環境配慮事項】

- ・ 自然景観資源の喪失を防ぐための地形改変の抑制
- ・ 建築物や工作物などの自然景観との調和
- ・ 巨樹などの景観資源や眺望地点からの眺望の保全に配慮した建築物などの配置、規模などの計画
- ・ 自然景観の保全に配慮した改変後の緑化推進

③社会的機能

集落地や住宅団地などが分布しており、その周辺などに小・中学校などが立地するほか、病院も複数分布しています。国重文「神部神社浅間神社社殿」をはじめ、指定文化財が各所に分布しています。

【環境配慮の方向性】

- 市街地隣接地としての丘陵地、河川周辺などの自然環境の保全
- 集落地などの生活環境の保全

【環境配慮事項】

- ・ 工事における大気汚染・騒音・振動・粉じんなどの発生抑制
- ・ 河川や海の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- ・ 施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭などの発生抑制、有害化学物質による汚染防止
- ・ 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制
- ・ 土壌汚染及び水質汚濁を防ぐための廃棄物の適正処理
- ・ 建築物や工作物などの周辺景観との調和
- ・ 省エネルギー、リサイクル、再生可能エネルギーの使用などの低炭素化の推進

1-5 大井川源流域

①自然的機能

南部から西部にかけての一带が水源涵養保安林に指定されているほか、地域全域に地下水涵養・雨水保水性の高い森林が広がっています。植生は自然度の最も高い自然草原、自然林が多くを占めるほか、自然度の高い二次林が中央部から南部にかけて広く分布しています。また、特定植物群落として選定された高山植物群落などが広く分布しています。さらには、大井川源流域にハコネサンショウウオ、井川湖周辺にモリアオガエル、梅ヶ島付近にヒダサンショウウオなどの貴重種が生息します。

南アルプス、井川湖などが鳥獣保護区（森林鳥獣生息地）に指定されています。

【環境配慮の方向性】

- 水源涵養機能の高い森林などの保全と地下水への配慮
- 貴重な野生生物や植生群落の生息・生育環境の保全

【環境配慮事項】

- ・ 地下水汚染を未然に防止するための施設の維持管理
- ・ 森林伐採の抑制、伐採後の植林などによる森林回復
- ・ 貴重な野生生物の生息及び生育地を回避した用地の選定、地形改変の抑制、繁殖期を考慮した工期の設定
- ・ 河川などの水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- ・ 森林（特に自然林）の伐採抑制、改変後の自然環境の代替地確保または修復と再生、現地植生を考慮した植栽樹の選定
- ・ 野生動物の移動経路の確保
- ・ 施設からの騒音・振動などの発生抑制、及び夜間照明の拡散防止

②自然とのふれあい機能

主な自然景観資源として南アルプスの特徴的な稜線や枯木戸滝などが挙げられます。また、南アルプスの稜線付近が南アルプス国立公園（特別保護地区、特別地域）、大井川周辺などが奥大井県立自然公園（特別地域）に指定されています。

井川湖に近接して南アルプス井川オートキャンプ場があります。

【環境配慮の方向性】

- 自然公園などのすぐれた環境の保全

【環境配慮事項】

- ・ 自然景観資源の喪失を防ぐための地形改変の抑制
- ・ 建築物や工作物などの自然景観との調和
- ・ 巨樹などの景観資源の保全に配慮した建築物などの配置、規模などの計画
- ・ 自然景観の保全に配慮した改変後の緑化推進

③社会的機能

井川地区などに集落地が分布しているほか、小・中学校、幼稚園が立地しています。

井川湖沿岸の田代地区に市指定文化財「田代の一間造りの民家」が所在しています。

【環境配慮の方向性】

- 大井川流域に対する汚染物質や土砂流入による水質悪化防止

【環境配慮事項】

- ・ 工事における大気汚染・騒音・振動・粉じんなどの発生抑制
- ・ 河川の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- ・ 施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭などの発生抑制、有害化学物質による汚染防止
- ・ 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制
- ・ 土壌汚染及び水質汚濁を防ぐための廃棄物の適正処理



1-6 都市計画区域外

①自然的機能

各所に水源涵養保安林が分布しているほか、地域全域に地下水涵養・雨水保水性の高い森林が広がっています。植生は自然度の比較的高い植林地が多くを占めますが、北端部に自然度の最も高い自然林や、自然度の高い二次林が分布しています。また、特定植物群落として選定されたブナ・ミズナラ林などが北端部に分布しています。安倍川、藁科川、興津川周辺にモリアオガエルが生息しています。

東海自然歩道の一帯などが森林鳥獣生息地として、清水和田島小学校などの周辺が身近な鳥獣生息地として、それぞれ鳥獣保護区に指定されています。

【環境配慮の方向性】

- 水源涵養機能の高い森林などの保全と地下水への配慮
- 森林を主体とした多様な動植物の生息・生育環境の保全

【環境配慮事項】

- ・ 地下水汚染を未然に防止するための施設の維持管理
- ・ 森林伐採の抑制、伐採後の植林などによる森林回復
- ・ 貴重な野生生物の生息及び生育地を回避した用地の選定、地形変更の抑制、繁殖期を考慮した工期の設定
- ・ 河川などの水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- ・ 計画地の現存緑地の保全及び現地植生を考慮した緑化の推進
- ・ 野生動物の移動経路の確保
- ・ 施設からの騒音・振動などの発生抑制、及び夜間照明の拡散防止



②自然とのふれあい機能

優れた眺望地点として富士見峠があり、主な自然景観資源として勘行峰などの弧峰や安倍の大滝などの滝が挙げられます。また、北部などの稜線付近が奥大井県立自然公園（特別地域）に指定されています。

梅ヶ島、玉川、黒川の3箇所のキャンプ場があり、黒川キャンプ場は清水森林公園内に設けられています。

【環境配慮の方向性】

- 多様な自然とのふれあいの場としての環境の保全

【環境配慮事項】

- ・ 自然景観資源の喪失を防ぐための地形変更の抑制
- ・ 建築物や工作物などの自然景観との調和
- ・ 巨樹などの景観資源や眺望地点からの眺望の保全に配慮した建築物などの配置、規模などの計画
- ・ 自然景観の保全に配慮した変更後の緑化推進

③社会的機能

谷間に集落地が分布し、集落地の周辺などに小・中学校、幼稚園が立地しています。

清水区小島町に国指定史跡「小島陣屋跡」などが所在しています。

【環境配慮の方向性】

- 下流域に対する汚染物質や土砂流入による水質悪化防止
- 集落地などの生活環境の保全

【環境配慮事項】

- ・ 工事における大気汚染・騒音・振動・粉じんなどの発生抑制
- ・ 河川の水質汚濁を防ぐための排水の適正処理
- ・ 施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭などの発生抑制、有害化学物質による汚染防止
- ・ 地下水位低下を防ぐための取水・揚水の抑制
- ・ 土壌汚染及び水質汚濁を防ぐための廃棄物の適正処理

第2節 事業別環境配慮事項

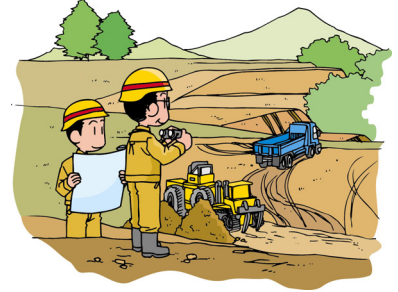


2-1 事業別環境配慮事項の基本的考え方

■趣旨

環境に大きな影響を及ぼす恐れのある開発事業については、事業の実施による環境への影響を回避・低減し、それらが不可能な場合には代償措置を講じていくことが求められます。

そこで、主な開発事業ごとに環境配慮事項を示し、将来の世代へ継承する環境や利益が損なわれない「持続可能な開発」となるように誘導することで、基本方針の実現を目指します。



■対象事業

事業別環境配慮事項として取り上げた事業は以下のとおりです。

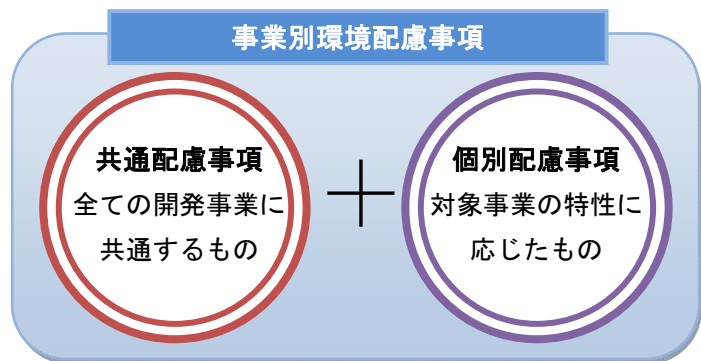
対象事業と着眼点

対象事業	着眼点
道路・鉄道	線的な施設であり、土地や生態系の分断が懸念される。
建築物など	施設稼働後の影響よりも、構造物の存在による周辺環境や景観への影響が懸念される。
工場・事業所など	施設稼働後の大気、水質、悪臭などの影響及び運搬車両などの通行による影響が懸念される。
開発事業など (都市部)	主に市街地及びその周辺で行われるため、周辺環境含め社会環境全般への影響が懸念される。
開発事業など (森林部)	森林部に立地することが多く、土地の改変による自然環境への影響が懸念される。
最終処分場	排水・漏水などによる河川、地下水、土壌への影響が懸念される。
埋立又は干拓	専ら海沿いであり、海域環境への影響が懸念される。

■配慮事項の構成

事業別環境配慮事項は、すべての事業に共通する「共通配慮事項」と、個別事業ごとに配慮すべき事項を示した「個別配慮事項」があります。

各事業を実施する際には、「共通配慮事項＋個別配慮事項」の内容を参照してください。



事業別環境配慮事項の構成

2-2 共通配慮事項

①自然的機能

- 事業用地は、活断層やその他の地形・地質条件を考慮し、安定した土地を選定します。
- 地形の改変は最小限に抑え、周辺環境への影響を少なくします。
- 地形改変後は、法面の緑化などをすみやかにを行い、土壌、土砂の流出・堆積を抑えます。
- 学術上貴重な地形・地質がある場合には、土地の改変を回避します。
- 貴重な野生生物の生息及び生育地を保全するため、それらの土地を回避した用地の選定、地形改変の抑制、繁殖期を考慮した工期の設定を行います。
- その他多様な生物の生息環境の保護・保全に配慮した計画とします。

②自然とのふれあい機能

- 周辺の自然や歴史・文化、まちなみなどの特性を踏まえ、景観的な調和や向上を図ります。
- 人と自然とのふれあいの場となる歩道・自転車道、ポケットパークなどを設置します。

③社会的機能

- 工事における大気汚染・騒音・振動・粉じんなどの発生を抑えるとともに、有害化学物質による汚染を防止するための適切な措置を講じます。
- 事業用地が文化財に隣接する場合、または埋蔵文化財包蔵地を含む場合には、文化財を保護するための適切な措置を講じるとともに、文化財との景観的な調和に配慮します。
- 廃棄物などの発生を抑えるとともに、再使用、再利用を推進します。
- 建設現場におけるハイブリッド型の建設機械や低燃費型建設機械・車両の使用に努めるとともに、アイドルングストップ、エコドライブを励行します。
- 設計段階において、開発地域における緑の保全や、住宅・事業所などの緑化（屋上緑化、壁面緑化など）を提案します。

2-3 個別配慮事項

(1)道路・鉄道

①自然的機能

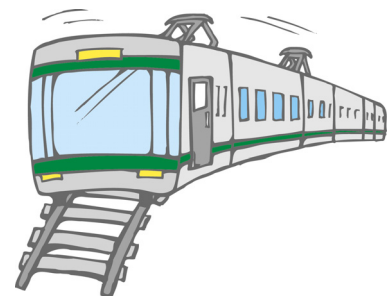
- 地下水脈をできる限り分断しないよう、適切な措置を講じます。
- 道路・鉄道の新設により野生動物の移動経路を分断しないよう、適切な措置を講じます。
- 法面や街路樹などの緑化にあたっては、その地域の在来樹種を用いたり、ビオトープを設置するなど、生態系保全に配慮します。

②自然とのふれあい機能

- 擁壁、電波塔、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋などの工作物の築造に際しては、「静岡市景観計画」に基づく景観形成基準に適合します。
- ガードレール、照明灯、標識、防音壁などの付帯施設について周辺景観との調和に配慮した意匠、色彩とします。

③社会的機能

- 供用後における施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭などの発生を抑えるとともに、有害化学物質による汚染を防止するための適切な措置を講じます。
- 自転車や公共交通機関が利用されやすい計画とします。



(2)建築物など**①自然的機能**

- 地下水脈をできる限り分断しないよう、適切な措置を講じます。
- 地下水位の低下を防ぐため、取水・揚水の量を抑えます。
- 河川の水質汚濁を防ぐため、排水の適正処理を行います。
- 敷地や法面、建築物などの緑化にあたっては、その地域の在来樹種を用いたり、ビオトープを設置するなど、生態系保全に配慮します。

②自然とのふれあい機能

- 建築物の建築、及び擁壁、電波塔などの工作物の築造に際しては、「静岡市景観計画」に基づく景観形成基準に適合させます。
- 敷地外周部における生垣設置などにより、周辺景観への影響を和らげます。

③社会的機能

- 供用後における施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭などの発生を抑えるとともに、有害化学物質による汚染を防止するための適切な措置を講じます。
- 建築物などによる日照障害、電波障害、局地風など、周辺の市街地環境への影響を軽減するための適切な措置を講じます。
- 建築物の設計段階において、太陽光発電設備や太陽熱温水器、小型風力発電設備など、新エネルギー導入を積極的に提案します。
- 電気自動車急速充電器などの設置を検討します。
- 自転車や公共交通機関が利用されやすい計画とします。
- 「次世代省エネルギー基準」に対応した断熱技術や省エネルギー設備の導入、及び採光（自然光）や風通しに配慮した設計を提案します。
- 建築資材調達時における市産材、間伐材を優先的に購入・使用します。
- 「静岡県地球温暖化防止条例」に基づく「建築物環境配慮指針」に適合させます。

(3)工場・事業所など**①自然的機能**

- 地盤沈下を防ぐため、取水・揚水の量を抑えます。
- 沿岸部にあつては、海況変化に伴う周辺の砂浜や生態系への影響を少なくします。
- 地下水脈をできる限り分断しないよう、適切な措置を講じます。
- 地下水位の低下を防ぐため、取水・揚水の量を抑えます。
- 地下水汚染を未然に防止するための施設の維持管理を行います。
- 河川の水質汚濁を防ぐため、排水の適正処理を行います。
- 敷地や法面、建築物などの緑化にあたっては、その地域の在来樹種を用いたり、ビオトープを設置するなど、生態系保全に配慮します。

②自然とのふれあい機能

- 建築物の建築、及び擁壁、電波塔などの工作物の築造に際しては、「静岡市景観計画」に基づく景観形成基準に適合させます。
- 敷地外周部における生垣設置などにより、周辺景観への影響を和らげます。

③社会的機能（次ページへ続く）

- 供用後における施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭などの発生を抑えるとともに、有害化学物質による汚染を防止するための適切な措置を講じます。
- 供用後における運搬車両などからのばい煙・騒音・振動・悪臭などの発生を抑えます。
- 地下水汚染、土壌汚染を防止するため、排水や廃棄物を適正に処理します。
- 建築物の設計段階において、太陽光発電設備や太陽熱温水器、小型風力発電設備など、新エネルギー導入を積極的に提案します。
- 工場などにおいては、廃棄物発電などの発電や熱供給に利用するための施設・設備の整備を検討します。
- 電気自動車急速充電器などの設置を検討します。
- 自転車や公共交通機関が利用されやすい計画とします。

③社会的機能（前ページからの続き）

- 工場・設備や製造設備の集約化や排熱回収利用の推進、エネルギー消費の少ない生産システムの構築、事業所の緑化など、省エネルギー対策を推進します。
- 「次世代省エネルギー基準」に対応した断熱技術や省エネルギー設備の導入、及び採光（自然光）や風通しに配慮した設計を提案します。
- 建築資材調達時における市産材、間伐材を優先的に購入・使用します。
- 製造工程で使用される洗浄水や冷却水の再利用や、製造工程や製品の包装から発生する廃棄物の再生資源としての利用を推進します。
- 建築物を建築する場合には、「静岡県地球温暖化防止条例」に基づく「建築物環境配慮指針」に適合するようにします。

(4)開発事業など(都市部)

①自然的機能

- 地盤沈下を防ぐため、取水・揚水の量を抑えます。
- 地下水脈をできる限り分断しないよう、適切な措置を講じます。
- 地下水位の低下を防ぐため、取水・揚水の量を抑えます。
- 河川の水質汚濁を防ぐため、排水の適正処理を行います。
- 建築敷地や地区内道路、公園・緑地、法面などの緑化にあたっては、その地域の在来樹種を用いたり、ビオトープを設置するなど、生態系保全に配慮します。

②自然とのふれあい機能

- 擁壁などの工作物の築造に際しては、「静岡市景観計画」に基づく景観形成基準に適合するようにします。
- ガードレール、照明灯などの付帯施設について周辺景観との調和に配慮した意匠、色彩とします。
- 敷地外周部における生垣設置などにより、周辺景観への影響を和らげます。

③社会的機能

- 供用後における施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭などの発生を抑えるとともに、有害化学物質による汚染を防止するための適切な措置を講じます。
- 地下水汚染、土壌汚染を防止するため、排水や廃棄物を適正に処理します。
- 自転車や公共交通機関が利用されやすい計画とします。
- ゼロエネルギー型住宅・事務所などが集合した街区や、各建築物の間で余ったエネルギーを相互利用できる街区の設計を検討します。
- 建築物を建築する場合には、「静岡県地球温暖化防止条例」に基づく「建築物環境配慮指針」に適合するようにします。



(5)開発事業など(森林部)

①自然的機能

- 地下水脈をできる限り分断しないよう、適切な措置を講じます。
- 地下水位の低下を防ぐため、取水・揚水の量を抑えます。
- 河川の水質汚濁を防ぐため、排水の適正処理を行います。
- 建築敷地や地区内道路、公園・緑地、法面などの緑化にあたっては、その地域の在来樹種を用いたり、ビオトープを設置するなど、生態系保全に配慮します。

②自然とのふれあい機能

- 擁壁などの工作物の築造に際しては、「静岡市景観計画」に基づく景観形成基準に適合するようにします。
- ガードレール、照明灯などの付帯施設について周辺景観との調和に配慮した意匠、色彩とします。
- 敷地外周部における生垣設置などにより、周辺景観への影響を和らげます。

③社会的機能

- 供用後における施設からのばい煙・騒音・振動・悪臭などの発生を抑えるとともに、有害化学物質による汚染を防止するための適切な措置を講じます。
- 地下水汚染、土壌汚染を防止するため、排水や廃棄物を適正に処理します。
- 自転車や公共交通機関が利用されやすい計画とします。
- ゼロエネルギー型住宅・事務所などが集合した街区や、各建築物の間で余ったエネルギーを相互利用できる街区の設計を検討します。
- 建築物を建築する場合には、「静岡県地球温暖化防止条例」に基づく「建築物環境配慮指針」に適合するようにします。



(6)最終処分場

①自然的機能

- 地下水脈をできる限り分断しないよう、適切な措置を講じます。
- 河川の水質汚濁を防ぐため、排水の適正処理を行います。
- 敷地や法面などの緑化にあたっては、その地域の在来樹種を用いたり、ビオトープを設置するなど、生態系保全に配慮します。

②自然とのふれあい機能

- 擁壁などの工作物の築造に際しては、「静岡市景観計画」に基づく景観形成基準に適合するようにします。

③社会的機能

- 供用後における施設からの騒音・振動・悪臭などの発生を抑えるとともに、有害化学物質による汚染を防止するための適切な措置を講じます。
- 供用後における運搬車両などからの騒音・振動・悪臭などの発生を抑えます。
- 地下水汚染、土壌汚染を防止するため、排水や廃棄物を適正に処理します。
- 建築物を建築する場合には、「静岡県地球温暖化防止条例」に基づく「建築物環境配慮指針」に適合するようにします。

(7)埋立又は干拓

①自然的機能

- 海況変化に伴う周辺の砂浜や生態系への影響を少なくします。
- 生態系保全に配慮した護岸や人工海浜、海浜緑地などを設置します。

②自然とのふれあい機能

- 階段護岸や緑地・緑道の整備などにより、市民が親しみやすい空間を創出します。

③社会的機能

(共通配慮事項のみ)

第7章 計画の推進方策

- 第1節 推進体制
- 第2節 進行管理

第1節 推進体制



1-1 市民・事業者

本計画の着実な推進を図るため、以下の推進体制を構築して運用を図ります。

■市民

市民は、市民の取り組みを積極的に推進していくとともに、行政が行う施策や事業に協力します。

また、地域組織や市民活動団体などでの活動に参加し、市民自治の意識を高めていくことが望まれます。

■事業者

事業者は、事業者の取り組みを積極的に推進していくとともに、行政が行う施策や事業に協力します。

また、近年では企業の社会的責任（CSR）の考え方のもと、積極的に環境保全活動を行っている事業者も多く、これらの活動を拡大していくことが望まれます。

■地域組織・市民活動団体

地域には自治会・町内会や子ども会などの組織があります。このような地域組織では、現在、既に美化活動などの環境保全活動が行われており、今後も環境保全や環境教育の場としても活躍が期待されます。

市民活動団体・NPOは、専門的な立場から環境保全活動の推進に当たって主導的な役割が期待されます。

1-2 行政

■（仮称）静岡市環境基本計画評価委員会

第2次環境基本計画が定める基本方針及び基本目標に即して、目標達成に向けた施策の推進を図ります。

また、計画の進捗状況について、市の施策・取り組みを中心に把握して公表、点検・評価、見直しなどを行います。

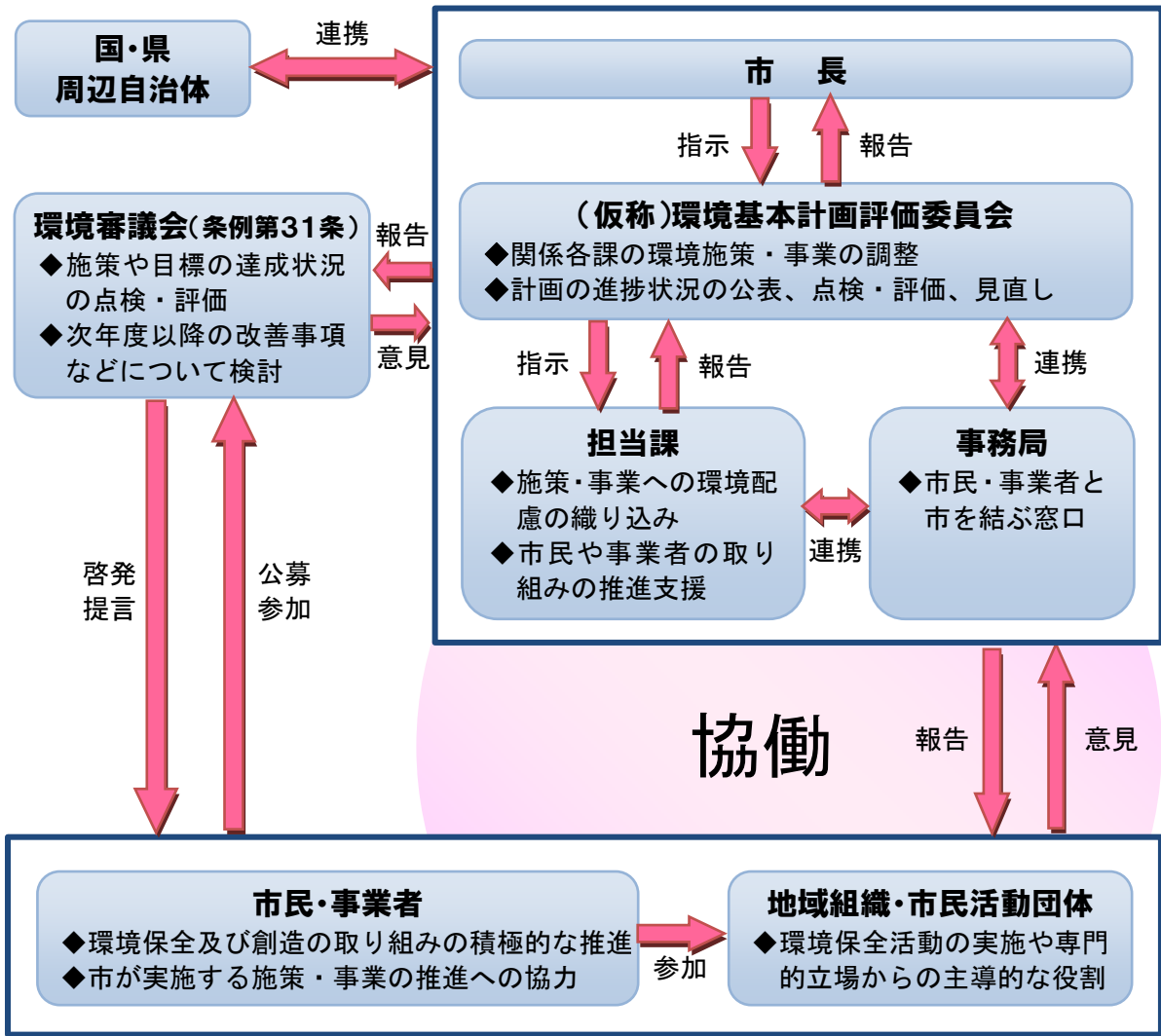
■担当課

環境部門のみならず、市民生活・経済・都市計画などの各部門において各種施策や事業を実施します。事業実施の際には、環境への配慮を行うことによって、市の施策・取り組みを着実に推進していきます。また、市民や事業者の取り組みに対する支援などを積極的に行います。

1-3 環境審議会

■静岡市環境審議会

第2次環境基本計画の点検・見直しなどの進行管理は、「（仮称）静岡市環境基本計画評価委員会」からの報告を踏まえ、条例第31条に基づく静岡市環境審議会が行います。



推進体制のイメージ図



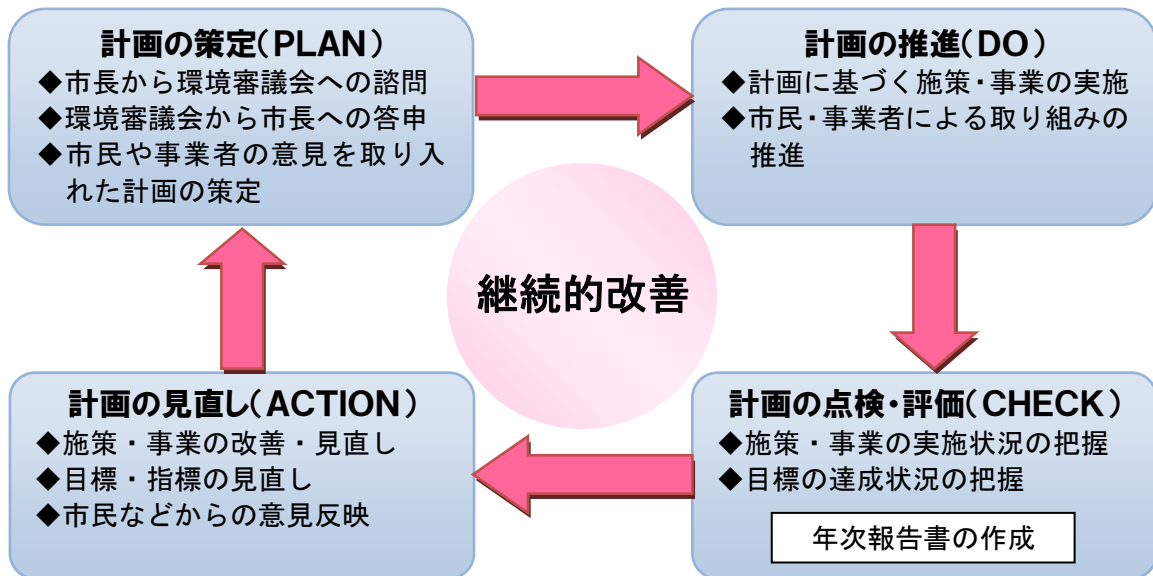
第2節 進行管理



計画を着実に推進していくためには、施策や取り組みの進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を継続的に見直していく必要があります。ここでは、計画の進行管理の方法について示します。

2-1 環境マネジメントシステムの活用

第2次環境基本計画の着実な推進を図り、効果的な進行管理を行うため、環境マネジメントシステムの活用を図ります。これにより、PDCAサイクルによる継続的な改善と推進を図ります。



PDCAサイクルによる継続的な改善

2-2 年次報告書の公表

第2次環境基本計画の進捗状況は、条例第12条に基づき作成します。環境の保全に関する施策の実施、評価などを明らかにした「年次報告書」を通じて公表します。

また、ホームページを活用した公表や、広報紙による概要の報告なども積極的に実施します。

2-3 調査・研究の推進

環境保全に必要な施策の推進には、環境の状況の把握、変化の予測など、地球環境を含めた調査研究が必要です。このため、市内に立地する大学、民間企業などとの連携による調査・研究などを推進します。

2-4 広域連携などの推進

環境問題の中には、地球環境問題への対応など本市単独の取り組みでは解決できないものが少なくありません。したがって、国や県との連携を一層強化していくとともに、広域的に対処すべき環境問題への対策強化などを引き続き要望していきます。また、本市の環境保全を推進するために、国や県の進める環境施策に協力していきます。

さらに、周辺自治体や先進的な取り組みを行っている全国の自治体などとの積極的な情報交換を行うとともに、連携が必要な環境問題についての協力体制を構築していきます。

資料編

- 資料 1 静岡市環境基本条例
- 資料 2 静岡市環境審議会委員名簿
- 資料 3 計画策定の経緯
- 資料 4 用語解説

資料1 静岡市環境基本条例



静岡市環境基本条例

平成16年3月25日

条例第34号

改正 平成18年10月16日条例第110号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第10条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策(第11条—第24条)

第3章 施策の推進体制の整備等(第25条—第28条)

第4章 地球環境の保全の推進(第29条・第30条)

第5章 環境審議会及び環境政策会議(第31条・第32条)

第6章 雑則(第33条)

附則

私たちの静岡市は、静岡県の政治、経済、文化及び情報の中核都市として機能する一方、高峰が連なる南アルプスから景勝三保の松原に代表される駿河湾に至る広大な市域を有している。その中には、国土の保全や水源のかん養等の多面にわたる機能を有し、先人が守り育ててきた森林があり、全国に誇れる清澄な水が流れ、まちなかの水辺や緑といった身近な自然があり、長い歴史に培われた都市がある。そして、これらの豊かな環境は、市民に潤いと活力を与え、その生活や文化を育み、賑わいのあるまちの基礎となり、市民の誇るべき財産となってきた。

しかし、今日の発展を支えてきた事業活動や利便性を追求した生活の営みは、資源やエネルギーを大量に消費し、私たちの社会を取り巻く環境に多大な負荷を与え、更に私たちの生活そのものを脅かす要因の一つとなっている。今日の環境問題は、一地域だけの問題にとどまらず、地球温暖化、野生生物の種の減少等地球全体に影響を及ぼす問題となっている。

私たちは、豊かな環境を享受する権利を有するとともに、かけがえない環境を将来の世代に引き継いでいく責務があるとの認識の下に、環境を構成する大気、水、土壌等への負荷が自然界の物質の適正な循環を損なわないよう、環境と人の活動との調和を図りながら、これまで以上に環境への配慮を基本としたまちづくりを総合的かつ計画的に推進していかねばならない。

静岡市は、このまちに集う人の協働により、市の豊かな環境を守り、維持し、又は回復するのみならず、より良い環境を創り出すことを含めた環境の保全を進め、ひいてはすべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を創造するため、市民の総意として、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、市の基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来のすべての市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境の創造に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化する

ことを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(良好な環境の保全と将来への継承)

第3条 すべての者は、市民にとって安らぎや潤いが実感できる健康で快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を保全し、これを将来の世代へ継承していかなければならない。

(環境の共有性の認識)

第4条 すべての者は、市のいずれの地域における環境も、すべての市民共有の財産であるとの認識の下、生態系の多様性に配慮しつつ、自然との触れ合いのあるまちの実現を目的として、自然環境を維持し、及び向上させることについて、行動しなければならない。

(環境の有限性の認識)

第5条 すべての者は、環境に関する資源が有限であるとの認識の下、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能なまちを構築することを目的として、自主的かつ積極的に行動しなければならない。

(地球環境への影響の認識)

第6条 すべての者は、その日常生活、事業活動及び施策において、それが地球環境に影響を及ぼしうることを認識しなければならない。

(環境の保全の尊重)

第7条 第3条から前条までに定める理念を実現するため、市民、事業者及び市がそれぞれの責務に応じた公平な役割を分担し、その社会的経済的活動を行う際に、環境の保全を最大限尊重しなければならない。

(市民の責務)

第8条 市民は、第3条から前条までに定める理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、当該事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより生ずることとなる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、自らも地域の一員であるとの認識の下に、その事業活動に伴い生ずる環境への負荷の低減、周辺の景観の確保その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第10条 市は、基本理念にのっとり、自ら率先して環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全を図るうえで市民及び事業者並びにこれらが組織する団体(以下「市民等」という。)の意見の聴取及び反映に努めるとともに、市民等が環境の保全のために行う活動を支援し、及びこれに協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策 (環境基本計画)

第11条 市長は、市の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 環境の保全のために、市民、事業者及び市のそれぞれが配慮すべき事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民等の意見を聴取し、これを環境基本計画に反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第31条に規定する静岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更の場合について準用する。

(年次報告書)

第12条 市長は、各年度における市の環境の状況、環境の保全に関する施策の実施、評価等を明らかにした報告書(以下「年次報告書」という。)を作成し、及び公表しなければならない。

(施策の評価)

第13条 市は、市の環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全についての配慮を行うため、第32条に規定する環境政策会議における検討、調整及び着手後における評価を経てその結果を反映する措置を講ずるものとする。

2 前項の検討、調整及び評価は、当該施策の内容が基本理念に合致するものであるか否かを基準として行われなければならない。

(環境影響評価のための措置)

第14条 市は、市の環境に影響を及ぼすと認められる事業の実施に当たっては、あらかじめその事業に係る環境への影響について調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮をしなければならない。

2 市は、市の環境に影響を及ぼすと認められる事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮をすることができるように必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第15条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、生態系の多様性の確保等の自然環境の適正な保全に対して支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(公害等の処理)

第16条 市は、公害その他の環境の保全上の支障となる事象について、必要に応じ他の関係機関と協力してその適正か

つ迅速な処理に努めるものとする。

(環境の保全に関する協定)

第17条 市は、環境の保全を図るために特に必要があると認めるときは、市民等が実施する環境の保全に関する措置について、市民等との間に公害の防止その他の環境の保全に関する協定を締結し、その履行を確保するものとする。

(環境への負荷を低減させる措置等)

第18条 市は、環境への負荷を低減させるため、施設の整備その他の措置が市民等により講じられることが、必要であると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るために特に必要があると認めるときは、市民等に適正な経済的負担を求めることにより、自ら環境への負荷の低減に努めることを促す措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減に資する技術の開発、製品の製造、役務の提供等を行う産業を振興するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の有効利用の促進に向けた取組)

第19条 市は、廃棄物の発生の抑制その他の環境の保全に資するため、それぞれの資源の特性に応じた有効な利用の確保を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境物品等(国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号)第2条第1項に規定する環境物品等をいう。)への需要の転換を図るとともに、これを促進する意義に関し市民等の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市民等は、前項に規定する環境物品等への需要の転換を図る活動を促進するよう努めるものとする。

(環境への負荷の少ないエネルギーの利用への転換等)

第20条 市は、地球温暖化の防止その他の環境の保全を図るため、太陽光、風力等の環境への負荷の少ないエネルギーの利用への転換及び化石燃料の効率的な利用を推進するものとする。

2 市は、市民等に対して、環境への負荷の少ないエネルギーの利用への転換及び化石燃料の効率的な利用を円滑に進めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市民等は、地球温暖化の防止その他の環境の保全を図るため、環境への負荷の少ないエネルギーの利用への転換及び化石燃料の効率的な利用を推進するよう努めるものとする。

(公共的設備の整備等の推進)

第21条 市は、下水道、一般廃棄物の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備その他の環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備及びその健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(森林等の保全及び利用等)

第22条 市は、森林、農地、河川、海岸等(この条において「森林等」という。)が有する環境の保全上の機能に鑑み、森林等の保全並びにその適正な利用及び管理に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興)

第23条 市は、環境の保全に関して市民等が活動を行う意欲を増進させるため、学校、家庭、地域、職場等において学習の場が設けられるよう、情報の伝達、施設の整備等に努め、及び知識を有する人材の育成を推進することにより、環境に関する教育及び学習の振興を図るものとする。

(市民等の自発的な活動の促進等)

第24条 市は、市民等が行う環境美化、再生資源の回収、緑化の推進、希少動植物の保護等の環境の保全に関する自発的な活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、前項の規定により措置を講ずるときは、環境の保全に関する自発的な活動を行う者の連携の構築や強化に配慮し、その者が行う活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 市は、事業者が自らの事業活動に伴う環境への負荷を低減させるための自発的な活動に取り組むことを促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 施策の推進体制の整備等

(監視体制の整備等)

第25条 市は、公害を防止するため、監視、測定及び検査の体制の整備並びに調査及び研究の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、調査及び研究の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、監視、測定及び検査の体制の整備並びに調査及び研究の措置を講ずるよう努めなければならない。

(情報及び市民意見の収集等)

第26条 市は、環境の状況その他の環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、市民等がこれらの情報を共有し、その適切な利用を図ることができるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全に関する市民等の意見を収集し、当該意見を市の施策に反映させるよう努めるものとする。

(国等との協力)

第27条 市は、広域的な取組を必要とする施策については、国、静岡県及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

(財源の確保)

第28条 市は、環境の保全に関する施策の円滑な推進のために必要な財源の確保に努めるものとする。

第4章 地球環境の保全の推進

(情報の提供等の推進)

第29条 市は、市民等の日常的活動が地球環境に与える影響について必要な情報を提供する等地球環境の保全に関する活動の助長に資する施策を推進するものとする。

(国際協力の推進)

第30条 市は、地球環境の保全に関する国際協力を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 環境審議会及び環境政策会議

(静岡市環境審議会)

第31条 市の環境の保全に関する基本的事項について調査し、及び審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、静岡市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、

及び審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

(3) 他の条例の規定によりその権限に属された事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要があると認める事項

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験がある者

(2) 市民

(3) 市民団体の代表者

(4) 事業者の代表者

(5) 関係行政機関の職員

5 市長は、前項第2号に掲げる審議会の委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

6 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平18条例110・一部改正)

(静岡市環境政策会議)

第32条 第13条第1項に規定する検討、調整及び評価等を行うため、静岡市環境政策会議(以下「環境政策会議」という。)を置く。

2 環境政策会議は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

(1) 第13条第1項の規定による施策の策定の際の検討、調整及び評価に関すること。

(2) 市の環境の保全に関する施策についての総合的な調整に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要があると認める事項

3 環境政策会議は、委員若干人をもって組織する。

4 委員は、市職員のうちから市長が任命する。

第6章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第13条及び第32条の規定は、平成17年4月1日から施行する。

(適用)

2 第12条の規定は、平成16年度に係る年次報告書から適用する。

附 則(平成18年10月16日条例第110号)

この条例は、平成18年11月1日から施行する。

資料2 静岡市環境審議会委員名簿



氏名	所属・役職等	備考
いわはら まきみ 岩原 雅美	公募委員	
いわほり けいすけ 岩堀 恵祐	宮城大学理事、食産業学部教授	会長
かねたか りか 兼高 里佳	特定非営利活動法人しずおか環境教育研究会理事	
くるとりょうこ 久留戸 涼子	常葉大学教育学部准教授	
しむら としあき 志村 俊昭	公募委員	
すがもと ひろひさ 菅本 裕久	静岡市環境保全推進協会運営委員長	
すぎやま りょうこ 杉山 涼子	常葉大学社会環境学部教授	副会長
すずき しげひこ 鈴木 滋彦	静岡大学副学長兼国際交流センター長	副会長
たき さなみ 滝 早苗	しずおか市消費者協会理事	
たんざわ てつろう 丹沢 哲郎	静岡大学教育学部教授	
なかじま さとし 中嶋 聡	公募委員	
なり た ひさし 成田 尚史	東海大学海洋学部教授	
ふじた けんいち 藤田 憲一	静岡文化芸術大学名誉教授兼文化政策学部特任教授	
みずたに なおき 水谷 直樹	国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所長	
みやもと ひとみ 宮本 仁美	静岡地方気象台長	

資料3 計画策定の経緯



平成 26 年	会議等の名称	検討・審議内容
2月 17日	静岡市環境に関するアンケート調査の実施 (平成 26 年 3 月 14 日まで)	市民 2,000 (回答率 42.7%) 事業者 1,000 (回答率 48.4%)
7月 23日	第 1 回庁内検討委員会	計画骨子の検討
8月 22日	静岡市環境審議会	諮問、計画骨子の審議
10月 9日	第 2 回庁内検討委員会	計画案の検討
11月 4日	静岡市環境審議会	計画案の審議
17日	パブリックコメントの実施 (12 月 17 日まで)	環境総務課窓口、各区役所の市政情報コーナー、市ホームページで閲覧
12月 22日	第 3 回庁内検討委員会	計画案の検討
平成 27 年		
1月 26日	静岡市環境審議会	計画案の最終審議、答申の決定
2月 9日	市長に第 2 次環境基本計画 (答申) を提出	
2月 25日	静岡市経営会議	
3月	計画の策定	

資料4 用語解説



あ行

■アイドリング

自動車の停車中にエンジンをかけたままにすること。不必要なアイドリングは、ガソリンの無駄遣いだけでなく、大気汚染や地球温暖化の原因となる。

■悪臭

いやな「におい」、不快な「におい」の総称。「環境基本法」により、大気汚染や水質汚濁などと並んで典型七公害の一つになっている。一般的には、嗅覚を通じて、気分を悪くさせたり、頭痛・食欲減退などを起こさせるなどの原因となる程度の影響があれば悪臭としているものと理解され、「悪臭防止法」で規制がなされている。

■アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・耐磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、建築材など広く利用されていた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、平成元年に大気汚染防止法に基づく「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されるようになった。

■アドプトプログラム

市民と行政などが協働で進める環境美化活動のこと。「アドプト」とは「養子縁組する」という意味であり、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組みをいう。

■ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。

■エコアクション21

中小事業者等の環境への取り組みを支援するとともに、その取り組みを効果的・効率的に実施させる簡易な環境経営システム。二酸化炭素や廃棄物排出量などを把握し、省エネルギーや廃棄物の削減・リサイクルなどに取り組むことが規定されている。

■エコクッキング

買い物からはじまり、献立、調理、食事、片付け、排水やごみ処理など、毎日の食生活全般にわたって環境を大切に暮らしを考え、行動すること。「エコ」はエコロジカル(生態学的)とエコミカル(経済的)の両方の意味を表している。

■エコツーリズム

自然や文化などの環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。環境と経済の好循環をもたらす取り組みとして注目されている。

■エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。主な内容は、アイドリングストップの実施、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられる。

■エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」に基づき、農業者が「土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画」を都道府県知事など*に提出し、都道府県知事など*によって、計画が適当である旨の認定を受けた農業者(認定農業者)の愛称。*静岡県の場合は静岡市長

■屋上緑化・壁面緑化

都市におけるヒートアイランド現象の緩和を主な目的として、ビルなどの屋上や壁面に草木を植えること。屋上緑化や壁面緑化は、このほかにも大気汚染物質を浄化する、植物や土壌の保水作用により急激な雨水流出を抑制し、都市型水害を防ぐなどの効果がある。

■温室効果ガス

大気中に微量に含まれる気体が地球から宇宙に向かって放出する熱を吸収した後、再び地表に向けて熱を放出することにより地表付近の大気を暖めることを温室効果といい、この効果をもたらす気体を温室効果ガスという。主なものは二酸化炭素、メタン、フロン、一酸化二窒素などがある。

か行

■外来種

今まで生息していなかった地域に、自然状態では通常起こり得ない手段によって移動し、そこに定着して自然繁殖するようになった種のこと。

■合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

■環境基準

環境基準は、「環境基本法」で「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定められている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための規制基準とは異なる。

■環境基本計画

「環境基本法」に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な

事項を定めるもの。循環・共生・参加・国際的取り組みを長期的目標に掲げ、平成24年4月には第四次環境基本計画が閣議決定された。

■環境基本法

平成5年11月に制定された、環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や都市・生活型環境問題に対処していくために、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民など全ての主体の参加による取り組みが不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

■環境保全型農業

農薬、化学肥料などの使用量の削減や、有機物を積極的に利用した土づくりなどの実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業をいう。

■環境ホルモン（外因性内分泌攪乱化学物質）

環境中にあり、動物の生体内に取り込まれると、正常なホルモンの働きを阻害して、内分泌を攪乱させる作用を持つ化学物質をいう。ダイオキシン類、PCB、有機スズ化合物など、およそ70種類が疑われる化学物質としてあげられている。

■環境マネジメントシステム

EMS (Environmental Management System) の日本語訳で、事業活動による環境負荷の低減を目指すための環境管理の仕組みを指す。

■間伐

成長に伴って混みすぎた林の立木を一部抜き切りすること。

■涵養機能

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。

■緩和

温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うこと。省エネルギーや再生可能エネルギーの普及、二酸化炭素貯留 (CCS) の普及、植物による二酸化炭素の吸収源対策などが挙げられる。一方、もうひとつの地球温暖化対策として「適応」がある。

■貴重種

天然記念物や希少野生動植物種、レッドリスト・レッドデータブックの絶滅危惧種などに指定されている生物種のこと。

■京都議定書基準年度

京都議定書の基準年度は、CO₂、CH₄、N₂Oが平成2年度(1990年度)、HFCs、PFCs、SF₆が平成7年度(1995年度)とされている。

■グラウンドワーク

住民、企業、行政等のパートナーシップにより、身近な地域の環境を見直し、自らの手で改善していく地域

の環境改善活動。

■グリーンイノベーション

エネルギーや環境分野においてこれまでとは全く違った新たな考え方、仕組みを取り入れて、新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。

■グリーン経済

持続可能な発展の実現に向けた環境に配慮した経済のこと。環境、経済、社会における政策や技術革新を連携して進め、資源を効率的に利用するとともに生物多様性を保全して、経済成長と持続可能性の両立を目指す。

■グリーンコンシューマー

日常の買い物で環境のことを考えて商品やお店を選んだり、日々の生活を人と地球が共に健やかに生きることができるよう考えて購入する消費者のこと。

■グリーンツーリズム

農山漁村で都会では決して味わえない農山漁村の豊かな自然と親しみ、その自然に調和して営まれる農林体験などを楽しみながら学び、地域の生活、伝統文化、人々とふれあってゆっくりと滞在することを目的とした余暇休暇の総称。

■クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。

■光化学オキシダント

自動車や工場などから排出された窒素酸化物や炭化水素が、強い紫外線によって光化学反応を起こし、オゾンなどの酸化物質が生成される。これらの物質が高い濃度になり、人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼすほか、植物にも影響を与えるものを光化学オキシダントという。

■高効率給湯器

エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯機に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。潜熱回収型・ガスエンジン型・二酸化炭素冷媒ヒートポンプ型などがある。

■こどもエコクラブ

次代を担う子どもたち(小中学生)が楽しく環境を学び、環境保全活動を行うために環境省が平成7年に発足させた。身近な野鳥や草花の観察などをプログラムに沿って行う。

さ行

■再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

■里地里山

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念であり、生物多様性の面でも重要な役割を果たしている。近年過疎化や開発が進み質の低下や消失がみられる。このため、生物多様性国家戦略では里地里山の危機を位置付け、重点的に取り組むこととしている。

■市街化区域

都市計画区域のうち、既に市街地になっている区域や公共施設の整備や面的な整備を行うことによって積極的に市街地を形成していく区域。

■市街化調整区域

都市計画区域のうち、開発行為は原則として抑制され、都市施設の整備も原則として行われない区域。ただし、一定規模までの農林水産業施設や公的な施設などは可能である。既存建築物を除いては、一般的に農林水産業などの田園地帯とすることが企図されている。

■静岡県環境基本計画

「静岡県環境基本条例」の基本理念である「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承」を図るため、平成9年3月に策定された計画。その後、計画の見直しが行われ、最新では、平成23年3月に「第3次静岡県環境基本計画」が策定されている。

■次世代エネルギーパーク

再生可能エネルギーをはじめとした次世代のエネルギーに、実際に国民が見て触れる機会を増やすことを通じて、地球環境と調和した将来のエネルギーの在り方に関する理解の増進を図る計画を経済産業省が認定するもの。

■次世代省エネルギー基準

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」第73条に基づいて規定された省エネ住宅の基準。平成11年に公布され、現在のものは「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主など及び特定建築物の所有者の判断の基準」及び「住宅に係わるエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」として平成18年3月に公布された。上記の告示に定めるものと同様以上の性能を有する工法かどうかの評価を行い、適合すると判断されたものに対して「次世代省エネ基準適合住宅」の評定書が交付される。

■次世代自動車

ハイブリッド車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車などを次世代自動車と呼ぶ。新車販売に占める次世代自動車の割合は、2013年度時点では23%となっているが、国は2030年までに5~7割にする目標を掲げている。

■臭気指数規制

人の臭覚を使ってにおいを判断し、その結果から算出された「臭気指数」を使って工場などからの悪臭の排出を規制するもの。従来は悪臭物質の濃度を機器で測定し、その濃度によって規制していた。しかし、悪臭は

複数物質の存在により、においの程度が変化する可能性があり、複数物質を機器で測定するにも限界があることから、臭気指数の導入が増えている。

■集団回収

同じ地域に住む人々が、一定の時間と場所を決めて、古紙などの再生資源を大量に集めて回収業者に引き渡す回収方式。集団回収の中心となるのは、自治会・町内会、子ども会、婦人会、PTAなどで、地域の事情に応じた運営がされている。

■小水力発電

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)」の対象では、出力1,000kW以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶ。用水路、小河川、道路脇の側溝の水流、水道など、さまざまな水流を利用して発電を行うこと。

■水素ステーション

燃料電池自動車の動力源である水素を製造・供給するための施設。水素を輸送して貯蔵するオフサイト型と、都市ガスを改質するなどして水素をその場で製造するオンサイト型がある。

■スマートコミュニティ

再生可能エネルギーやコージェネレーションなどの分散型エネルギーを使いながら、ITや蓄電池などの技術を活用したエネルギーマネジメントシステムを通じて、エネルギー需給を総合的に管理する社会システム。

■スマートハウス

太陽光発電や蓄電池などのエネルギー機器や電化製品、住宅機器などをコントロールし、エネルギーマネジメントを行うことで、二酸化炭素排出の削減を実現する省エネ住宅のことを指す。

■生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物などの地球上の豊かな生物種の多様性と、その遺伝子の多様性、地域ごとの生態系の多様性を包括する概念。地球上に生物が誕生し、その生物の進化に伴って増してきた多様性が、人間活動によって失われてきている。これに対応するものとして「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)」や「生物多様性に関する条約」などが締結されている。

■生物多様性基本法

わが国初の生物多様性の保全を目的とした基本法として、平成20年6月から施行されている。生物多様性のもたらす恵沢を次の世代に引き継いでいくため、事業計画の立案段階で事業者が環境アセスメントを実施するよう国に必要な措置を求めるなど、生物多様性の保全施策に関する規定を整備した。また、政府による「生物多様性国家基本計画」の策定や、地方自治体による計画策定なども定めている。

■生物多様性地域戦略

「生物多様性基本法」第13条の規定に基づき、都道府県及び市町村が、「生物多様性国家戦略」を基本として、当該自治体の区域内における生物の多様性の保

全及び持続可能な利用に関して定める基本的な計画。各地方自治体は単独で、あるいは共同して策定するよう努めることとされている。

■世界遺産

1972年の第17回ユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」の略称。人類にとって普遍的な価値を有する世界の文化遺産、自然遺産を、特定の国や民族のものとしてだけでなく、人類のかけがえのない財産として、各国が協力して守っていくことを目的としている。1975年に発効した。締約国は、登録候補地を「世界遺産委員会」に申請し、世界遺産として相応しいと認定されると「世界遺産リスト」に登録される。

■ゼロエミッション

生産工程で排出される廃棄物を、他の原料として再生利用するなど、廃棄物を出さないシステムのこと。

■潜熱回収給湯器

従来型給湯器の一次熱交換器に加え、二次熱交換器を設置し、排気ガスから潜熱を回収することで、効率を向上させた給湯器。従来のガス給湯器では排気ロスとなっていた潜熱(水蒸気として大気に放出されていた熱)を回収できるため、約80%が限界だった給湯効率を95%までに向上させている。

た行

■ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一つ。ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニル等の3物質がダイオキシン類として定義されている。

■地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第3項に基づき、区域から排出される温室効果ガス削減のための実行計画(区域施策編)であり、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市に策定義務がある。

■地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第1項に基づき、都道府県及び市町村が作成する温室効果ガス削減のための実行計画(事務事業編)であり、都道府県及び市町村の事務事業から排出される温室効果ガスが対象となる。

■地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化防止京都会議(COP3)で採択された「京都議定書」を受けて、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたもの。平成10年10月に公布され、平成11年4月から施行されている。

■長期優良住宅認定制度

長期優良住宅とは、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅のことをいう。当該住宅の建築及び維持保全に関する計画(長期優良住宅建築等計画)を作成し、所管行政庁の認定を受けることで、税制上の優遇を

受けることができる。

■鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」により、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として定められる区域。同区域内での狩猟は禁止されている。

■低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。低炭素型社会ともいう。低炭素経済(Low-carbon economy)は経済システムを重視した概念であるが、基本的には同じである。

■低排出ガス自動車

「低排出ガス車認定要領」に基づく低排出ガス認定車。

■適応

既に起こりつつある気候変動影響への防止・軽減のための備えと、新しい気候条件の利用を行うことを「適応」という。防災・減災対策や農作物の品種変更、熱中症や感染症への対策などがある。一方、もうひとつの地球温暖化対策として「緩和」がある。

■特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、「外来生物法」によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。植物ではアレチウリ、オオキンケイギク、オオハシゴウソウなど、動物ではアライグマ、台湾リス、ウシガエル、カミツキガメ、ソウシチョウ、オオクチバス、ブルーギル、セアカゴケグモなどがある。

■特定植物群落

環境省が行っている自然環境保全基礎調査のうち、特定植物群落調査において、特定植物群落選定基準に該当する植物群落を指す。

な行

■二酸化硫黄(SO₂)

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

■二酸化窒素(NO₂)

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

■二次林

過去に伐採・山火事・風害などの影響を受けた後、植物体の再生や土中の種子が成長して成立した樹林。

■燃料電池

水素と酸素を化学反応させて、直接、電気を発電する装置。燃料となる水素は、天然ガスやメタノールを改質して作るのが一般的である。酸素は大気中から取り入れる。また、発電と同時に発生する熱も生かすことが

できる。

■燃料電池自動車（水素自動車：FCV）

発電装置として燃料電池を搭載した自動車のこと。燃料電池では、水素と酸素を化学反応させて電気を発生させる。エネルギーの利用効率が高く、排出ガスがクリーン(燃料として水素を使う場合は、排出されるのは水のみ)である。

■野焼き

法律で認められた方法以外で物を燃やす行為をいう。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」には、「何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない」との規定があり、家の庭先などで木くず・紙くず・廃プラスチックなどのごみを燃やすことは野焼きになる。しかし、どんど焼きなどの風俗習慣上又は宗教上の行事、焼き畑などの農業・林業・漁業を営むためにやむを得ないものなどは例外とされている。

は行

■ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの二つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

■ハザードマップ

どこでどのような災害が起こるかを予測する地図。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、避難経路、避難場所などの情報が図示されている。災害発生時に住民などは迅速・的確に避難を行うことができ、また二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害低減に非常に有効である。

■ビオトープ

生物を表す「ビオ」と場所を表す「トープ」を組み合わせたドイツ語の造語で、「生物生息・生育空間」と訳される。

■微小粒子状物質（PM_{2.5}）

浮遊粒子状物質より小さい粒子で、粒径が2.5マイクロメートルの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。通常の浮遊粒子状物質よりも肺の奥まで入り込むため、ぜん息や気管支炎を起こす確率が高いといわれている。

■ヒートアイランド現象

都市では高密度のエネルギーが消費されており、加えて都市の地面の大部分はコンクリートやアスファルトなどの乾燥した物質で覆われているため水分の蒸発による温度の低下がなく、日中蓄えた日射熱を夜間に放出するため、夜間気温が下がらない状態になる。この結果、都市部では郊外と比べて気温が高くなり等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見えることから、ヒートアイランド現象と呼ばれている。このような現象は東京などの大都市では既に日常生活の中で実感できる程までになっている。

■ヒートポンプ給湯器

気体(冷媒)を圧縮すると温度が上昇し、減圧すると

温度が下がる原理(ヒートポンプ)を利用した給湯器。大気の熱を熱源として、コンプレッサーや熱交換器のファンに使った電気エネルギーの3倍以上の熱エネルギーを取り出すことができるので、大変効率が良く、地球温暖化防止技術として注目されている。

■浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、その粒径が0.01mm以下のものをいう。大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

■プラグインハイブリッド自動車（PHV）

コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッドカーであり、ガソリン車と電気自動車の長所を併せ持っている。

■ポケットパーク

道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。

ま行

■マニフェスト

産業廃棄物の収集・運搬や中間処理、最終処分などを他人に委託する場合、排出者が委託者に対して「マニフェスト(産業廃棄物管理票)」を交付し、委託した内容どおりの処理が適正に行われたことを確認するための制度。平成10年12月からは、従来の複写式伝票に加えて、電子情報を活用する電子マニフェスト制度が導入された。

■水循環基本法

健全な水循環の維持と回復を図るため、水循環に関する施策の基本理念や、国・地方自治体・事業者・国民の責務を定めた法律。平成26年4月に公布され、同年7月1日に施行された。水を「国民共有の貴重な財産」と位置づけ、政府による水循環基本計画の策定、国などによる流域管理、水循環政策本部の設置、水循環政策担当大臣の任命などを定めている。また、国民の水循環に関する理解と関心を深めるため、8月1日を「水の日」とした。海外資本による水源地の買収に歯止めをかける制度としても注目されている。

■メガソーラー

出力1,000キロワット(=1メガワット)程度以上の規模を有する太陽光発電システムのこと。

■モーダルシフト

自動車などに偏った輸送機関を鉄道、船舶、バスなどの公共的な輸送機関に移行させること。

や行

■ユネスコエコパーク

生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的として、ユネスコが開始し、ユネスコの自然科学セクターで実施されるユネスコ人間と生物圏(MAB:Man and the Biosphere)計画における事業のひとつ。地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、

自然に学ぶと共に、文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指す取り組みである。ユネスコエコパークは国内で親しみをもってもらうためにつけられた通称で、海外では「BR:Biosphere Reserves(生物圏保存地域)」と呼ばれている。

■要注意外来生物

現時点では「外来生物法」の規制対象となっておらず、飼養などができるが、生態系や人の生命に対する被害が指摘され、取扱いに注意が必要な種。植物ではセイタカアワダチソウ、ホテイアオイ、ブタクサ など、動物ではミシシippiacamigame、アメリカザリガニ、スクミリンゴガイ、ムラサキイガイ などがある。

■溶融スラグ

焼却灰を高温で溶かし(溶融)、灰に含まれるダイオキシン類を分解し、重金属を封じ込め、水で急速に冷やすことにより生成される安全なガラス状固化物。このように製造された溶融スラグは、砂状のガラス質であるため、砂の替わりとして建設資材に利用することができ、天然資源の保護および最終処分場の延命化等、環境への負荷を低減した循環型社会の構築が図れる材料として期待されている。

ら行

■リバーフレンドシップ制度

河川美化活動を行政機関が支援する制度で、静岡県の「協働」事業の一環として平成16年2月から施行されている。県が管理する一定区間において、住民や利用者等がリバーフレンドとなり、清掃や河川美化活動を行うことにより、「みんなの川」を「みんなで守っていく」意識向上や、身近な環境保護に関する意識啓発に繋げていただくことを目的としている。

■レッドリスト

国際自然保護連合(IUCN)が世界各国の専門家の協力によって作成した絶滅のおそれのある種のリスト。

英数

■BEMS

ビル等の建物内で使用する電力消費量等を計測蓄積し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調・照明設備等の接続機器の制御や電力使用ピークを抑制・制御する機能等を有するエネルギー管理システムのこと。

■BOD(生物化学的酸素要求量)

河川水や排水の汚濁の程度を示す。水中の微生物により有機物が分解されるときに消費される酸素の量で、数値が高いほど有機物による汚染が進んでいることになる。

■CASBEE静岡

「静岡県建築物環境配慮制度」では、建築物の環境性能を総合的に評価し、また、分かりやすく環境配慮の取り組みに関する情報を提供するため、「CASBEE静岡」という評価ツールを用いている。建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)は、平成15年に国土交通省、学識経験者など産官学の共同により開発されたシステムである。CASBEEはいくつかの評価

ツールで構成されており、静岡県の地域特性や関連する諸制度における取り組みを考慮して「CASBEE新築(簡易版)」を一部編集し直したシステムが「CASBEE静岡」である。

■CEMS

地域における電力の需要・供給を統合的に管理するシステム。地域全体の節電を行うスマートグリッドの中核となる。火力発電などの基幹電源に加え、太陽光や風力による発電量と、住宅やビルの電力消費量をスマートメーターでリアルタイムに把握し、需要と供給を常に最適化させる。

■COD(化学的酸素要求量)

海水や湖沼の汚濁の程度を示す。水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸素の量で、数値が高いほど有機物による汚染が進んでいることになる。

■ESCO事業

ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」・「設備」・「人材」・「資金」などのすべてを包括的に提供するサービス。省エネ効果を保証するとともに、省エネルギー改修に要した投資・金利返済・経費などが、すべて省エネルギーによる経費削減分で賄われるため、導入企業における新たな経済的負担はなく、契約期間終了後の経費削減分はすべて顧客の利益となる。

■ESD

「持続可能な開発のための教育」を表す英語 Education for Sustainable Development の頭文字をとったもの。ESD は環境教育をはじめ、エネルギー教育・防災教育・福祉教育・平和教育・人権教育などあらゆる分野の教育を含む概念である。

■EV(電気自動車)

EVとは、Electric Vehicle の略で、日本語では電気自動車という。近年、資源制約や環境問題への関心の高まりを背景に、電気自動車が注目を集めている。

■HEMS

住宅のエアコンや給湯器、照明等のエネルギー消費機器、太陽光発電システムやガスコージェネレーションシステム(燃料電池等)などのエネルギー生産機器と、発電した電気等を備える蓄電池や電気自動車(EV)などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適やエネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理するシステムのこと。

■Hf 蛍光灯

高周波点灯専用形蛍光ランプのことで、蛍光灯安定器(インバータ式)と組み合わせ、Hf専用器具で使用され、高効率・高出力を実現している。

■HFC(ハイドロフルオロカーボン)

オゾン層破壊効果はないものの、強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減の対象となっている気体。代替フロン(一種で、CFC(クロロフルオロカーボン)、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)などの代替物質として使用される。

■ IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)が共同で設置した研究機関「気候変動に関する政府間パネル(Intergovernmental Panel on Climate Change)」の略称。温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の実態把握と、社会経済への影響の予測、対策の検討が行われており、平成26年には第5次評価報告書が発行された。

■ ISO 14001

環境マネジメントシステム(環境管理のためのしくみ)に関する国際標準規格。

■ NPO

「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

■ PCB廃棄物

ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化ビフェニルを含む油またはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、もしくは封入された物が廃棄物となったもの(環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く)をいう。PCB廃棄物は、難分解性で人の健康および生活環境に係る被害を生ずるおそれがあることから、特別管理産業廃棄物に定められている。平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が定められ、事業者が保管しているPCB廃棄物は、自ら処分し、または、処分を他人に委託しなければならないことになっている。

■ PDCAサイクル

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(action)という4段階の活動を繰り返しながら、継続的にプロセスを改善していく手法。

■ PFC（パーフルオロカーボン）

強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減の対象となっている気体。半導体・液晶製造時に使用される。

■ PRTR（化学物質排出移動量届出）法

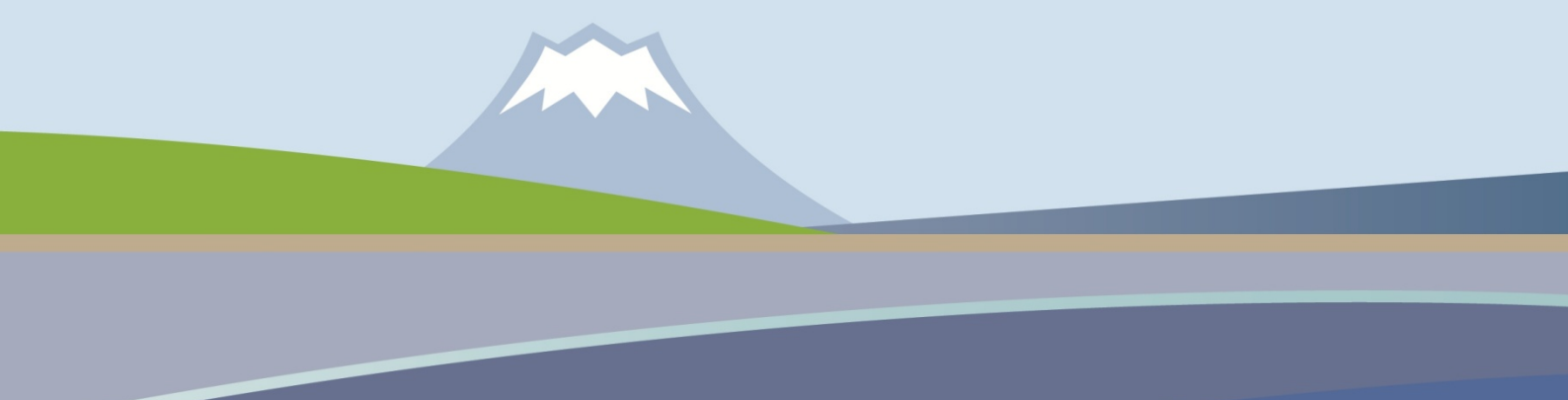
「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称で、平成11年7月に制定された。有害性のある化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を登録して公表する仕組み。国が事業者の報告や推計に基づき、対象化学物質の大気、水、土壌への排出量や、廃棄物に含まれる形での移動量を集計し、公表する。PRTR(化学物質排出移動量届出)制度ともいう。

■ SF₆（六フッ化硫黄）

強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減の対象となっている気体。熱的、化学的に安定し耐熱性、不燃性、非腐食性に優れているため、変圧器などに封入される電気絶縁ガスとして使用されるほか、半導体や液晶の製造工程でも使われている。

■ 4R

ごみの発生をできるだけ抑制するリフューズ(Refuse)、ごみとして排出することをできるだけ抑制するリデュース(Reduce)、不用となったものをできるだけ再使用するリユース(Reuse)、再生利用するリサイクル(Recycle)をいう。



第2次静岡市環境基本計画

平成27年3月

静岡市環境局環境創造課 ※平成27年4月より
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
TEL: 054-221-1077
FAX: 054-221-1492